

國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報

Annual Report of the Institute for Japanese Culture and Classics
Kokugakuin University

第16号



令和5年(2023)9月発行

もっと日本を。もっと世界へ。

【表紙写真 (Cover Image)】

赤城山西福寺開山堂の天井彫刻
「道元禪師猛虎調伏の図」(石川雲蝶作)
(新潟県魚沼市大浦)

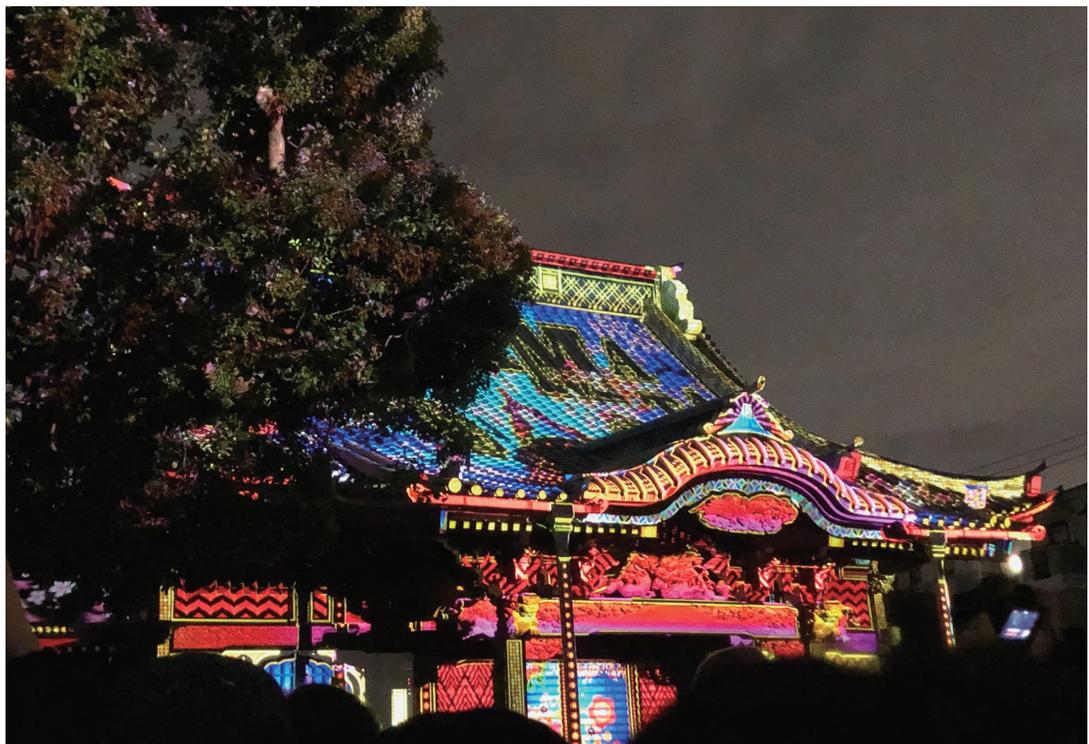
撮影：ノルマン・ヘイヴンズ



川崎大師（神奈川県川崎市川崎区）



国立療養所栗生楽泉園 胎児慰霊碑
「命カエシテ」（群馬県吾妻郡）



柴又帝釈天の投影マッピング（東京都葛飾区）



第4回渋谷盆踊り（東京都渋谷区）



ほうろ踊り
（岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内川上）



2023年9月の大地震で倒壊したクトゥビーヤ・モスク（モロッコ・マラケシュ）

國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報

第16号

目次

【プロジェクト活動紹介】

1. 「宗教文化に関する研究と学術情報発信の体制構築」
星野 靖二…… 1

【2022年度のトピック】

1. 国際研究フォーラム「ミュージアムでみせる宗教文化」
Displaying Religious Cultures: A Museum Perspective …… 5
2. 写真発明 200 年記念企画ワークショップ 第2弾
「研究者のための撮影術 3—アウラの行方」(共催) …… 8
3. 2022 年度 宗教文化士の集い (共催) …… 9
4. 『国際研究フォーラム「日本の宗教文化を撮る」
Capturing Japanese Religious Culture』の刊行 ……10
5. 公開研究会「電波な声：復帰前沖縄における怪情報、抵抗、メディア」 ……11
6. 学内研究会「島嶼部の伝統芸能をめぐる諸問題
～三宅島にみたこれまでの活動とこれからの展望～」 ……12
7. 講演要旨「井上正鐵の三宅島における活動とその影響」 ……13
8. 日本文化研究所研究会について ……14
9. 2022 年度の CERC との連携事業について ……15
10. 出張報告「研究課題「現代における「拾骨」の重視と
全国的な普及過程に関する研究」による調査」 ……17

【研究論文】

1. 近代日本における神前結婚式の再検討
—仏前結婚式との比較を中心として—
武井 謙悟……18
2. 穴穂部・穴太部考——〈穴〉字を冠する部民の検討——
長 見菜子……34
3. 柄澤照覚の神誠館と高島暦——易・暦書出版と宗教の接点——
今井 功一……51

【研究ノート】

1. 戦後の禊教における高浜伝白川家行法の受容と展開 萩原 稔……64
2. 大成教禊教『禊教会雑誌』解題・目次補遺 木村悠之介・萩原 稔……75
3. 日本統治下台湾における宗教調査と公学校
一大正4年宗教調査における台南庁を事例に一 原田 雄斗……84

【スタッフ紹介】 ……98

【出版物紹介】 ……114

「宗教文化に関する研究と学術情報発信の体制構築」

プロジェクト責任者 星野 靖二

1. プロジェクトの概要

現在の日本文化研究所は、2007年に旧日本文化研究所を一つの有力な母体として研究開発推進機構が設立された際に、同機構下の一機関として改組・設置された。旧日本文化研究所が推進してきた事業の一部を継承することを念頭に置き、設置に際して「国際交流・学術情報発信部門」と「神道・国学研究部門」の二部門を立て、これまで両部門がそれぞれに事業を推進してきた。

例えば、2019年度から2021年度まで実施された「デジタル・ミュージアムの運営および日本の宗教文化の研究と教材の国際発信」事業は主として「国際交流・学術情報発信部門」の担当プロジェクトとして推進され、「[國學院大學 国学研究プラットフォーム]」の成果公開とデータベース再構築」事業は主として「神道・国学研究部門」の担当プロジェクトとして推進されてきた。

しかし、日本文化研究所として、両部門をより有機的に連携させ、従来の研究成果を継承しつつ拡充させ、かつそれを十分に活用し、より公益に資する形で公開することなどを目指して、2022年度より新たに両部門合同でプロジェクトを推進することとし、「宗教文化に関する研究と学術情報発信の体制構築」事業を立てた。なお、同事業は中期五カ年計画の進捗を念頭に置き、体制の整備などを含めて2022年度より二カ年で進めることとする。

2022年度の本プロジェクトのメンバーは次の通りであった。

[専任教員] 星野靖二、吉永博彰、川嶋麗華

[兼任教員] 黒崎浩行、シッケタンツ、エリック、平藤喜久子、遠藤 潤、松本久史、飯倉義之

[ポスドク研究員] 高田 彩、藤井修平、宮澤安紀、大場あや、武井謙悟

[研究補助員] 木村悠之介、鳴海あかり、長見菜子

[客員教授] 井上順孝、櫻井義秀、ナカイ、ケイト、ハイヴンズ、ノルマン、山中 弘、林 淳

[共同研究員] 天田顕徳、今井信治、小高絢子、ガイタニディス、ヤニス、塚田穂高、野口生也、ビュテル、ジャン＝ミシェル、フレール、カール、牧野元紀、村上 晶、矢崎早枝子、井関大介、一戸 渉、今井功一、荻原 稔、小田真裕、小平美香、齋藤公太、芹口真結子、原田雄斗、三ツ松誠、丹羽宣子、間芝志保

2. 2022年度の成果

(1) デジタル・ミュージアムの運営

デジタル・ミュージアムの運営については、新システムへ移行後も、掲載コンテンツの調整・拡充を図っている。

<https://d-museum.kokugakuin.ac.jp>



(2) Kokugakuin Japan Studiesの刊行

オンライン英文ジャーナル*Kokugakuin Japan Studies*の第4号を刊行した。テーマを「日本文化の形成・変容・継承」とし、次の3点の論文を英訳して掲載した。

SUZUKI Satoko “The Background to the Formation of Shinto Shrines’ Annual Events: Seasonal Celebration Rites” (* 鈴木聡子「神社年中行事の形成背景—節日神事を中心に—」『國學院雑誌』122巻10号、2021年10月、1-15頁の英訳)

ITŌ Ryōhei “The Sites of Tales’ Births and Deaths: “Disorienting Deity”-type Bewitching Fox Stories” (* 伊藤龍平「物語が生まれる場、死ぬ場—「迷ハシ神型」妖狐譚を例として—」『日本文学論究』81冊、2022年3月、5-14頁の英訳)

HATTORI Hiromi “Umbrella Floats Connecting the Dead and Living: The First Bon Events of the Nakiri Hamlet in Mie” (* 服部比呂美「死者と生者を結ぶ傘鉾—三重県志摩市大王町波切の新盆行事から—」『國學院雑誌』118巻4号、2017年4月、153-170頁の英訳)

内容詳細は、下記URLを参照されたい。

<https://www2.kokugakuin.ac.jp/oardijcc/publications/kjs-04.html>



(3) 国際研究フォーラムの開催

日本文化研究所全体の催事として、国際研究フォーラム「ミュージアムでみせる宗教文化 Displaying Religious Cultures: A Museum Perspective」を企画し、2022年12月11日に開催した(本誌トピック1参照)。

これに関連して、前日の12月10日に、写真発明200年記念企画ワークショップ第2弾「研

究者のための撮影術3—アウラの行方」を共催した(本誌トピック2参照)。

「ミュージアムでみせる宗教文化」については、2023年度に報告書を刊行する予定である。

(4) 報告書『日本の宗教文化を撮る』の刊行

2021年度に、日本文化研究所の主催催事として開催した、国際研究フォーラム「日本の宗教文化を撮る」の報告書を刊行した(本誌トピック4参照)。

(5) 櫻井義秀氏による講演(「宗教文化士の集い」)

2023年2月25日に、宗教文化教育推進センター主催、國學院大學神道文化学部および日本文化研究所の共催による催事として「宗教文化士の集い」を開催し、櫻井義秀氏(北海道大学大学院教授・日本文化研究所客員教授)による講演「宗教リテラシーの低下がカルト問題を拡大する——統一教会問題から考えるべきこと」が行われた(本誌トピック3参照)。

(6) 研究会の開催

2022年度は、2022年7月7日に公開研究会「電波な声:復帰前沖縄における怪情報、抵抗、メディア」(本誌トピック5参照)、2023年2月27日に学内研究会「島嶼部の伝統芸能をめぐる諸問題~三宅島にみたこれまでの活動とこれからの展望~」(本誌トピック6参照)、また日本文化研究所研究会を9回開催した(本誌トピック8参照)。

3. 2023年度の実施計画

本事業は二カ年計画であり、2023年度が第二年度となる。引き続き日本の宗教文化に関する本学の学術情報に焦点をあわせ、「学術情報の研究・整理・拡充」と「学術情報の国際発信」について、体制を構築して、これらを推進していく。

2023年度の研究計画は以下の通りである。

1 「学術情報の研究・整理・拡充」

(1) 学術情報の一覧化・電子化

旧日本文化研究所と21世紀COEプログラムにおいて蓄積されてきた日本の宗教文化に関する学術情報について整理・電子化を進める。本学図書館に所蔵されている近代の神道・国学関連雑誌の調査を進める。優先度の高い重要な資料について、電子化を行う。

(2) 学術情報の公開に向けた連絡・調整

著作権の処理を含めて、原著者から公開許可を得て公開するための手続きを進める。そのための連絡・調整作業を行う。本学機関リポジトリへの登録も視野に入れ、そのための調整作業を行う。

(3) 研究の推進と宗教文化教育の教材開発への展開

日本の宗教文化に関する研究を進め、既存の学術情報を拡充していく。具体的には、靈魂観・死生観に焦点を合わせ、その複層的な「思想」と「実践」を考察することを課題とし、現地調査などを行い、民俗学・宗教学など多角的な視点からの検討を試みる。公開された学術情報について、より公益に資することを念頭に置いて、宗教文化教育の教材開発へと展開させていく。

2 「学術情報の国際発信」

(1) デジタル・ミュージアムとの連携

本学諸機関と連携してデジタル・ミュージ

アムの運営を推進する。また Encyclopedia of Shinto など既にデジタル・ミュージアム上で公開している学術情報を拡充していく。

(2) ウェブ上での情報発信

ウェブサイト、SNSなど各種媒体を活用して学術情報の発信を推進していく。Shinto Portalサイトを拡充し、神道についての信頼に足る英語の情報を集約していく。

(3) 国内外の研究者・研究機関との交流・連携

日本の宗教文化研究に関わる研究者・機関について情報を集積し、交流・連携を図る。英語圏の研究者と協力して、研究成果を英語化して発表する。

(4) 研究成果発信のための催事の開催

定期的に研究会を開催し、本事業の研究成果を広く発信し、また 外部から講師を招いて知見を深め、事業のより円滑な推進につなげる。

加えて、日本文化研究所として継続していく定例事業として、下記を行う。

まず、日本文化研究所の活動報告と研究成果を掲載する『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所年報』を編集・刊行する。

オンライン英文ジャーナル*Kokugakuin Japan Studies*を刊行して、本学の学術成果を英語で発信する。

また、国際研究フォーラムを開催して、宗教文化に関する問題を議論し、日本国外の研究者たちとの研究交流を促進する。2023年度は、ツーリズムと宗教文化の交錯をテーマとして催行する予定である。

関連して、新事業ではウェブサイトやSNSによる学術情報の発信を推進していくが、その際に用いるウェブサイトやSNSは、これまで日本文化研究所が継続的に運用してきたものである。下記にそれらを掲げる。

- ・ 國學院大學公式ウェブサイト
<https://www.kokugakuin.ac.jp/>
- ・ 日本文化研究所ウェブサイト
<https://www2.kokugakuin.ac.jp/oardijcc/>
- ・ Shinto Portal
<https://www2.kokugakuin.ac.jp/e-shinto/>
- ・ 日本文化研究所Facebookページ
<https://www.facebook.com/oardijcc>
- ・ 日本文化研究所 X (旧Twitter)
<https://twitter.com/oardijcc>
- ・ 宗教研究関連催事情報
<https://twitter.com/IjccRsen>

国際研究フォーラム「ミュージアムでみせる宗教文化」 Displaying Religious Cultures: A Museum Perspective

2022年12月11日に、日本文化研究所主催の国際研究フォーラム「ミュージアムでみせる宗教文化」を開催したので報告する。

以下が企画の趣旨文である：

「宗教文化」について学ぼうとする際に、文字で書かれたものが重要であることはいうまでもないが、物体としてのモノや、実践としてのコトも、また欠かすことのできないものである。本国際研究フォーラムでは、こうしたモノやコトをみせる場としてのミュージアムに焦点を合わせ、その実践や可能性について考えたい。

全体を2部に分け、第Ⅰ部「大学ミュージアムの中の宗教文化」では、宗教系大学に設置されている大学ミュージアムの展示担当者に登壇をお願いし、宗教系大学という、ある意味で特定の宗教伝統と当事者的に関わっている立場から、どのような展示の試みがなされているのか、報告してもらって議論する。第Ⅱ部「多様性の中の日本の宗教文化」では、アメリカにおける日系人の宗教文化や、アイヌの宗教文化についての展示に関する報告をしてもらい、それらの豊かさについて学びながら、同時に日本で「日本の宗教文化」をみせようとする際の自明性のようなものを、少し異なる視点から照射してみたい。

第Ⅰ部・Ⅱ部を通して、必ずしも宗教実践の直接の現場ではないミュージアムにおいて、どのように宗教文化をみせることができるのか、またデジタル化やインターネットを通じた公開が進む今、モノを現実空間でみせるということに、どのような意味があり、どういった工夫をしているか、といった点など

についても議論を深めたい。

フォーラムの概要は以下の通りである：

「ミュージアムでみせる宗教文化」

- ・日時：2022年12月11日（日）13:00～17:30
- ・場所：國學院大學渋谷キャンパス120周年記念2号館1階・2101教室
- ・報告者（敬称略・発表順）と題目：

第Ⅰ部「大学ミュージアムの中の宗教文化」

- (1) 深澤太郎（國學院大學博物館准教授）「来て、見て、体感する神道と日本の宗教文化」
- (2) 熊谷貴史（佛教大学宗教文化ミュージアム学芸員）「展示するモノと展示するコト：仏教文化の視点から」
- (3) 下園知弥（西南学院大学博物館助教・学芸員）「キリスト教展示の現状と課題：諸教会の文化をいかに展示するか？」

第Ⅱ部「多様性の中の日本の宗教文化」

- (1) エミリ・アンダーソン（全米日系人博物館学芸員）「強制収容所内の信仰と宗教：アメリカの日系人博物館を通して考える日系人の多様な宗教経験」
 - (2) 北原モコットウナシ（北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授）「アイヌ文化展示が照らす日本・東アジアの宗教」
- ・コメンテーター（敬称略）

第Ⅰ部：田澤恵子（公益財団法人古代オリエンタ博物館研究部研究部長）

第Ⅱ部：高橋典史（東洋大学社会学部国際社会学科教授）

・司会

第Ⅰ部：吉永博彰（國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所助教）

第Ⅱ部：星野靖二（國學院大學研究開発推進

機構日本文化研究所教授)

続いて、第1部「大学ミュージアムの中の宗教文化」における各報告の要旨を掲げる：
**報告(1) 深澤太郎「来て、見て、体感する
神道と日本の宗教文化」**

第1報告では、國學院大學博物館において、どのように日本の宗教文化を展示しているのか、「来る」、「見る」、「知る」、「感じる」という側面から、その活動についての発表がなされた。

まず、「来る」という観点に関連し、大学付属博物館は、社会に開かれた大学の窓口としての役割を担っていると論じた。

次に、「見る」という観点から、展示構成の工夫について言及がなされた。来館者が自由に見学できる一方で、その動線には博物館側の意図があり、全体像を示し、来館者のイメージを膨らませた上で、細かい展示を見学できるような仕掛けがなされていることが述べられた。

続いて、「知る」という観点から、モノ資料を展示する際には、なるべく本来の状態に近い設えにするために、ライティングや空間構成を工夫していることが論じられた。また、コロナ禍においては、オンラインミュージアムを作成し、来館できない人に向けたコンテンツを拡充したことも報告がなされた。

最後に、「体感する」という観点から、学生や一般、もしくは留学生などに向けたワークショップを実施することで、様々な宗教や異文化を理解する契機を創出していることにも触れられた。以上の報告を通して、大学博物館の大きな役割の1つとして、宗教リテラシーを涵養することが挙げられた。

報告(2) 熊谷貴史「展示するモノと展示するコト：仏教文化の視点から」

第2報告では、佛教大学宗教文化ミュージアムにおける、仏教文化の展示に関する実践の報告がなされた。

仏教文化を「仏教に関わる人間の営み全般」

を指すと述べた上で、展示するモノについて言及がなされた。例えば、展示物には、実物の仏像や仏具類もあれば、複製や模型などのレプリカも存在する。また、そうした展示物は館蔵資料や寄託資料、借用資料など、様々な種類があり、展示にあたっては様々な制限があることにも触れられた。

そして、上記の展示物には、制作技術や工程、実際の使用方法、用途、設えなど、様々なストーリーが付随している。展示の際には、展示する「モノ」にまつわる「コト」を示すことで、観点を増やすことができると述べられた。

併せて、佛教大学宗教文化ミュージアムでは、実演や参加体験を行うことで、そうした「モノ」の背景にある「コト」を示す活動を行っていることも紹介された。

報告(3) 下園知弥「キリスト教展示の現状と課題：諸教会の文化をいかに展示するか？」

第3報告では、西南学院大学博物館のキリスト教に関する展示の活動報告がなされた。

西南学院大学博物館では、諸教会や諸教派の文化を幅広く扱うことを方針としている。これは、教派を超えた交流が進み、各教派の教義や文化についての相互理解が進んでいる現状を踏まえているという。加えて、大学博物館は、学術的な立場から宗教文化に向き合うという使命を持っている。そのような使命を果たすためにも、諸教会の「モノ」を通して文化の多様性を可視化することが求められている。

一方で、諸教会の文化を扱うためには、「用語・訳語」の統一や使い分けについての検討が不可欠であり、今後の展示でどのような方針を取るべきかという議論の必要性、どの教派や教会の用語・訳語を基準とするのかという課題が提示された。

以上の3報告を受けて、田澤恵子氏からコメントを得た。

田澤氏は、信仰の対象となる「モノ」や宗教文化を「モノ」として展示する際の葛藤に

ついて触れ、宗教文化を扱う展示はセンシティブな問題であることに言及した。そして、宗教文化を展示する際は、学術的な立場から歴史の一部として扱うことが重要だと指摘した。加えて、以上のような態度が、宗教リテラシーの涵養に繋がるとコメントした。

次に、第Ⅱ部「多様性の中の日本の宗教文化」における各報告の要旨を掲げる：

報告(1) エミリ・アンダーソン「強制収容所内の信仰と宗教：アメリカの日系人博物館を通して考える日系人の多様な宗教経験」

第1報告では、アメリカの日系人に関する博物館において、宗教をどう展示するか、なぜ展示するのか、という発題があった。どう展示するかという視点からは、アメリカにおいてマイノリティの宗教である仏教などの日系人の宗教文化を理解してもらうために、教えや儀式をわかりやすく説明する必要性が説かれた。例えば、展示では一目見て興味を喚起し、もっと知りたいと思わせるような資料を選定するなどの工夫が語られた。

また、なぜ展示するかという視点からは、移民の宗教に対する偏見をなくし、共生する方法を模索するために、宗教の展示をすることの重要性が示された。一方で、キリスト教がマジョリティであるアメリカでは、説明することが難しい日本宗教である神道や新宗教(天理教、金光教など)は、展示から外される傾向があることが指摘された。

最後にコロナ禍において、博物館でのパーティクル・ツアーが行われたことも報告がなされた。

報告(2) 北原モコットウナシ「アイヌ文化展示が照らす日本・東アジアの宗教」

第2報告では、展示活動を通じた研究と実践に関する活動の報告がなされた。その際に、アイヌ民族の内向きの取り組みとアイヌ民族の外向きの取り組みという2つの視点から発表があった。

上記の内容に先立って、儀礼に用いられる

道具の観点から、アイヌ民族の宗教についての説明がなされ、アイヌ民族の宗教文化の多様性や他民族の宗教文化との同質性が示された。

そして、クマの儀礼用衣装を例に、製作と展示について論及がなされた。内向きの取り組みとしては、その製作過程をも展示することで、技術の保存や文化復興を行い、外向けにはクマの儀礼の持つ意味やその分布の調査結果を提示することで、アイヌ文化の多様性を示し、外部の人びとが持つアイヌ民族や宗教文化に対するステレオタイプの解体を目指したことが報告された。

以上の2報告を受けて、高橋典史氏からコメントを得た。

高橋氏は、博物館における宗教文化の展示が、学術研究と一般社会を架橋する役割を果たしていることを指摘した。また、宗教に関連する学術研究を教育に広く結びつけ、社会に公開する博物館の社会的意義の重要性を示唆した。そして、多様性への注目が集まる現代社会において、比較の方法を用いて様々な展示が行われることは、多文化共生の観点からも意義深い取り組みだとコメントがあった。

その後、フロアに開いて質疑応答が行われ、若干時間が足りなかったものの、充実した議論がなされた。本フォーラムには延べ71名が参加した。

なお、本催事は、企画・準備から開催まで、國學院大學博物館との有機的な連携を通じて実施され、フォーラム後に、下記のように、登壇者でもある深澤太郎氏(國學院大學博物館准教授)の解説付きで、國學院大學博物館の展示見学が行われた。

○展示見学「展示担当者がミせる宗教文化」

日時：2022年12月11日(日)17:45~18:15
解説：深澤太郎氏(國學院大學博物館准教授)

この展示見学も、参加者からは非常に好評であり、フォーラムにおける議論を踏まえた上で、更に交流・意見交換が行われた。

(星野靖二)

写真発明200年記念企画ワークショップ 第2弾 「研究者のための撮影術3—アウラの行方」(共催)

2022年12月10日(土)、写真発明200年記念企画ワークショップ第2弾「研究者のための撮影術3—アウラの行方」を開催した。開催概要は以下の通りである。

【日時】2022年12月10日15:30~18:30

【場所】國學院大學渋谷キャンパス120周年記念2号館2103教室(対面)

【講演者・題目】

- ・露口啓二(写真家)「アイヌの地を撮る」
- ・川瀬慈(映像人類学者・国立民族学博物館准教授)「憑依する人を撮る」

【解説】港千尋(写真家・多摩美術大学教授)

【司会】平藤喜久子

【主催】科研費(基盤研究B)「日本宗教教育の国際的プラットフォーム構築のための総合的研究」(代表:平藤喜久子)

【共催】日本文化研究所

本ワークショップは、同科研主催のワークショップ「研究者のための撮影術—カメラは悪くない!」(2020年12月28日開催)、写真発明200年記念企画ワークショップ「研究者のための撮影術2—光あれ!」(2022年1月24日開催)に続くもので、国際研究フォーラム「ミュージアムでみせる宗教文化」の関連催事として開催された(本誌15号トピック4、本号トピック1参照)。

露口氏は、写真集『自然史』(赤々舎、2017年)、『地名』(赤々舎、2018年)の作品を例示しながら、自身の作品制作の手法・主眼について講じた。『自然史』は人間の活動の場を浸透していく「自然」を、『地名』はアイヌ語に



川瀬氏による講演

起源を有する地名を視覚的に捉えた作品である。「平凡な風景」写真と、時間や場所を隔てたフレームの「外部」を繋げるといった具体的な制作手法に及ぶ内容であった。

川瀬氏は、短編映像作品『精霊の馬』(英題: When Spirits Ride Their Horses、28分、2012年)を紹介し、エチオピアのザールという憑依儀礼をとらえた同作品について講じた。映像を流しつつ、精霊を迎え入れるため、匂いや音、光や踊りによって儀礼の場を「あたためる」必要があり、その場を撮影するカメラも儀礼に合わせて揺れ動くようすなどについての解説がなされた。

両公演の後には、過去2度のワークショップに参加した港氏によって、写真の撮影技術に関する解説がなされたほか、当学の学生が持ちよった「失敗写真」に対して、各登壇者らによって技術的な助言がなされた。

また一連のワークショップに寄せられた「失敗写真」への助言や、登壇者を含めた写真家や宗教学者らが執筆した論考を集めた『〈聖なるもの〉を撮る』(本号出版物紹介参照)が2023年8月に刊行された。

(平藤喜久子)

2022年度 宗教文化士の集い

2023年2月25日、宗教文化教育推進センター主催、國學院大學神道文化学部および日本文化研究所の共催による「宗教文化士の集い」が、國學院大學渋谷キャンパスとオンラインの併用形式で開催された。以下にその内容を報告する。

第一部では、櫻井義秀氏（北海道大学大学院教授）が「宗教リテラシーの低下がカルト問題を拡大する——統一教会問題から考えるべきこと」と題して講演を行った。櫻井氏は宗教社会学者として、カルト問題や宗教の社会貢献について研究してきた実績がある。講演には國學院大學学生を含め100名以上が参加した。

櫻井氏によると、統一教会（世界平和統一家庭連合）はキリスト教が韓国で土着化して生まれた教団であり、時代ごとにその形態を大きく変えてきている。合同結婚式は1960年代から始まったが、これは創始者の文鮮明と韓鶴子が信者たちの仲人を務めることで、「無原罪の子供たち」を増やすことを目的としている。また、信者には地獄で苦しむ先祖を救うために献金を積むこと（先祖解怨）が要求されるが、韓国と比べ日本の信者の献金額は遥かに高く設定されている。これは日本が韓国を植民地化していた時代に生まれた世代の日本に対する認識が背景となっているとされ、こうした点から櫻井氏は統一教会を「怨みの宗教」と呼んでいる。

統一教会は、伝道の過程で「靈感商法」などによる社会問題を引き起こす一方、共産主義や同性愛への反対姿勢から保守派の政治家と強く結びついてきた側面がある。現在では

法的な側面から教団の活動を規制しようという動きも生じているが、マインド・コントロールという概念の定義の難しさや、一世・二世信者の認識の違い、他の宗教教団への影響など、法的規制には課題も多い。こうした状況で、宗教リテラシーを身につけ、様々な宗教を比較し自分なりの視点を持つことが、カルト対策のために重要なことだと櫻井氏は述べた。

櫻井氏が参加者から事前に寄せられた質問に答えた後、中東を中心にイスラム教やジェンダーの問題について研究している後藤絵美氏（東京外国語大学助教）によるコメントが行われた。後藤氏は、カルト問題の中に「信仰」はどう位置づけられるのか、宗教リテラシーにおいて何をどこまで理解すれば「知った」ことになるのか、という2つの問いを提起した。

櫻井氏は1つ目の質問については、宗教とカルトは地続きであるため「カルト」というのは実態ではなく、その組織の社会性を評価する際の概念として使うべきだが、倫理的な側面の有無で宗教とカルトや過激主義を区別することは可能だと答えた。2つ目の質問に対しては、宗教文化を学ぶうえで重要なのは、自己の限界を意識しつつ、偏狭な視野に陥らないように交流や広がりの中で学ぶことではないかと述べた。コメントとリプライの後、会場およびオンライン上の参加者との質疑応答が行われた。

講演の終了後は、宗教文化士のみを対象とした交流および歓談の場が設けられた。

（藤井修平）

『国際研究フォーラム「日本の宗教文化を撮る」 Capturing Japanese Religious Culture』の刊行

本書は、2021年12月11日（土）に國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所の主催で開催された国際研究フォーラム「日本の宗教文化を撮る」における各発表を、報告書としてまとめたものである。



報告書表紙

開催概要は既に本誌第15号トピック1（7～9頁）にて紹介されているため、ここでは報告書の構成と内容に焦点を絞って示す。

URL：<https://www.kokugakuin.ac.jp/research/oard/ijcc/ijcc-publications/forum-cjrc2021>



【報告】 7～14頁

「仏像の3D計測と「お身代わり仏像」—仏像盗難と地域社会の現在—

大河内智之、奈良大学准教授

【報告】 15～27頁

「いまドキュメンタリーを撮るということ—寺院のCOVID-19対応から考える—

ティム・グラフ、マンチェスター大学講師

【報告】 29～40頁

「カジュアルに真面目に、映像（映画・ドラマ・

番組）で伝える神社」

山咲藍、映像制作会社スタジオブルー脚本家・プロデューサー

※執筆者の肩書きは 本書刊行当時のもの。

本書の編集は、國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所のメンバーが行った。

大河内氏は、和歌山県立博物館と和歌山県立若山工業高等学校が連携しながら進める、3Dスキャナーを用いた文化財の計測と3Dプリンターによる造形化に関する活動を中心に報告している。当活動の目的には、展示のユニバーサルデザイン化に対応した“さわれる”資料の作成、文化財の盗難防止対策への活用がある。

グラフ氏は、2021年に寺院がいかにしてCOVID-19に対応したかをテーマにして作成した映像、その制作から配信に至るまでの流れ・方法を中心に報告している。この映像は、同テーマの学術論文とあわせてドキュメンタリーとして公開したもので、論文内容を理解する一助として、また教育の手段としての映像の可能性が示された。

山咲氏は、神社をテーマとする番組『ニッポン神社めぐり』の制作の流れについて報告している。制作過程の説明では、記録する“ドキュメンタリー”と人を楽しませる“エンターテインメント”の両面を有するTV番組において求められる、視聴者や撮影先の神社に向けた配慮の重要性を述べる。

本書を通じて、宗教文化を“撮る”にあたっての技術や配慮といった実践的な手法に関する見識を広げるとともに、撮った写真・映像の活用について、諸場面におけるそれぞれの展望が示された。

（川嶋麗華）

公開研究会 「電波な声：復帰前沖縄における怪情報、抵抗、メディア」

2022年7月7日、ドリュー・リチャードソン氏（カリフォルニア大学サンタ・クルーズ校、Ph.D. Candidate）および崎濱紗奈氏（東京大学東洋文化研究所東アジア藝文書院特任助教）を招いて、公開研究会「電波な声：復帰前沖縄における怪情報、抵抗、メディア」が開催された。研究会はZoomを用いたオンライン形式で行われた。リチャードソン氏は日本の民俗学・民間伝承・妖怪などの語りのメディア性や土地性をテーマに研究しており、國學院大學に国際招聘研究員として滞在している。以下に、公開研究会の概要を記述する。

発表は、米軍占領下の沖縄で1950年から1972年まで統治に携わっていた琉球列島米国民政府（USCAR）の資料などをもとに、沖縄より送信されていた米国官放送ボイス・オブ・アメリカ（VOA）の危険な電波にまつわる噂を扱うものである。強力な送信機より発せられた電波により、近隣では鍋からラジオ放送が聞こえる、テレビが火花を散らすなどの怪現象が報告された。こうした現象を起こすとされた電波送信に対して抗議運動が起こるとともに、暗号が流されている、怪しい火が見られる、人や動物が感電死するといった様々な怪情報が流布するようになった。こうした噂にはUSCARや日本政府も対応を迫られたが、それは噂が占領に対する抵抗運動へと人々を駆り立てることを危惧していたためである。実際に、USCARへの抵抗が強まると噂も再浮上するという関係が見られ、沖縄の新聞メディアもそうした噂を報道することによって、抵抗を広げる役割を果たしてい

た。このように、メディアとしての怪情報は革命的な潜在力を持っていたのである。

以上の発表に対し、崎濱紗奈氏によるコメントが行われた。崎濱氏は近現代沖縄と日本の思想史を専門とし、政治と主体、主体性をテーマに研究している。コメントでは時代背景として、土地の強制接収などを伴ったUSCARによる沖縄統治の苛烈さと、それに対する島ぐるみ闘争運動や復帰運動の高まりについて解説された。そうした状況で、USCARは「琉球民族」という主体性の構築をもくろみ、日本からの分断を図ったが、他方で抵抗運動により「沖縄人」としての主体性も生み出されていった。

続いて質問として、誇張された情報という性質をもつ噂話の力について、メディアが主体性を作っているのか、主体性がメディアを形成するのかが問いかげられた。また、現在問題になっているフェイクニュースと噂話との違いについても質問された。最初の質問への返答では、読者が知りたいことをメディアが提供していった結果、USCARの意に反する報道がなされていったと回答された。そのため主体性は、メディアとともに読者にもあるといえる。第2の質問に対しては、噂話はその大部分は事実である点が異なると述べられた。

その後フロアからの質疑応答も行われ、盛況のうちに本研究会の幕が閉じられた。

（藤井修平）

学内研究会「島嶼部の伝統芸能をめぐる諸問題 ～三宅島にみたこれまでの活動とこれからの展望～」

日本文化研究所では、2023年2月27日（月）に学内研究会「島嶼部の伝統芸能をめぐる諸問題～三宅島にみたこれまでの活動とこれからの展望～」を開催した。三宅島で伝統芸能の調査・研究や啓蒙活動にあたる柳原（壬生）友子氏の発表後、伝統芸能の研究者である橋本裕之氏によるコメントがあり、最後に会場全体での質疑応答を行った。開催概要を以下に示す。

■開催概要

【日時】2023年2月27日（月）13：30～16：30

【開催方式】対面（於、AMC 5階 06会議室）

【発表者】柳原（壬生）友子

【コメントーター】橋本裕之（坐摩神社権禰宜／大阪公立大学都市科学・防災研究センター特別研究員）

【司会】川嶋麗華（本学研究開発推進機構助教）

■研究発表

柳原氏による発表「島の内からの目・外からの目—三宅に暮らす知恵としての信仰を伝えてゆきたい—」は、I. “島のひとの目”をもちたい、II. 信仰の中に暮らしがのこる 暮らしの中に信仰がのこる、III. 現在の三宅島で、継承を考える、IV. ぜひ三宅へ！「三宅島役所跡」へ！！の4部からなり、柳原氏の三宅島での活動事例が、スライドの写真を織り交ぜながら発表された。

柳原氏は、高校時代に伊豆諸島を訪れて以来、島の魅力に惹かれ、往来を続けてきた。現在は三宅島の神職を代々つとめる壬生家に嫁ぎ、島外の目を持つ島内の人として、三宅島の魅力を発信する活動を行っている。

壬生家が神職をつとめる島内の各神社では、東京都指定の無形民俗文化財である「御笏神社の神事」といった民俗芸能を含む様々な行事が伝承される。年始めには「御祭神社の神事」

に先立つ行事として「御太刀様」の「島めぐり」がある。隔年8月に神輿が島を巡る「富賀神社の巡り御輿」では、壬生家が神事を執り行うだけでなく、島内の地区を巡る中で、各地区に伝承される芸能が奉納される。ほかにも7月の牛頭天王祭や、2月の初午などの行事が伝承される。柳原氏は数多の神事・祭礼を紹介したうえで、「自然・暮らし・信仰が相互に近い」という三宅島の特徴を述べ、伝統芸能を含む諸行事を継承することの重要性を主張した。

継承にあたっての課題として、柳原氏は、交通の便／噴火と避難・人口減少／異動人口／医療機関／自然の特徴／学校・教育文化観光施設や機関／職業／副業としての農漁業という8つの基本課題を挙げた。これらの課題を把握したうえで、島の特徴を知り、誇りを持ちつつ、自然科学・人文科学の学際的視点から文化の記録と説明を行うべき、と述べた。さらに具体的な活動事例として、神事・芸能の稽古や神社の掃除活動、茅葺き屋根の三宅島役所跡の保存活動、小中学校の郷土理解学習へ参加、民俗の聞き取りや技の継承、HPやブログ、SNSによる記録と発信の活動、の5つを挙げて説明した。

最後に柳原氏は、島での暮らしに寄り添い、馴染む形を模索しつつ、知恵を伝える「内からの目」と、文化的な特異性・重要性を学んで地域活性や誇りに繋げる「外からの目」の両視点をもち、三宅島の文化を継承するという抱負を述べた。当面の目標として、東京都指定史跡「三宅島役所」を拠点とし、島内外の人物との交流を深めることを挙げ、本発表を終了した。

参加者が三宅島の文化継承を考える有意義な研究会となった。（武井謙悟）

講演要旨「井上正鐵の三宅島における活動とその影響」

日本文化研究所では、靈魂観・死生観に関するプロジェクトを次年度に向けて準備しており、三宅島での調査も予定している。そのため、2023年2月21日の第7回日本文化研究所研究会では共同研究員の荻原稔氏に、三宅島で活動した神道家・井上正鐵（1790～1849）についてご発表いただいた。他の日本文化研究所研究会についてはトピック8、同じ三宅島を対象とする学内研究会「島嶼部の伝統芸能をめぐる諸問題」についてはトピック6を参照されたい。

正鐵は、父親が関心を持っていた神道・国学のほか、医学、さらには食養・呼吸や念仏などの行法も学び、平田家や白川家とも関わりながら、1840年から神明社（現在の足立区梅田）を拠点に教化活動を行った。しかし、寺社奉行から2回にわたる取締を受け、1843年、三宅島に遠島となる。今回は、島で没するまでの5年半の活動が紹介された。

生まれ故郷・日本橋の近辺から流人船に乗り込んだ正鐵は、かねてより覚悟していた遠島を自身の「みそぎ」「はらひ」と位置づけ、新島や式根島を経て三宅島に到着した。以降、本土の門中に書簡で指導・運営体制を指示しながら、島でも門中を形成していくこととなる。とりわけ、1845年に雨乞いの祈祷を成功させたことで島人の尊敬を受け、そこから新居の造営、神代巻解説書や問答体文書の執筆を行うなど充実した日々を送るが、中風を発症し、1849年、60歳で死去した。

三宅島神着村の名主も務めた浅沼元右衛門による『三宅島年代見聞記』には、先述した雨乞いのほか、新しい蚕種の導入や「水溜」（貯

水池）の制作を行ったことが記されており、島の人々への影響を窺うことができる。

また、見聞記にも登場する梅辻規清は、江戸で烏伝神道を説いて取締を受け、八丈島へ流される途中の1847～48年、三宅島に滞在した人物だった。正鐵は、梅辻と面会し相互に研鑽するなかで「ふとまにの法」を伝授され、神代巻解説についてもアドバイスを得たことを書簡で述べている。

明治期における正鐵の門中は、教派神道のうち、特に「禊教」として知られる坂田家門下だけではなく、大成教などにもまたがっていた。大成教では『井上正鐵翁遺訓集』がまとめられるが、文筆家ではなかった正鐵が多くの書簡を残したのは、遠島の影響である。また、正鐵と梅辻の伝記を書いた岸本昌熾ら神習教二葉教会のように、本土における大成教と神習教の人的な重なりも興味深い。

現在の島には、伊ヶ谷地区の三宅島禊教会（単立）をはじめ、同教会境内の墓、1845年に詠句を揮毫した書、雨乞碑などの遺跡や『御用留』『三宅島年代見聞記』といった文書が、正鐵の痕跡として残されている。墓は伊ヶ谷だけではなく阿古地区にも分骨されていたものの、荻原氏が初めて三宅島で調査を行ってから数か月後の1983年10月、噴火により溶岩流に埋没してしまった。

発表後、共同研究員の三ツ松誠氏がコメンテーターを担当し、フィールドワークのポイント、正鐵における三宅島の位置づけ、幕府から取締を受けた他の宗教活動との比較について質問した。他にも質疑があり、今回は約30人が参加する盛会となった。（木村悠之介）

日本文化研究所研究会について

2021年度に始めた公開の研究会である日本文化研究所研究会を、本年度も引き続き開催し、9回の研究会を催行することができた。研究員同士の相互理解を深め、かつ個々の研究成果を広く社会に対して発信していく有益な場となっている。形式はいずれもZoomを用いたオンラインで、概ね毎回30名程度の参加者を得た。概要を以下に列記する。

- ◆第一回：6月6日（月）19：00～20：00
発表者：長見菜子（日本文化研究所研究補助員）〔※以下、所属は特に追記がない限り日本文化研究所のもの〕
発表題目：「『古事記』『軽太子物語』の諸問題—文章表現からみる寓意性—」
- ◆第二回：6月30日（木）19：00～20：40
発表者：川嶋麗華（助教（特別専任））
発表題目：「近現代における火葬習俗の変遷—遺体処理にみる伝承性—」
- ◆第三回：7月28日（木）19：00～20：40
発表者：藤井修平（ポスドク研究員）
発表題目：「ビッグ・ゴッド理論の検討—宗教認知・進化学的展開の一側面として—」
- ◆第四回：8月25日（木）19：00～20：40
発表者：木村悠之介（研究補助員）
発表題目：「近代神道雑誌史・出版史の新たな展望」
※『中外日報』より取材があり9月7日号で紹介された。
- ◆第五回：10月27日（木）19：00～20：40
発表者：武井謙悟（ポスドク研究員）
発表題目：「開帳の近代—近世との連続／断絶」

- ◆第六回：11月30日（水）19：00～20：40
発表者：大場あや（ポスドク研究員）
発表題目：「葬儀・墓をめぐる国家政策と改革運動の展開—日中比較研究に向けて—」
- ◆第七回：2月21日（火）19：00～20：40
発表者：萩原稔（共同研究員）
コメンテーター：三ツ松誠（共同研究員、佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授）
発表題目：「井上正鐵の三宅島における活動とその影響」（トピック7参照）
- ◆第八回：3月7日（火）19：00～21：10
発表1 19：00～20：00
発表者：鳴海あかり（研究補助員）
発表題目：「丑の刻参りの形成・発展・変化」
発表2 20：10～21：10
発表者：高田彩（ポスドク研究員）
発表題目：「宗教集団の運営における宗教的職能者の家族が担う役割—シャドウ・ワークを軸として—」
- ◆第九回：3月28日（火）19：00～21：10
発表1 19：00～20：00
発表者：宮澤安紀（ポスドク研究員）
発表題目：「現代日本における遺骨への態度をめぐる—遺骨の両義性と手元供養品」
発表2 20：10～21：10
発表者：小高絢子（共同研究員）
発表題目：「現代の仏教寺院における信仰の諸相—堀之内妙法寺の参詣者の語りから」

好評であることもあり、次年度以降も、回数や形態を考えながら継続していきたい。

（星野靖二）

2022年度のCERCとの連携事業について

日本文化研究所では宗教文化教育推進センター（通称CERC）との連携により、宗教文化教育推進のための教材作成に取り組んでいる。以下では、2022年度の教材開発の成果とCERCの活動について報告する。

（1）宗教文化教育推進のための教材作成について

教材開発に関して、CERCとの共同で宗教文化を学ぶための以下のオンライン教材を既に公開している。①「宗教文化を学ぶための基本書案内」②「世界遺産と宗教文化」③「映画と宗教文化」④「博物館と宗教文化」⑤「宗教文化に係る基本用語クイズ」。

2022年度は、特に②「世界遺産と宗教文化」③「映画と宗教文化」④「博物館と宗教文化」の内容の拡充を図り、データベースへの新規項目の追加のほか、重要な項目に関する解説を執筆、公開した。

②「世界遺産と宗教文化」の教材では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「グラナダのアルハンブラ宮殿、ヘネラリーフェ離宮、アルバイシン地区」などのページを新規に15件追加したほか、「石窟庵（ソックラム）と仏国寺（ブルグクサ）」に写真を追加した。③「映画と宗教文化」の教材では、「巫女っちゃけん。」、「星の子」、「牛首村」など、近年公開された宗教文化に関連する映画を新たに3件掲載した。④「博物館と宗教文化」の教材では、「日本民藝館」のページを追加した。2022年度時点で②は計190件、③は計217件、④は計176件となった。①、⑤についても情報収集を継続して行っており、次年度以降も

教材の充実を図る。

（2）CERCの活動について

2-1. 認定試験の実施

CERCでは2022年度、6月12日（日）に第21回、11月20日（日）に第22回の宗教文化士認定試験がZoomを用いたオンライン上で行われた。

第21回試験の受験者は13名、合格者は9名であり、続く第22回試験の受験者は25名、合格者は18名であった。第1回試験からこれまでに457名の宗教文化士が誕生している。

2-2. 新たな受験資格の導入と受験制度の改定

さらなる宗教文化教育の発展を目的とし、2021年度第20回試験よりe-learning教材の学修をもって受験資格に充当するe-learning履修コース（Bコース）が導入されている。「Aコース」では大学・大学院で履修した単位によって受験資格が取得できる一方で、「Bコース」では所定のe-learning教材を履修し修了が認定された場合に受験資格を取得することが可能となる。受験資格取得用のe-learning教材は10科目（総説（必修）、神道、日本仏教、日本のキリスト教、東アジアの宗教、南アジアの宗教・上座部仏教、ユダヤ教・カトリック・オーソドクス、プロテスタント、イスラム教、日本と世界の新しい教団）からなり、総説を含む5科目以上を学習し、復習テストに合格すると受験資格を得ることができる。

大学や学部のカリキュラムやその性格上受験資格を得るのが困難な大学生・大学院生・

社会人にも受験の機会を提供できるようになっており、2022年度の第21回試験では4名が、第22回試験では9名がBコースの受験者であった。

2-3. 「宗教文化士の集い」の開催

宗教文化士へのアフターケアとして、CERCでは年に一度を目安に「宗教文化士の集い」を行っている。新型コロナウイルスの流行にともない、2020年度、2021年度はオンライン形式での集いが行われていたが、2022年度は対面とオンラインのハイブリッド形式での開催が企画され、第6回「宗教文化士の集い」として、2023年2月25日（土）に國學院大學を会場に、Zoomによるオンライン参加も可能な形で実施された。

第一部では櫻井義秀氏（北海道大学大学院教授）による講演「宗教リテラシーの低下がカルト問題を拡大する——統一教会問題から考えるべきこと」があり、コメンテーターに後藤絵美氏（東京外国語大学助教）を迎え、参加者を交えた質疑応答の場も設けられた。國學院大學神道文化学部との共催であったことから、第一部には宗教文化士・上級宗教文化士57名のほか、教員16名、國學院大學の学生21名を含めた計101名が参加した。さらに、第二部では宗教文化士・上級宗教文化士と運営委員・連携委員との歓談の場が設けられた。宗教文化士・上級宗教文化士39名を含む、対面・オンライン合わせて計53名の参加があった。

このような「宗教文化士の集い」は、宗教文化士同士の交流を促すだけでなく、資格取得者の実際の声から、資格の役割や必要なアフターケアについて考えるための機会ともなっている。

2-4. 更新（上級宗教文化士認定）について

宗教文化士資格は取得から5年間の有効期限が設けられており、本年度は第12回・第13

回認定試験の合格者を対象とした更新の受け付けが行われた。更新のためには、(a) e-learningによる学習、(b) CERC指定の講演会などの聴講とレポート提出、(c) メルマガの記事をもとにしたレポートの提出、(d) 体験に基づくレポートの提出、の4種から1つまたは複数を選び、計3ポイントが認められることが必要となる。更新が認められると、終身資格の「上級宗教文化士」が与えられる。

第12回認定試験での資格取得者は16名で、そのうち10名が更新のための課題を提出し、更新が認められて上級宗教文化士となった。第13回認定試験については15名の資格取得者のうち7名が上級宗教文化士に認定された。2022年度末までに計158名の上級宗教文化士が誕生している。

2-5. 宗教文化士および上級宗教文化士へのサポートについて

CERCでは、宗教文化士の資格取得後も宗教文化に関する情報を得るためのサポートの一環として、「CERCメルマガ」を発行している。メルマガでは、宗教文化に関わる最新のニュースを解説とともに紹介するほか、講演会やシンポジウムの情報、CERCの運営委員によるリレーエッセイ、宗教文化に関わる新刊の紹介、宗教文化士の体験レポート、宗教文化士の集いの報告などが掲載されている。2022年度末時点で、43号まで発行された。

また、宗教文化士へのサポートとして、住所やメールアドレスの変更を連絡するためのフォームも提供しており、連絡先変更の円滑な反映と、資格更新の通知やメルマガ配信の際のメール不達の減少につながっている。

（小高絢子）

出張報告「研究課題「現代における「拾骨」の重視と全国的な普及過程に関する研究」による調査」

科研「現代における「拾骨」の重視と全国的な普及過程に関する研究」(研究活動スタート支援 研究代表者：川嶋麗華)の一環として、民俗調査を行ったので報告する。

研究の概要は次のとおりである：

本研究は、高度経済成長期以後、家族による拾骨が全国的に普及した経緯を追跡し、現代の葬送に拾骨を位置づけることを目的とする。現在の火葬は、近代以降に開発・改良された火葬炉による遺体処理法の一つだが、そこには拾骨という儀礼的な要素が含まれる。各地が火葬場を受容する前後においてみられた埋葬・火葬といった葬送習俗を連続的に捉えることで、現在の火葬場にみられる技術と儀礼の伝承動態を検討する。

2022年9月8日～11日に岐阜県揖斐郡揖斐川町、同年10月20日～23日に山形県鶴岡市および飽海郡遊佐町、2023年2月18日～23日に東京都小笠原村、同年3月9日～12日に愛知県旧祖父江町(現稲沢市)にて、火葬習俗を中心とする民俗調査を行った。いずれも聞き書き調査から公営火葬場の受容経緯を追跡できる、高度経済成長後期以降に公営火葬場が導入された地域である。なお、愛知県旧祖父江町では、日本文化研究所のPD研究員で、葬送習俗に関する研究者である宮澤安紀氏、大場あや氏、両名の協力のもと、調査を遂行した。

上記の調査から、各地域の公営火葬場で拾骨が受容・儀礼化された経緯を追跡することができた。

例えば、小笠原諸島では社会福祉協議会が、葬儀の運営や火葬場での遺族への対応といった助葬事業を実施している。昭和40年代に日



旧祖父江町内に残された古い火葬場

本に返還された後、小笠原の社会・生活の基盤を整える中で葬儀のあり方もまた模索されてきた。社会福祉協議会が葬儀の主軸を担うようになるにつれ、葬儀の流れも一定のものへと形作られていき、火葬後の拾骨については、職員が内地で学んだ作法を取り入れたという事例が確認された。また山形県の鶴岡地域では、従来一部の土葬にみられた「五穀撒き」という作法が拾骨時にも行われており、公営火葬場の利用に伴って儀礼的要素を局所的にとり入れた事例が確認された。

現在の公営火葬場は、地方自治体や衛生管理組合などの施設保有者、または指定管理者制度によって運営・管理が行われることが多い。しかし、公営火葬場の受容経緯を追跡すると、地区で火葬場を設置する場合などもみられる。村や地区などが設置した火葬場の中には、利用者が自身らで火葬し、片付けまで行うような、賃借型の公共施設もあった。こうした施設では、火葬場の管理者が受容した例とは異なる経緯によって儀礼的要素の受容がなされており、類似した事例の更なる追跡が望まれる。(川嶋麗華)

近代日本における神前結婚式の再検討 — 仏前結婚式との比較を中心として —

武井 謙悟

はじめに

現代日本における結婚式の形式は、キリスト教式、神前式、仏前式、人前式という4つが挙げられる場合が多い¹。このうち、人前式を除く3形式は、宗教者が関与する結婚式であり、このような「宗教的な結婚」は、明治30年代に流行したと、江馬務は述べる²。前近代は、室町時代に足利家から分かれた伊勢・小笠原の両家、中でも伊勢流が婚礼の基本を定めた嫁入り方法が生まれ、そこで三々九度の盃などの儀礼を中心に婚礼式が行われていた。宗教と結婚式が深い結びつきを持つのは、近代以降であり、結婚式の動向を把握することは、近代日本における宗教の役割を検討する上で重要であろう。

このような問題意識のもとに、筆者は、仏前結婚式に関する論考を発表してきた³。各論では、仏教宗派間の比較を行ってきたが、宗教間の検討は不足しており、本稿では、神道と仏教の結婚式に着目する。第1章で、仏前に比して成果の多い、神前結婚式の研究を整理する。第2章で、『明治事物起原』や雑誌『法之雨』『日本之小学教師』『國學院雑誌』の記事を手がかりに、神前結婚式の変遷を提示する。第3章で、神前結婚式の普及に貢献した高木兼寛と神仏の関係を論じる。第4章で、仏教教団の儀礼書や、仏教系雑誌に見られる神前結婚式の記載を検討する。おわりに、神仏の結婚式について、旧来の研究が指摘した点を公共性の観点を中心に再考する。

1. 神前結婚式の先行研究

(1) キリスト教式・仏前式結婚式の研究

本題に入る前に、3形式のうちのキリスト教式、仏前式の研究動向について簡単に触れた。前者は、1876（明治9）年1月3日、同志社英学校（現同志社大学）創立に協力したJ.D. デーヴィス司式のもと、新島襄（1843～1890）と八重（1845～1932）の挙行した式が、京都におけるプロテスタント最初の結婚式であったとの記載がある⁴。また、1881年4月15日『大阪朝日新聞』（朝刊1頁）の記事によれば、大阪市西区川口居留地にて窪田氏と神戸英和女学校（現神戸女学院）の河村たきが、13名の保証人立ち会いのもと「基督結婚清潔式」を実施したという⁵。これ以前の事例を含めて、近代におけるキリスト教式結婚式の歴史を扱った研究として今井重男の論考⁶が挙げられる。また、現代において、信者でなくともキリスト教式の結婚式が挙げられるという日本の特殊性に着目した濱田陽の論文⁷、結婚式専用教会の登場など建築物の観点から日本におけるキリスト教式結婚式を考察した五十嵐太郎・村瀬良太の著作⁸があり、これらから、日本におけるキリスト教式結婚式の特殊性が理解できよう。

一方、後者に関しては先に触れた、仏前結婚式の先行研究をまとめ、田中智学、島地黙雷、

藤井宣正、井上円了、来馬琢道の5名の仏教者が関与した結婚式の特徴の考察を行った拙稿、浄土宗・曹洞宗・浄土真宗の各僧侶と教団の仏前結婚式に対する取り組みを比較した拙稿が、近年の研究動向を紹介している。

(2) 梅棹・井上・平井の研究

以上2形式の結婚式研究に比して、神前結婚式の先行研究は、数が多い。まずは神前結婚式研究で言及される事の多い3名の研究者の論文をまとめ、続いてその他の研究を紹介する。

1961(昭和36)年、民族学者の梅棹忠夫は、『中央公論』誌上に連載していた「日本探検」⁹のなかで、神道大社教(現・出雲大社教)の設立者である千家尊福(1845~1918)が、個人の出生から死亡までを管理するキリスト教の影響を受け、明治20年代に神道式の結婚式を制定¹⁰したことを神前結婚式の原型として分析を行った。

梅棹と親交があり、国立民族学博物館教授を務めた社会心理学者の井上忠司は、1986年発表の「結婚風俗の変遷—「神前結婚」を中心に—」¹¹という論文において、「神前結婚という風俗の変遷に焦点をあわせながら、そこに託された人びとの社会心理をとおして、近・現代日本の家庭観の一端を^{トータル}総体的に浮き彫りに」¹²することを目的とし、神前結婚式を明治に発祥し、大正から昭和にかけて普及、戦後に流行した「新しい習俗」として捉えた。

一方、神道学・宗教学者の平井直房は、1982年初出の論文「神前結婚の源流」¹³にて神前結婚の起源が中世伊勢流の床の間飾に神々の加護を意識するという点で現れており、江戸中期の伊勢貞丈の著作『貞丈雑記』において明文化しているとの説を提唱した。また、明治初期の教本『五儀略式』には実際に儀礼として神社で婚儀を行う方法が書かれていること¹⁴、明治初頭には静岡県伊豆などで神前結婚が行われている事例があることを提示し、キリスト教の影響で創案されるとする説、1900年の皇室婚嫁令によって創造された説に異を唱えた。そして、民間ですでに実行されていた神前の婚儀を皇室という特別な場で展開したものとして神前結婚を捉え、「神前結婚の源流は、少なくとも近世中期にまで遡ることが可能だと思われるのである」¹⁵と言及している。

さらに、平井は、2000(平成12)年の「神前結婚の歴史と課題」¹⁶において、現代の結婚式がどのように行われ、その形式になった理由、経緯を探るという主旨を掲げ、明治以降の結婚式について文献資料、聞き取り、アンケート調査をもとに分析した志田基与師の著作¹⁷や、神前結婚式において、皇室婚嫁令に見られる「公式儀礼」と民衆の「儀礼文化」としての認識のギャップによって、神前結婚式は昭和40年代まで流行しなかったと主張するイタリア人研究者シニョリーニ・イラリアによる論考¹⁸を批判した。平井は、これらの研究が提示する神前結婚式の起源については論証が足りないと指摘し、史料的に確実な神前結婚式第1号を『日新真事誌』1875年5月25日の紙上に見られた岐阜県関村の結婚式として、記事全文を掲載している¹⁹。

これらの梅棹、井上、平井の先行研究は以下に述べる研究の基礎的部分をなすもので、神前結婚式研究における重要な文献と位置づけることができる。

(3) 多様な分野からの研究

資料集として挙げたいのが『近代庶民生活誌』第9巻収録の「神前結婚事始」²⁰である。1896(明治29)年から1902年までの神前結婚式に関する書籍、雑誌、新聞記事がまとめられ、

末尾に上島敏昭の解題「神前結婚式の成立」が収録されている²¹。

学術以外の視点としてはフリー・ライター今川勲の『現代結婚考』が優れた考察をしている。同書は日本の農村部でフィリピンなど第三世界の花嫁を迎える国際結婚を題材に、その国際結婚は進歩したライフスタイルではなく、男性中心の家制度を維持する古い結婚観を踏襲するものではないかという問題提起を投げかけた書である。その前提部で日本の結婚対策、政策の歴史を概観しており、第1章「神前結婚と家制度の普及」で神前結婚式の起源、発展に言及し、神前結婚式を「個人の生活観から思想性にまで影響を与える教化手段として国家によって位置付けられた」²²ものとして捉えている²³。

他方、現役の神職の立場から、理解しやすい説明や配布資料の使用、教化につなげる重要性、簡易祝詞の採用などを提案している金子善光の「神前結婚式活性化論」²⁴も挙げておきたい。また、神道宗教学会での発表要旨として、新潟県下刈羽郡安田村の神前結婚式に関する現地での聞き取り調査や、明治神宮による明治記念館の開設や互助会が建設した結婚式場によって神前結婚式が全国に広まったと指摘した岸本昌良の報告が挙げられる²⁵。

(4) 石井・藤本の研究

近年では、國學院大學の石井研士と藤本頼生の成果が重要である。宗教学者の石井は、結婚式研究のなかでも神前結婚式を中心に論考している。2004（平成16）年の論考²⁶において、神前結婚式は戦後すぐに隆盛したという井上忠司の説は根拠が示されていないと指摘した上で、7つの調査指標²⁷を用い、神前結婚式隆盛の時期と、平成に入ってからチャペル・ウェディングが神前結婚式を上回ったことを分析した。また、2006年には上述の論文と同様の観点のもと、神前式からチャペル・ウェディングへの移行を「親・家族・親戚の意向」から「二人の希望」への移行と「一般的・無難・人並み」から「個性」への移行という2つの移行の象徴であると論じている²⁸。

他方、藤本は、神前結婚式創始の神社とされる東京大神宮の歴史を史料や写真を用いて記述した『東京大神宮ものがたり』（錦正社、2021年）において、全3編のうち、1編を神前結婚式にあてている。近代に関する記述では、「神前結婚式創始の日」として、インターネットの記事上に、「明治30年7月21日」という記載が見られる点を取り上げ、後述する『明治事物起原』の誤記が一因の間違ひであると指摘した。藤本は、『読売新聞』や『朝日新聞』の記事を挙げ、「明治34年7月21日」を大神宮における模擬ではない神前結婚式の創始とし、模擬結婚式を含めるのであれば、神宮奉斎会によって実施された明治33年秋または、『東京大神宮沿革史』記載の「明治34年3月3日」を創始としている²⁹。この藤本の記述に対し歴史学者の平山昇は、「通説や俗説の問題点を明快に指摘し」と評価した³⁰。

続いて藤本は、1900（明治33）年に『新撰結婚式』を上梓した細川潤次郎が考案し、1901年3月3日に挙行された模擬神前結婚式と同年5月24日実施の篠田時化雄考案の式に相違があり、後者が現在の全国各社で行われる神前結婚式の次第に近いとした。そして、この模擬神前結婚式に参加していた一人が海軍軍医総監の高木兼寛であり、感銘を受けた高木は以後、積極的に神前結婚式を推進していく。さらに藤本は、『朝日新聞』『読売新聞』の記事をもとに、一日の結婚式数や費用を述べるとともに、東京大神宮で結婚式を挙げた夫婦たちの回想文集『千代のさかづき』（非売品）を用い、1945（昭和20）年代までに挙行された著名人の結婚式の事例を掲載している。

以上、神前結婚式の先行研究は宗教学、民族学、社会学、社会心理学、神道学、など様々な領域の研究者が論じ、さらにはジャーナリストや現役の神職も論考に加わっている。宗門関係者の研究が大多数を占める仏前結婚式に比して幅広く、研究の蓄積も多い。これらの研究に目を通せば、神前結婚式についてかなりの理解を得られるだろう。

そして、神前結婚式の歴史の概論としては、それぞれの論者が異なる史料を用いているため容易にこれらの説を統合することには躊躇を覚えると前置きした上で、

神前結婚式は、近世からの神道的伝統の上に、明治のはじめから各地で散発的に行われはじめた。明治中期になると、出雲大社教のように布教として試みられるなど広がりを見せるが、神前結婚式の普及に決定的な役割を果たしたのは明治三十三年の皇太子の御婚儀であり、その後の神宮奉斎会の積極的な活動であった。〔石井研士『戦後の社会変動と神社神道』（大明堂、1998年）、123～124頁〕

という石井の解説がよくまとまっている。

先行研究からは、多様な分野からの参入が多いことは強みであるが、石井が戦後の動向として宗教間の結婚式件数の比較を行っているのみで、他宗教を比較する視点が不足していることが課題として挙げられる。本稿では、この点を補うため、神道と仏教の結婚式が記述されている資料をもとに、結婚式を検討する。

2. 神前結婚式の変遷

(1) 『明治事物起原』に見られる神前結婚式

本章ではまず、『明治事物起原』に記載された神前結婚式の記述を題材に、嘉仁皇太子（のちの大正天皇）の婚儀、神宮奉斎会の活動について論じる。石井研堂（1865～1943）が編集した『明治事物起原』は、1908（明治41）年に初版、その名の通り明治における事物の起源が記された書である。例えば、第1類「人事」の項目には「神葬祭の始」「求婚広告の始」「新式の結婚」などが挙げられている。1926（大正15）年の増訂時に1類へ「神前結婚の始」が掲載されており、以下その内容を示す。

明治七八年頃、無暗に仏教を圧迫し、神道を保護したる事あり、従つて唯訳も無く、葬礼なども、仏式を廃して神式を執るもの有りき、次の結婚式の如きも其一例なり。／（／は改行を示す。以下同様）明治八年五月二日、美濃国武儀郡関村戸長兼神風講社副社長山田精一郎の弟平三郎と、同国厚見郡今泉村渡邊武八郎三女れんの兩人、精一郎宅に於て関村春日神社祠官跡部真志雄を監婚者となし、五儀略式婚姻式に抛り合盃の礼を修めし事、〔日新真事誌〕五月廿五日の紙上に見ゆ。／東京市内日比谷大神宮拜殿にて結婚式を挙げし始めは明治三十年七月廿一日、保科保二棟方百世（媒人男爵高木兼寛）渡邊嘉吉観世ふゆ（媒人原亮三郎）の二組の新婚なり、これ、其前に、皇太子殿下の御婚儀を始めて賢所にて行はせられしより思ひ付き、高木男の創意に成るものといふ、今日にては大繁昌にて、吉日には一日に三組も五組もあり、一方は大神宮事務所と料理店及び写真師まで連絡が付き居り専ら営利方面に進歩せり。〔石井研堂『明治事物起源 増訂版』（春陽堂、1926年）、16頁〕（傍点を除き、旧字体を新字体に改めた箇所がある。以下同様）

本項目は、2つの形式の異なる神前結婚式についての記載である。冒頭は過剰な仏教圧迫によって、葬礼も仏式を廃して神式にしたように結婚式も神式にした例があるとして、美濃国武儀郡にて春日神社の跡部真志雄を監婚者として、新郎の兄山田精一郎の自宅で行われた山田平三郎と渡邊れんの結婚式が記述してある。

続いて、東京日比谷大神宮（現東京大神宮）にて行われた2組の結婚式が記載されている。1組目は新郎保科保二、新婦棟方百世、媒妁人は高木兼寛（1849～1920）、2組目は新郎渡邊嘉吉、新婦観世ふゆ、媒妁人は原亮三郎（1848～1919）が務めている。これらの式は嘉仁皇太子の婚儀を参考にして高木が創案したものであって、今や東京大神宮では事務所を構え、料理店と写真屋まで案内できるという商業的に発達した結婚式場となっているという。

第1の山田平三郎とれんの結婚式の詳細は1875年の『日新真事誌』に掲載されており、平井直房によれば『五儀略式』の方法によって行われた史料上最古の神前結婚式の例である。ここでは、山田精一郎の自宅で行われている。

第2の東京大神宮の神前結婚式について、創案者の高木が参考にしたものとして嘉仁皇太子の婚儀が触れられているが、この婚儀は日本の結婚式史上重要な事項であるため概略を説明する。

(2) 嘉仁皇太子の婚儀

1899（明治32）年8月、政府は嘉仁皇太子の結婚に備えて宮中に帝室制度調査局を設け、伊藤博文（1841～1909）を総裁に新たな国事行為として皇室の結婚に関する儀礼を制定しようと画策していた。1900年4月25日に「皇室婚嫁令」を公布し、それに基づき、同年5月10日に皇太子と九条道孝の四女節子（貞明皇后）の結婚式が宮中の賢所で行われた。現在の神前結婚式のように三々九度などは行われておらず、内容は同様ではない³¹。

しかしながら、この婚儀が国民に与えた影響は大きく、神前結婚式の発展に寄与した³²。例えば、1902年4月10日発行の『國學院雑誌』では時事欄の「結婚式と式場、神社と国礼殿」という項目において、浄土真宗大谷派出身の井上円了（1858～1919）が同年3月に発表した論文を例示し、小学校が結婚式場として有力な施設であると紹介している。そして、一層適当な式場として神社を推奨しており、その理由の一つに「皇室婚嫁令」を挙げている。

(3) 井上円了の結婚式観

この理由を検討する前に、『國學院雑誌』で取り上げられた井上円了の結婚式に関する思想の変遷を簡単に述べたい。

1892（明治25）年、井上円了は論文「真宗にては宜く仏式結婚を組織すべし」を発表した³³。本論文で井上は、「キリスト教では人間が生まれてから教会で洗礼を受け、結婚式を挙げ、葬儀を行うことで人生全体に介在している。それに比して仏教は死後のみ介在し、生きている間は関係することがない」と指摘し、将来宗教の式により結婚式を行うことが一般的になったとき、仏教の結婚式がなければキリスト教に信者が流れてしまうと主張した。そして、「真宗は仏教中尤も世俗に近き宗旨なれば宜しく真宗を以て仏式結婚の嚆矢たらしむべし」³⁴と、世俗に近い浄土真宗が中心となって仏前結婚式を制定すべきと訴えている。

このように、キリスト教への対抗として、真宗を中心とした仏前結婚式普及を訴えた井上であったが、10年後に発表された論文「結婚式を小学校に於て行ひては如何」では「小学校」

で結婚式を行うことを提案し、本論文が『國學院雑誌』に取り上げられた。

「結婚式を小学校に於て行ひては如何」は、井上の演説内容を社員が速記したもので、大日本小学校教師協会が発行する『日本之小学教師』39号、40号（1902年3月、4月）に掲載されている。この演説で井上は、日本において宗教が結婚式に介在することの難しさを述べ、小学校で結婚式を行う提案を行った。具体的に述べれば、仏教はキリスト教のように神が夫婦を結び付けるという考えとは異なる上に葬儀などの悲しいイメージが強すぎることに、神道は慶事と結びついているものの氏神の前で婚礼の式を行ったことがないこと、これらを日本で結婚式に宗教が介在することの難点としている。そして、「今日我国に於て婚礼をして宗教で執行はしめると云ふことは大に考ふべきことである、私などは寧ろそれを宗教以外に於て行ふのが宜しからう」³⁵と述べ、宗教以外の方法として小学校での結婚式を提案した。

宗教が介在する難しさという理由以外にも、各地で井上が講演を行っている際に結婚式のため断られたことを例示し、村での婚礼が1日、2日で終わらず、莫大な費用を掛けて無秩序に悠長な式を行っていることを批判した。宗教が介在する荘厳な雰囲気のある結婚式を挙げたいが、それは難しく、どのような方法によって荘厳性と秩序ある式が出来るのか熟考した結果、井上が手段の一つとして提示したのが小学校での結婚式であった。

つまり、小学校であれば、国民全員が義務教育を受ける場で皆が世話になっており、校長が婚礼を執り行い、御真影に拝礼すれば国家のために力を尽くす誓いもできるとして、その有用性を主張した。さらに「日本は何事も、皇室を本として立つた国柄で、皇室宗と言つても宜いやうな国風である」³⁶と西洋における神は日本での天皇と言及し、キリスト教式の結婚式の概念に近いものとして小学校での結婚式を主張している。大日本小学校教師協会の雑誌に掲載されただけあって、ここでの井上は国粹主義的主張が垣間見える。しかしながら、「併し是は私の一個の愚案で、此演説を掲げまして諸君から此事に就いて講究して戴きたいと思ふのです。必ずしも小学校でなしに、式は仏教で以て儀式を行ひたいと云ふ説もあれば、それも一つの議案である」³⁷と小学校での結婚式以外にも広く意見を求め、議論を交わして欲しいと提案した上で、仏前結婚式の可能性を示唆していることも注目されよう。

キリスト教への対抗として、積極的に仏前結婚式を推進しようとした井上円了が、「宗教」での結婚式に限界を感じ、教育勅語と御真影が奉置され、皇室とも関係のある小学校での結婚式を提案した。そこに『國學院雑誌』は賛同を示したのであった。

（4）神社での結婚式の正統性

話題を『國學院雑誌』の「結婚式と式場、神社と国礼殿」に戻し、神社にて結婚式を行うべき理由について以下に引用する。

神社に於いて冠婚等の式を挙げるといふことが、行はれ易いといふ点からも、又我習慣からも、極めて適當であると思ふ。前に断つて置くが、神社を宗教上の会堂と同一視してはならぬとか、又神社に於いて宗教めかしい儀式を行ふ事のならぬとかいふことは、今日に於いて明かなことで、神社で結婚式を挙げよというたとて、其が宗教の臭味を帯びて来るとはいはれぬ。神社が内地何れの所にもない所はなく、我が国民に籍をおく以上は其の何れかの氏子に属することも明かで、加ふるに国家の宗祀であつて、国民は報本反始の礼として、紀念せねばならぬ殿内に於いて、結婚等の儀式を挙げるとしたなら

ば、何の位神聖でまた何の位我が国風にかなふであらう。現に皇族婚嫁令に^{ママ}ほ^{ママ}大婚以下皇族の婚嫁の大礼は賢所の大前で行はるゝことに定められてある。国民が其の産土神の社殿に於いて大礼を行ふのは寧ろ当然のことゝいふべきである。生誕、着袴等の祝日には参拝するといふ様な習慣もある以上は、結婚式を神社に於いてするといふことは、従来の慣習にも叶ふものである。神社は国家の公殿である以上は、単に冠婚の礼のみでなく、重なる礼儀は其の神聖な殿内に行うて、国礼殿の実を挙ぐるが至当である。〔「彙報 結婚式と式場、神社と国礼殿」(『國學院雑誌』 8巻4号、1902年4月)、110～111頁〕

注目すべき点は、神社はあくまでも非宗教であり、何らかの氏子に属している国民が神社で結婚式を挙げることは国風にかなうという点、「皇室婚嫁令」を引き合いに出し、神前結婚式の正統性を主張している点、生誕、着袴のような神社に参拝する通過儀礼と同様に結婚式を習慣化しようとする点である。「皇室婚嫁令」によって行われた嘉仁皇太子の婚儀は神前結婚式を推進する上で強力な理由となっていた。

皇太子の婚儀は1900(明治33)年であるから、その婚儀を参照して高木が創案したとある『明治事物起原』の「明治三十年」という記載は、藤本や志田が指摘しているように誤記である可能性が高い³⁸。『明治事物起原』の記載では東京大神宮での神前結婚式が開始された正確な年代は不確かであるものの、高木兼寛が神前結婚式と関係の深い人物であり、1920年頃には東京日比谷大神宮での結婚式が1日に3～5組という隆盛ぶりだったことが把握できる。ここで挙げられた高木兼寛は、神前結婚式の推進に貢献したのみならず、仏教とも関わりの深い人物であった。

3. 高木兼寛の活躍

(1) 神宮奉斎会の活動

高木兼寛(1849～1920)が神前結婚式に関与する経緯は、神宮奉斎会の活動と影響している。まず、神宮奉斎会の結婚式普及活動について整理を行いたい。

神宮奉斎会は、近世以来の伊勢講を前身とする神宮教を母体とし、1899(明治32)年の民法改正を機に神宮教を解散し、財団法人として再出発した団体である。武田幸也は、「『靈魂帰着』を説くような「神道」を「宗教」としつつ、そこから離脱することによって「皇祖神信仰の〈公的な価値〉」を確保し、自らの活動を「国民道徳」の文脈に位置づけることにより、「非宗教」としての立場に立とうとした」³⁹と指摘している。つまり、神宮の精神高揚と国体教化につながる宗教以外の活動として、神宮奉斎会は、近代的礼法の一つとして研究されていた結婚式に着目したのである。

そのような経緯から、法制学者の細川潤次郎(1834～1923)や実践女学校(現実践女子大学)の創設者下田歌子(1854～1936)らを中心に、礼法として結婚式を考案していた「礼法講習会」を帝国婦人協会から神宮奉斎会の国礼修行部の附属に移した⁴⁰。そして、藤本頼生が指摘したように、神宮奉斎会の本部がある東京日比谷大神宮(現東京大神宮)にて、1901年3月3日に細川が考案した模擬結婚式、同年5月24日に神宮奉斎会の篠田時化雄が考案し、下田と実践女学校の生徒によって行われた模擬結婚式という2つの式を通じて、結婚式場を家庭から神前へと移すことを宣伝した⁴¹。

のちに、それらの模擬結婚式は同所にて1902年9月21日、緒方万を斎主、高木兼寛を媒酌

人として高島ドクトル（歯科医・本名不明）と金須松代の結婚式によって実際に挙行され、同年9月24日の『報知新聞』で報道された。式内容としては、①媒妁人、新郎新婦、両家親族着座、②斎主緒方万の祝詞奏上、③媒妁人高木兼寛の誓文朗読、④結び杯（三々九度）、神拝、親類杯、というものであった。また、式後帝国ホテルにて披露宴が行われ、伊藤博文、山県有朋らが参加したという⁴²。

簡易簡便、厳粛にして優雅、30分ほどで終了する式であり、『神道事典』に記載されている今日の神前結婚式の式次第⁴³と比べると、大きな違いは新郎新婦の誓詞がないという点であり、形式はほぼ同様のものである。

（2）篠田時化雄の発言から

平井直房によれば、神宮奉斎会の会長も務めた篠田時化雄の創案した自身の神道式結婚式が、1882（明治15）年4月に京都の自宅で行われたことが昭和7～8年頃の雑誌に掲載され、東京大神宮から頒布している「神前結婚の由来と説話」に記述されているという⁴⁴。また、平井は前述の『報知新聞』に掲載された高島ドクトルの結婚式を「篠田方式」としており、篠田の神前結婚式に対する貢献を指摘しているが、高木兼寛は媒妁人との記述のみである⁴⁵。

しかし、篠田によって述べられた高木の神前結婚式普及への貢献が、高木の長男喜寛によって1922（大正11）年に記された伝記『高木兼寛伝』の第13「葬儀弔亡」のなかに見ることができる。1920年4月13日に高木は亡くなったが、同年10月に「鎮霊祭祝詞」を篠田があげており、そのなかで、

大人賀我神宮奉斎会乃上爾就伎加仁加久止心尽給比志中爾母、結婚式乃事爾就氏波、明治三十四年七月二十一日、媒止奈里保科棟方氏乃結婚式乎挙芸給比志乎始止志氏、今年三月十七日、三島子爵止松岡男爵令孫止乃嫁継乃媒勤美給比志迄、二十年乃久志伎、逢布人每爾説伎、彼処乃集此処乃寄居爾語良比勤座計留功劳波、実爾数沢爾志氏、己時化雄母、始与里此事爾預里、大人乃志乎嬉昆都都有伎〔高木喜寛『高木兼寛伝』（大空社、1998年・初出1922年）、235～236頁〕

と、高木が神宮奉斎会の中で心を尽くした事の一つに結婚式があると述べている。それは1901年7月21日保科棟方夫妻の媒妁人から、1920年3月17日の三島子爵と松岡男爵令孫との媒妁人に至るまで20年間に及ぶもので、高木が周囲に声を掛け、結婚式を推進したことを非常に嬉しく思ったと記されている。

他方、『千代のさかづき』に掲載された「神前結婚式の由来（抄）」において篠田は、高木を自分がよいと思ったものを熱心に勧める「感激性の方」と評した。そして、「自ら実地に携って見て、その厳粛なる、その清浄なる、その神聖なる、而も簡素よろしきを得た素朴至純なるを知り、わが国民的典拠たり意義を諒得するに至り、その後というものは、日本人の結婚式は神前結婚をもってなすべきと、至るところで力説された。人に向かって説く位だから男爵自身の媒酌は勿論、子息も息女も、結婚式は必ず神式であった」⁴⁶と、神前結婚式の魅力を知り、自らが推進、実子にも神前結婚式を実施させたという。

高木の貢献は新聞記事にも見られる。1905年12月19日『読売新聞』には「神宮奉斎会の繁昌」という見出しのもと、海軍軍医総監であった高木の娘が神宮奉斎会で結婚式を挙げたのちに海軍軍人が結婚式を同所で行うことが多くなり、1日平均2組の申込みがあると報じら

れている。また、同新聞1907年8月3日では、1年のなかで最も婚姻の少ない月とされた7月であったにも関わらず、日比谷大神宮での結婚式が45組あったことが記載されている。

そして、同新聞1921年5月3日には「結婚激増」という見出しのもと、日比谷大神宮へ1日26～27組の結婚式申込みがあり、4月は480組（前年同月320組）、5月は400組（前年同月310組）の申込みがあったという。このように日比谷大神宮での神前結婚式は急激に普及していく。

高木が神前結婚式に果たした役割は、自らが「神前結婚のみは、何人も賛成賞賛し呉るのである」⁴⁷と称するように大きかった。このように、神宮奉斎会の結婚式は篠田だけが考案、推進したのではなく、高木の役割も重要であった。

(3) 仏教との関係

本章の最後に高木兼寛を通じ、神前結婚式と仏前結婚式の接点について言及したい。

1908（明治41）年1月25日、島地黙雷の古稀記念祝賀会が築地本願寺、晩餐会が芝浦ロセッタホテルで行われた。この様子は、仏前結婚式の提案者のひとりである来馬琢道が幹事を務め出版した、『雨田古稀壽言集』に詳しく掲載されている。本書によれば、当日の祝辞を高木兼寛が述べており⁴⁸、発起人名簿には、大内青巒、南条文雄ら仏教界の人物に並んで、細川潤次郎、高木兼寛の名も掲載されている⁴⁹。つまり、結婚式を推進した人物同士でつながりがあり、伊勢流・小笠原流などに比して簡易、迅速、節約など近代的な要素を持った儀礼を推進するという方向性は神仏ともに一致していた可能性が示唆できる。

高木は1903年に仏教を信奉していた娘婿の樋口繁次とともに、「明徳会」という精神修養講座を開講した⁵⁰。その講座は大内青巒、井上哲次郎、中島観琇など40名を講師として1920（大正9）年まで毎年開講された。また、同時期に高木は、真言宗の『六大新報』や浄土真宗の『婦人雑誌』といった仏教系雑誌に論文を掲載している⁵¹。そして、京都書肆の出雲寺松栢堂より刊行された仏教系雑誌『我家の仏教』の改題誌『家庭布教』において、

仏教が日本の文明に与へた効果は実に莫大なもので、一々細かに爰にいふ^{いとま}違はないが、謡曲にしる、戯曲にしる、音楽でも其他一切の文学美術日本の昔から伝はつてあるもので仏教に関係の無いものはありません。日本の文明から仏教といふものを取り去つて^{しま}へば、宛然骨を抜いたやうになつて了^{しま}ふと思ふのであります。〔高木兼寛「国民と仏教」〔『家庭布教』9巻5号、1911年5月）、6頁〕

と仏教の果たした日本文明への貢献を述べている。1902年前後の高木が神前結婚式を普及した時期に仏教者との関係性が強かったことは興味深い。なお、1920年4月16日に青山斎場にて行われた葬儀は大導師を北野元峰（永平寺管長）、副導師を佐藤鉄額（青松寺住職）という曹洞宗の高僧が務めている。

他方、黒岩昭彦が指摘するように、1911年には「同和会」という参禅会にて老師を招き坐禅、英国留学時代におけるキリスト教教会での祈り、晩年に師事した川面凡児を師とする禊など、特定の宗教に縛られない「実践主義」が高木には通底していた⁵²。

神前結婚式関連の研究からは、高木の果たした貢献が神道との関係からのみ注目される傾向にあるが、仏教との関係から検討すれば、高木は、行や儀礼の実践を重んじる立場から、

神前結婚式を推進していた、という可能性を指摘できる。

4. 仏教からみた神前結婚式

(1) 結婚式の普及

前章までの本稿の記述は明治時代中心であった。神仏ともに近代的な結婚式を普及する目的は一致していたかに見えたが、時代が下るにしたがい、各宗教で主張が異なってくる。

1925（大正14）年12月1日から同年12月13日に『読売新聞』に連載された「結婚式の挙げ方」という記事では、6種類の結婚式の内容が説明され、最後に値段が記述されている。取り上げられた式（括弧内は値段）は、日比谷大神宮の神前式（15円～70円）、移動式の神前結婚式である永島式⁵³（15円～50円）、キリスト教式（10円～30円）、築地本願寺の仏前式（20円～30円）、金光教結婚式（10円～20円）、山田耕筰発案音楽結婚式（50円）である。神仏基のみならず金光教や音楽結婚式といった多種多様な式があり、大正期には結婚式が大衆に受け入れられていたことが読み取れる。

(2) 『浄土宗法要儀式大観』の分析

こうした動向のなか、浄土宗では1933（昭和8）年に発行された『浄土宗法要儀式大観』内で、他宗派に先駆けて、仏教以外の結婚式についても分析を行っている⁵⁴。

本書は、法式の内容を組織統一した上で、一個の法式学として科学的に系統分科し、原理、歴史、および過去に行われた重要な法式と現行の法要儀式、音楽、声明を検討している。第1篇「法要儀式の理論」、第2篇「法要儀式の実際」という2部構成となっており、結婚式については第2篇第5章「仏教の儀式」第1節「結婚式論」（139～141頁）、第2篇第3章「仏教儀式の実際」第1節「仏教結婚式」（213～242頁）で扱われている。

「仏教結婚式」の項目で注目すべき点は「結婚式総説」において司式者の名称、挙式内容の種類などを掲載していることである。例えば、儀式を執行する人物の分析として、神道＝斎主、浄土宗＝戒師、浄土真宗＝司婚者、キリスト教＝司式者、家庭＝媒酌人と各形式の名称を分類している⁵⁵。

さらに、表1のように「仏式」「神式」「基督教式」「一般式」と結婚式を分類した上で詳細に分析していることも重要である。仏式の結婚式は「通仏教式」「本願寺式」「増上寺式」「国柱会式」および「其の他各寺院式」と分類されている。

一方、神前結婚式は「神宮奉斎会式」「出雲大社方式」「明治神宮神前奉告式」「平安神宮神前奉告式」「天満宮式」「乃木神社式」という6種の形式があり、家庭などで神前結婚を行う「永島式」は一般式かつ新式と分類されている。昭和に入ってから、前章で扱った神宮奉斎会以外も各神社で神前結婚式に力を入れていることが分かる。

表1 「挙式内容の種類」〔澁野明編 『浄土宗法要儀式大観 覆刻版』(名著普及会、1987年)、216頁より作成)

仏式					
通仏教式	本願寺式	増上寺式	国柱会式	其の他各寺院式	
神式					
神宮奉斎会式	出雲大社式	明治神宮 神前奉告式	平安神宮 神前奉告式	天満宮式	乃木神社式
基督教式					
基督教各教会式					
一般式					
古式			新式		
家庭礼式	小笠原流式		永島式	大礼会館式	

(3) 浄土宗の雑誌に見られる神前結婚式

浄土宗は、結婚式の研究を精力的に行っており、浄土宗としての結婚式を推進していた。1920(大正9)年の増上寺の仏前結婚式に関する『浄土教報』の記事では、「例の日比谷大神宮等に於ける無意義なる儀式に比し冠婚葬祭総て仏式による徹底的信念の発露を喜び」⁵⁶とあり、仏式に比べ、神前結婚式を「無意義」としている。しかしながら、仏教徒でも神前結婚式を利用したという以下の回顧談は興味深い。

山口県の浄土宗僧侶吉原樞村は、信徒が東京において結婚式を挙げるというので、媒酌人として上京した。新郎新婦とも仏教徒であったので、伝通会館や増上寺に結婚式の相談をしていたが、挙式は乃木神社で行った。その理由を聞くと、新郎がこう答えたという。

御親切の御注意が、あつたけれど、洋服の準備が出来てゐるし仏式でやれば、又和服を作らねばならず、二重の費用である。和服で畳の上に、長く座る事はとても青年に、耐へられないから神式で、やる事にしました。乃木神社は、何れの階級が、やつても、費用が同一であり、乃木さんは、あの様な人格者であり、又山口県人にとりては、ふさはしい、神社だから友人の注意もあつて、其処でやる事にした〔吉原樞村「結婚に就いて」(『浄土教報』2068号、1935年1月1日)、23頁〕

吉原は、過去5度ほど結婚の世話をしたが、神前式に列したのは今回が初めてだった。仏式は和装で、畳の上で長く座る点、30分ほどで終了する神前式に比して冗長である点から忌避され、長州出身の乃木希典の名を関した神社は、友人が勧めるように山口県出身者には特別なものであった。また、費用の点でも神前結婚式は魅力的だったという。こうした意見を聞き、吉原は、「今後は洋服を着る人が段々に増加し青年は厳粛と短時間を要求する今後の仏教結婚式の殿堂には椅子に座って厳粛に短時間に了る様、時代児の人々に、ピッタリ合ふ様仏式を行ひたい」⁵⁷と改善した仏前結婚式を推進する抱負を述べている。

仏教徒が神前結婚式を挙行したことを受け、仏前結婚式の改善点を指摘した吉原のような僧侶がいた一方で、仏前結婚式の優位性を述べるものもいた。

中村弁康(1884~1959)は、1931(昭和6)年より浄土宗教学部長を務め、その間、布教師養成機関の設置や信行道場道場長を務めるなど後進の指導に力を入れていた僧侶である。また、共生会、光明会といった新しい運動に進んで参加し、定期的に別時會を修していた。

真野正順等と共に法然上人鑽仰会を創立し、雑誌『浄土』を発刊した⁵⁸。その誌上で中村は、仏前結婚式の優位性を論じている。

私が神前結婚式に参列しての感じは、極めて事務的であり簡単明瞭ではあるけれども、余りに簡単過ぎて何となく人生の第一歩を踏み初めるには物足りないやうな思ひがした。／神前又は仏前の装飾並びに奏樂は大差ないとして、神式はのり々と玉串捧進と誓詞と冷酒の盃事で終るのに対して、前述の式次にも示めされているやうに仏式はもつと複雑で意味が深い。〔中村弁康「仏前結婚式の話」(『浄土』7巻6号、1941年6月)、45頁〕

吉原は、神前結婚式の簡易で早く終了する点を評価していたが、中村は「簡単すぎて物足りない」と評した。仏典に基づき読まれる表白文や宣誓文を聞くと「夫婦はまず精神的結合即ち心と心との結び付きを強調され、二世、三世はおろかのこと、生々世々互ひに助け助けられつゝ、覚醒の生活を完成せんと誓ひを立てる」⁵⁹と、結婚式という夫婦の第一歩を記念するに相応しい式は仏前結婚式であると強く主張している。

石井研士は、神社本庁『諸祭式要綱』の神前結婚式式次第と浄土宗東京教区青年会『仏式結婚』の仏前結婚式次第を比較し、いかに神前結婚式が「めでたいか」を述べ、「日本人と仏教とは、死者を媒介にしてつながっている。新しい門出のイメージと寺院のイメージは、うまくむすびつかないようだ」と仏前結婚式が普及していない要因を葬儀といった「暗いイメージ」としている⁶⁰。しかし、本章で見てきたように、葬儀と同じく仏典に起因する言葉を好む場合や、時間の長短など種々の要因によって結婚式が選択されており、近代の事例を検討する必要があるだろう。

おわりに

本稿では、神前結婚式の先行研究をまとめた上で、宗教間比較の視座が不足している点を指摘し、神道と仏教の関係を中心に雑誌記事や新聞記事を用いた検討を行ってきた。最後に、梅棹忠夫の提唱した「近代結婚の条件」をもとに、神と仏の結婚式を比較してみたい。

梅棹は、明治発祥である現代の結婚式が流行した条件として「場所の公共性」、「仲人の無媒介性」の2点を掲げた。前者は各個人の家で行われた結婚式が神社や教会、寺院など公共の場に移ったこと、後者は結婚式における縁結びの根拠を媒妁人から神様という人ならぬ存在に委ねたこと、とした。例えば、『明治事物起原』に見られる美濃国関村の結婚式や千家尊福が考案した大社教の結婚式は神職・神道教師が出張し、個人の家で結婚式を挙げる「宅行き」⁶¹の結婚式であり、「場所の公共性」という条件を満たせなかったため発展しなかったと推測している。

他方、神社と寺院が公共の場での結婚式という点においてほぼ同時のスタートラインにたったにも関わらず、神社が多数の支持を受けたことは、日本の寺が寺請制度に引き続き、個人の「家」と深く結びついていたために「公共性」と「無媒介性」という条件を満たせなかったためという興味深い指摘もしている⁶²。

美濃国関村で行われた結婚式、千家尊福がキリスト教の影響で創案した結婚式、篠田時化雄が自ら行った結婚式は「私的」な活動であり、あくまで神職・神道教師達が個人的に行っ

ていたものであった。この点は明治の仏教者たちの仏前結婚式の発想と類似している。明治初期から中期にかけては仏前結婚式も神前結婚式も「私的」な側面が強い儀礼であった。しかし、後者は、1900（明治33）年に賢所で挙行された嘉仁皇太子の婚儀によって「国家の公共性」という後ろ盾を得た。そして、神宮奉斎会は、武田が指摘したように「非宗教」の活動によって神前結婚式を推進しており、この点に関しては⁶³、あくまで「宗教」として推進しようとした仏前式と異なる。

他方、1908年頃設立した永島婚礼会の「永島式結婚式」は、神職を連れ、神棚を持ち込み、神前の結婚式を家庭に売り込むというビジネスモデルとして流行した。「永島式結婚式」は家庭での実施をメインとしていたが、のちにホテルや会館といった場所へも持ち込み、梅棹の言う「場所の公共性」が満たされていないものの、流行している。永島藤三郎のブランディングやメディア利用⁶⁴に加え、神前結婚式に付与された「国家の公共性」に着目したと考えられるだろう。

仏前結婚式も寺院という場の「公共性」、人ならざる仏への奉告といった「無媒介性」を備えていながらも、神前結婚式に比べ浸透しなかったということは、「家」と結びついたために「私的」であったというよりむしろ、神前式の「国家の公共性」に対することが出来なかったためといえる。本稿で見たように、小学校よりも結婚式に相応しい場所として神社が主張されていた。また、基本的に在家は結婚を認められているものの、仏教宗派によっては、近代において出家を標榜する僧侶の妻帯という結婚式の根幹を揺るがす問題が存在した。そのため、神前結婚式の「正統性」が際立つことも重要である。さらには海軍軍医の高木兼寛や法制学者である細川潤次郎、女子教育の先導者下田歌子のように、男女含め神職でない人物も神前結婚式を考案しており、これらも基本的に男性僧侶が提案してきた仏前結婚式に比して、神前式の公共性の高さが現れる事例であろう。

他方、高木兼寛の推進により、神前結婚式では軍人の利用が増加したとの新聞記事を挙げたが、筆者の調査では、近代における仏前結婚式利用者は、軍人の利用割合が低い⁶⁵。仏前・神前結婚式ともに、東京を中心とし、裕福な層が利用していたと考えられるが、神前式に比して軍人が少なく、僧侶や、寺院出身の女性の利用が多いことが、仏前結婚式の特徴であった。

以上、神前結婚式が仏前結婚式に比して普及したとされる理由は、先行研究で指摘されていた「死のイメージの有無」や、「場所の公共性の有無」に加え、以下3点が指摘できよう。①「国家の公共性」を前面に出した神宮奉斎会の戦略、②男性僧侶中心の仏前結婚式に比して、神職、軍医、学者、女性教育者などが関与した神前結婚式の「提案者の多様性」、③僧侶関係者の利用が継続した仏前結婚式に比して、神職以外にも多かった神前結婚式の「利用者の多様性」、これらが、神仏の結婚式の比較を通じて本稿が明らかにした点である。

本稿では、神宮奉斎会や浄土宗の結婚式に対する事例が中心であった。他の団体の結婚式に関する活動に加え、近代と現代の変遷、国外の結婚式の動向も比較する必要がある、今後の課題としたい。

注

- 1 主婦の友社編『結婚のしきたりと常識事典』（主婦の友社、2005年）、64～65頁、宮田登『冠婚葬祭』（岩波新書、1999年）、105頁など。

- 2 江馬務『結婚の歴史』（雄山閣出版、1971年）、181頁。
- 3 拙稿「明治の仏教者と仏前結婚式」（『駒澤大学大学院仏教学研究會年報』50号、2017年）、200～159頁、「宗派別仏前結婚式の形成過程」（同上51号、2018年）、242～207頁、「仏前結婚式の変遷」（『近代日本における仏教儀礼の変遷—仏教系雑誌に着目して—』第6章、駒澤大学博士学位請求論文、2020年）、201～235頁。
- 4 「新島八重」（日本キリスト教歴史大事典編集委員會編『日本キリスト教大事典』教文館、1988年）、1018頁。
- 5 本記事は、朝日新聞社編『朝日新聞100年の記事にみる ①恋愛と結婚』（朝日新聞社、1979年）、3頁にも収録されている。
- 6 今井重男「ブライダルサービスとキッチンわが国のキリスト教結婚式とウェディングチャペルに注目して—」（『千葉商大論叢』53巻1号、2015年）第3章、44～48頁。
- 7 濱田陽「『無宗教』への「対話」—チャペル・ウェディングと、日本のキリスト教—」（『宗教と社会』7号、2001年）、23～45頁。
- 8 五十嵐太郎・村瀬良太『『結婚式教会』の誕生』（春秋社、2007年）。
- 9 梅棹忠夫「出雲大社—日本探検（第7回）—」（『中央公論』1961年1月）。なお、梅棹『日本探検』（講談社学術文庫、2014年）、367～402頁にも収録されている。
- 10 同上、1961年、150頁。千家尊福『出雲大神』（大社教東京分祠、1913年）第3章第8節「結婚式」234～248頁に具体的な式次第、祝詞が掲載されている。
- 11 井上忠司「結婚風俗の変遷—「神前結婚」を中心に—」端信行編『現代日本文化における伝統と変容 2 日本人の人生設計』（ドメス出版、1986年）収録。
- 12 同上、32頁。
- 13 平井直房『神道と神道教化』（國學院大學神道学科資料室内平井直房教授古稀祝賀会、1993年）に収録。初出は神道文化会創立三十五周年記念出版委員會編『天照大御神 研究篇2』（神道文化会、1982年）。
- 14 1873（明治6）年、伊勢神宮の祭主兼大教正近衛忠房の名で神宮教院が発行した。誕生祝いから葬祭に至る5種類の人生儀礼に解説を加えたもので、その一つに「婚姻ノ式」がある。
- 15 平井前掲、注13、1993年、148頁。
- 16 平井直房「神前結婚の歴史と課題」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊30号、2000年8月）、1～24頁。
- 17 志田基与師『平成結婚式縁起』（日本経済出版社、1991年）。
- 18 シニョリーニ・イラリア「神前結婚式の起源と普及を巡って—明治後期における民衆と皇室を中心に—」（『儀礼文化』25号、1998年）、78～91頁。
- 19 平井前掲、注16、7～8頁。
- 20 南博・バーバラ ハミル 佐藤・植田康夫編『近代庶民生活誌 第9巻 恋愛・結婚・家庭』（三一書房、1986年）、25～90頁。
- 21 同上、507～524頁。
- 22 今川勲『現代結婚考—国策結婚から国際結婚へ—』（田畑書店、1990年）、48頁。
- 23 なお、村上重良は『国家神道』（岩波新書、1970年）、160頁において「国家神道時代にはじめて創案され、例外的に国民の生活に普及したもの」として神前結婚式を捉えている。
- 24 金子善光「神前結婚式活性化論」（『儀礼文化』26号、1999年）、97～108頁。
- 25 岸本昌良「神前結婚式—新潟安田村の事例より—」（『神道宗教』232号、2013年）、123～125頁、同「神前結婚式考—出合い式の創造—」（『神道宗教』261号、2021年）、181～183頁。
- 26 石井研士「戦後における神前結婚式の隆盛と儀礼の交代」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊39号、2004年）、23～50頁。
- 27 ①全国結婚式場アンケート調査（1979～1994年）、②BICブライダル調査（1990年～2000年）、③三和銀行調査（1993年～1998年）、④ゼクシィ調査（1994年～2003年）、⑤経済産業省特定サービス実態調査（1996

- 年、2002年)、⑥(財)東海冠婚葬祭産業振興センター(1998年、2001年)、⑦明治記念館(1947年～1997年)。
- 28 石井研士「神前結婚式にみる「家」の変貌と個人の創出」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊43号、2006年)、107頁。
- 29 藤本頼生『東京大神宮ものがたり—大神宮の一四〇年—』(錦正社、2021年)、130～134頁。
- 30 平山昇「新刊短評 藤本頼生著『東京大神宮ものがたり—大神宮の一四〇年—』」(『宗教と社会』29号、2023年)、236頁。
- 31 式次第については平井前掲、注16、12頁を参照。
- 32 「行事その他の形態的側面よりも、むしろ精神的な面が中心であって、ご神前で婚儀を行なうことの模範をお示しになり、のちの神社で追い追い盛んになってゆく神前結婚に大きな励ましを与えたという点」が重要であると平井は指摘している(平井前掲、注16、13頁)。
- 33 『法之雨』58編、1892年10月、1～3頁が初出。のちに『婦人雑誌』59号、1892年12月、5～7頁にも掲載。
- 34 『法之雨』58編、1892年10月、3頁。
- 35 『日本之小学教師』39号、1902年3月、8頁。
- 36 『日本之小学教師』40号、1902年4月、5頁。
- 37 同上、6～7頁。
- 38 志田前掲、注17、101頁で「事実誤認」としている。
- 39 武田幸也『近代の神宮と教化活動』(弘文堂、2018年)、242頁。
- 40 石井研士『結婚式—幸せを創る儀式—』(NHKブックス、2005年)、132～133頁。
- 41 藤本前掲、注29、135～137頁。
- 42 南博ほか編前掲、注20、89～90頁。
- 43 國學院大學日本文化研究所編『縮刷版 神道事典』(弘文堂、1999年)、296頁。①修祓の儀。②齋主が一礼する。③神饌を供える。④齋主が祝詞を奏する。⑤神酒を下げてこれを銚子に移し、三献の儀(いわゆる三々九度の盃)が行われる。これは「一の盃」は新郎・新婦の順、「二の盃」は新婦・新郎の順、「三の盃」は新郎・新婦の順で三回神酒を拝戴するものである。三々九度の場合、一回の盃ごとに新郎・新婦・新郎というように三度の拝戴が行われる。指輪の交換をするときはこの盃のあとに行うことが多い。⑥新郎新婦が誓詞を述べる。⑦楽の演奏。⑧齋王・新郎新婦・媒酌人の順で玉串奉奠を行う。⑨親族固めの盃が行われる。これは両家の親族がともに神酒を拝戴するものである。⑩神饌を下げる。⑪齋主が一礼しあいさつを行い終了する。
- 44 平井前掲、注13、1993年、132頁。なお、平井は篠田が関与した第2番の結婚式として、1884(明治17)年11月に近江善所の猪狩郎で実施した式を挙げている(同上)。平井の指摘していない点として、篠田自身の結婚式は、齋主を務めた冷泉為紀が篠田と協力しつつ資料を集め、結婚式を創案した点、第2の結婚式の新郎の猪狩は、篠田の妻光子の兄であった点が、宮川忠夫「想ひ出すことなど 神前結婚の草分」『篠田小笹乃屋大人物語』(京都大神宮、1956年)、66～67頁に記載されている。
- 45 平井前掲、注16、15頁。
- 46 篠田時化雄「神前結婚式の由来(抄)」松山能夫編『千代のさかづき』(東京大神宮社務所、1976年)、145頁。なお、『千代のさかづき』および、注44『篠田小笹乃屋大人物語』は、木村悠之介氏蔵のものを拝見した。感謝申し上げます。
- 47 高木喜寛『高木兼寛伝』(大空社、1998年)、107～108頁。
- 48 島地黙雷上人古稀祝賀会編『雨田古稀壽言集』(島地黙雷上人古稀祝賀会、1910年)、44～46頁。
- 49 同上、56～57頁。
- 50 明德会における講義題目については松田誠『高木兼寛の医学 東京慈恵医科大の源流』(東京慈恵医科大、2007年)、706～713頁を参照のこと。

- 51 高木兼寛「我国と仏教」(『六大新報』134号、1906年2月)、3～4頁、同「無常の故に愉快なり、道徳と宗教」(『婦人雑誌』22巻8号、1907年8月)、12～16頁など。
- 52 黒岩昭彦「高木兼寛の「神道観」—神道の「八紘一字」の導線—」國學院大學研究開発推進センター編(責任編集阪本是丸)『近代の神道と社会』(弘文堂、2020年)、448頁。
- 53 永島式結婚については山田慎也「結婚式の成立と永島婚礼会」(『国立歴史民俗博物館研究報告』183集、2014年)を参照のこと。
- 54 以下の記述は、拙稿前掲、注3、2018年を参考にした。
- 55 千葉満定・中野隆元『浄土宗法要儀式大観 覆刻版』(名著普及会、1987年)、215頁。
- 56 「増上寺と仏式結婚」(『浄土教報』1438号、1920年11月12日)、8頁。
- 57 吉原櫛村「結婚に就いて」(『浄土教報』2068号、1935年1月1日)、23頁。
- 58 中村康祐「中村弁康」(WEB版新纂浄土宗大辞典、<http://jodoshuzensho.jp/daijiten/index.php/%E4%B8%AD%E6%9D%91%E5%BC%81%E5%BA%B7>)、2023年9月15日最終閲覧。
- 59 中村弁康「仏前結婚式の話」(『浄土』7巻6号、1941年6月)、45頁。
- 60 石井前掲、注40、175～181頁。
- 61 井上忠司は「宅行き」の結婚式を「神式結婚」、神社など公共の場所で行う式を「神前結婚」と使い分けている(井上前掲、注11、34頁)。
- 62 梅棹前掲、注9、1961年、149頁。
- 63 岩本通弥「可視化される習俗—民力涵養運動期における「国民儀礼」の創出—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』141集、2008年)、299～301頁にて、和歌山や島根の神職会が旧来の風習を脱した「神前結婚ノ奨励」を行った点を挙げ、東京に比して普及はしていなかったと指摘している。地方の結婚式の動向については、検討が必要である。
- 64 山田前掲、注53、224～228頁。
- 65 拙稿前掲、注3、2020年、224～225頁。

穴穂部・穴太部考 ——〈穴〉字を冠する部民の検討——

長 見菜子

はじめに

律令国家として確立する以前、大和朝廷は支配体制の一環として特殊技能を持った集団や特定の農民たちを「部」に定め、朝廷の為の職務に従事させた。職種や目的に基づいて設置された部は、あらゆる分野の研究者によって実態の解明が進められているが、未だ詳細が不明瞭な部も存在する。「穴穂部」や「大穴磯部」といった穴の字を冠する部もその一端である。

大穴磯部に関しては、拙稿で穴師あなしの原義を検討した際に考察した¹。穴師を取り上げた他論考においても、大穴磯部は原義の解明に関わる存在として重要視されている。拙稿においては、纏向穴師まきむくあなしの地に祀られる兵主神の実態、中国文献における穴師の様相等に鑑みて、穴師の原義は「採掘師」であるという結論に至った。大穴磯部が見える垂仁紀三十九年条（一云）は石上神宮と物部首にまつわる伝承であり、同条に記された他の部の性格や職掌を考慮しても、金属採掘・金属精錬に携わる品部である可能性は高いと思われる²。

穴穂部は穴穂皇子（安康天皇）の名代と解されているが、記紀においては雄略紀十九年春三月条にその設置が語られるのみで、以降の記事には登場しない。穴穂部に関する史料が乏しい中で、垂仁記の系譜記事等から窺える〈穴穂〉と〈穴太〉の通用性は着目される³。穴穂部と穴太部が同根の部であるとするれば、石工集団「穴太衆」との関係性を想定することも可能である。また、穴穂皇子の造営した宮が「石上穴穂宮」と称されることから、穴穂部と石上地域の関係性も考慮する必要がある。

主君である穴穂皇子は、允恭記における軽太子物語や安康紀（即位前紀）に登場するが、軽太子物語の一部と安康即位前紀四十二年冬十月条には類似性が見られる。記紀の記事は内容が類似することが多いが、共通する原資料を用いることも要因の一つと考えられており、上記の類似性も共通する資料を利用した一例として注目される。

かつて折口信夫は、皇族や氏族に従属した部曲が伝承した叙事詩を「部曲文学」と名付け、職掌の由来を説こうとする部曲の意識から生じたものだと考えた⁴。その主張を踏襲した尾畑喜一郎が、允恭記を構成する部曲文学の語部を軽部と穴穂部に比定しているように⁵、軽太子物語と安康紀に用いられた原資料が穴穂部の語り物であった可能性も考えられる。

本稿の主たる目的は、穴穂部（穴太部）の実態を解明することである。部民は物語伝承を論じる上で軽視できない存在であり、その職掌は物語伝承の形成や展開にも影響を与えている。穴穂部の実態を明瞭化することは、物語の構造理解を深める一助になると考える。

1. 穴穂部は名代か

穴穂部は穴穂皇子の名代だと考えられているが、名代の成立や実態に関しては諸説ある。穴穂部を検討するためには、まず名代に関する先行研究を確認し、その実態を明確にする必

要があるといえる。

名代は記紀に併記される子代と共に、部民制研究の一環として語られることが大概であり、日本思想史・歴史学の立場からの研究が多数を占めている。実証史学の権威である津田左右吉は、記紀にある名代・子代の多くは「朝廷に属し朝廷に勤仕するトモ」的性質を有しており、伴造が掌握する朝廷のトモから宮の所在地や皇族の住地郷里と同じ名を負う部を選別し、あたかも子代名代の部であるかのように付会したものと指摘した。上記の部は地域に根付いた農民集団であり、実際の名代は、孝徳紀の大化の詔に記されたものや、大化二年三月条の奏請にある「御名入部」に限られると主張する⁶。

井上光貞は、津田が名代でないで見做した部の中には、各地から上番した者達で形成される宮号や仕えた天皇の名を負う集団に該当するものがあるとして、津田の主張に一部疑問を呈した。名代は一般的に国造の民を割いて設置され、中央においては伴造に管掌されたとする。国造の一族が上番しトモとして近習・警護といった任を担う場合もあったと述べ、この場合の部を「子代」と呼称したと推定している⁷。

関見は、名代を「すべて伴造の管理の下に置かれた品部」だと解釈し、皇室の私有でなく宮廷全体に所属する民だと見做す⁸。平野邦雄は、記紀に記された名代・子代をA群（仁徳～雄略期）・B群（雄略～崇峻期）に分類し、A群に見られるのが后妃や皇子が領有した「子代」で、後に天皇・皇族や豪族の名を部に付する風習が発生した際に、A群の子代に名をつける習慣が芽生え、名代と解されるようになったとする。五世紀末頃に氏の名の成立と共に発生した、B群の名代が本来の名代だと主張した⁹。

「ベ」と「トモ」に関しては、上番して朝廷の職務に従事する「トモ」と、トモを資養する義務を負った集団「ベ」の、二つの実体から成ると見做するのが一般的である¹⁰。上記以外にも様々な説が提示されているが、天皇・皇族と同じ名を冠し、王族の経済的基盤として設置された部であることは広く認められており、現在は、狩野久が主張する「王や王妃の住地の名であり、宮を営んだ場所の名前である」とする説¹¹、及び名代と子代の形態や構造に厳密な区分はないとする大橋信弥の説が有力視されている¹²。

部民制の施行は六世紀以降と解するのが通説だが、それ以前の五世紀代には「人制」と称される管理制度があったとされる。人制の研究史を整理・概説した鈴木正信は、人制が「中央に出仕するトモを「某人」として組織化する職務分掌の制度」であること、部民制の実施に伴い部民制の中に解消されたことは、研究者間の共通理解であると述べる¹³。

人制研究発展の契機となった「稻荷山古墳出土鉄剣銘」や「江田船山古墳出土大刀銘」には、「杖刀人」「典曹人」の文字と共にワカタケル大王の名が刻まれており¹⁴、倭王武が雄略天皇であるとする説に信が置けるとすれば、当該期において穴穂部という呼称は存在していないと考えられる。安康天皇が倭王興であったとしても、その治世下においては人制が施行されていたのではないか。

平野邦雄は、雄略期前代の名代を事実上の子代だと見なし、皇子の母方氏族の管理下に置かれていたと主張する。穴穂皇子の兄である軽太子の名代（軽部）は、母親である忍坂中津姫の名代（刑部）とともに皇子の養育料として母家にあてられた経緯があり、〈穴穂部〉は、雄略が安康天皇（穴穂皇子）の子代を接收し、再編成したものと解している¹⁵。

名代・子代の構造に相違はないとされるが、両者が壬生・湯坐と同様の隷属関係にあったことは認められている¹⁶。王族が薨去した後の名代・子代は伴造の管理下に置かれたと見る

のが定説であるため、天皇の外戚に当たる母方氏族が養育集団に深く関わった可能性は高い。

以上の点を考慮すると、本来の穴穂部は人制下におけるトモとして穴穂皇子を資養する集団であったと推定される。だが、紀編纂者が穴穂部を名代に準じる存在と見做した上で雄略紀に記載したこと、命名された穴穂部の名が穴穂皇子の居住した宮の宮号に由来するものであり、穴穂皇子と親密な関係を築いていたことは確かだろう。上述のように、管掌氏族を考察する際は皇子の母方氏族が重要視されるが、『日本書紀』は穴穂皇子の母を忍坂大中姫と記している（記は忍坂之大中津比売命。以降、忍坂大中姫と表記する）。

『古事記』の系譜記事から、忍坂大中姫は息長氏の系譜にあたる女性だと推測される¹⁷。忍坂大中姫と息長氏の関係性は、部民の領有や氏族間交流の内情を孕んでいるために、古代史学の立場から検討される場合が多い。藪田香融は、敏達天皇の長子である押坂彦人大兄皇子が忍坂大中姫の名代〈刑部〉を継承するに至った経緯を検討し、刑部は皇族出身の後妃のために皇室側が設定した部であると解した上で、忍坂大中姫・押坂彦人大兄皇子と母方氏族にあたる息長氏との密接な関係を認め、息長氏が事実上の管理者として媒介することで、刑部は押坂宮と共に皇族に受け継がれたと主張する¹⁸。

亀井輝一郎は、古代の交通ルートや息長氏・ワニ氏の親密な関係に鑑みて、允恭紀に記される忍坂大中姫とその母の住居を、ワニ氏勢力圏の南限にあたる石上近辺だと推定し、忍坂大中姫を「大和北方から近江にかけての勢力（息長・ワニ系）と西方勢力（撰・河地方）との結びつきの上でも、大きな役割を果たした人物」であったと解釈している¹⁹。

両者の指摘から、息長氏が忍坂大中姫の名代である刑部を管掌する立場にあったこと、ワニ氏との友好的な関係性をもって石上地域にも干渉しうる氏族であったことが窺える。穴穂皇子の宮は石上に所在が求められることから、穴穂皇子と息長氏の交流も想定されるだろう。

しかし、『新編 姓氏家系辞書』に記載のある刑部管掌氏族の中で、物部系氏族の名が目立つ点は注意される²⁰。また、穴穂の名を冠するものは総じて物部氏と縁が深い。安康即位前紀において、軽太子と対立した穴穂皇子に助力したのは物部大前宿禰であり、欽明天皇の子で穴穂部に資養されたと思しき〈穴穂部皇子〉は、物部守屋と浅からぬ関わりがある。更に、物部守屋の邸宅があった河内国洪川郡には、穴太村や聖徳太子の母である穴穂部間人皇女にまつわる穴太神社が存在しており、穴穂部がこの地に関係していたことを示す²¹。

藪田は、用明紀二年四月条に登場する押坂部史毛屎がとった物部守屋への助力的行為は、毛屎が押坂部の管理・書記に携わる家の出身であることを反映したものであり、同じ反蘇我である物部守屋に対する押坂彦人皇子の好意的な意志を示すものではないかと推測している²²。また、本位田菊士は藪田の見解を踏襲した上で、大和国城上郡一帯を押坂彦人大兄皇子の居住地に、物部氏の大和国における本拠地を磯城・山辺地方に比定し、地縁によって両者の親近関係が生じた可能性を指摘する²³。

物部氏は石上地域と縁の深い氏族であるが、石上の歴史を語る際に必ず問題に挙がるのは、在地豪族であるワニ氏系の物部首と河内国から進出した物部連の関係性である。学問分野を問わず早くから議論されているが、在地の有力者であった物部首を河内国から進出した物部氏が掌握したと見られている²⁴。布留遺跡の考古学調査に基づき両者の関係性を検討した日野宏は、在来の物部首が農耕祭祀を布留川北岸地域で行っていたのに対し、物部連の進出後は布留川南岸地域を中心に祭祀が行われるようになったことが窺えるとして、物部連に起因する石上地域の環境の変化を指摘している²⁵。

宮の伝領に関しては、岸俊男と狩野久の意見が参考になる。岸は、欽明朝頃より皇子・皇女の名に「部」を含むものが見えるのは「皇室領としての名代・子代の継承の仕方と関係があるのではなかろうか」と述べており²⁶、狩野は岸の意見を受けて、皇子・皇女が旧宮を引き継ぎ名代・子代を領有したことから名付けであると主張している²⁷。

両者の指摘から、穴穂部皇子や穴穂間人皇女が穴穂部と宮を領有したことが推定される。穴穂部皇子と物部守屋の関係性や間人皇女と穴太神社の因縁を考慮すると、継承したのは石上穴穂宮であり、物部系の氏族が伴造として穴穂部を管掌した可能性が高いと思われる。

以上の点に鑑みると、ワニ氏と結ぶことで石上に接点をもった息長氏は、物部連の進出以降、当地域に対する影響力を失ったと推測される。物部首はワニ氏系氏族ではあるものの、物部連の支配下にあったと見られることから、息長・ワニ氏系氏族の管理下にあった民が物部系氏族の下で改めて編成され、物部系の伴造に管掌されるようになったという経緯も想定できる。

地縁や勢力によってトモを管掌するに至った事例としては、葛城氏と日下部の例が挙げられる。日下部の成立について論じた鷲森浩幸は、ワニ氏の祖にあたる〈日子坐命〉の系譜を参考に、継体天皇と結束したワニ氏が六世紀初頭から日下部の管掌を担っていたこと、五世紀代は日下宮の比定地にあたる河内国河内郡日下里周辺の有力氏族である葛城氏が管掌していたことを指摘する²⁸。

外戚的存在として影響力を持ったワニ氏に対し、葛城氏は地縁と権勢によって管掌に至っている。上記の事例に鑑みると、五世紀以後の石上地域における最有力氏族である物部氏が穴穂部を管掌することも有り得るのではないかと。故に本稿においては、息長系（ワニ系）氏族と物部系氏族を管掌氏族の候補に挙げ、穴穂部を石上穴穂宮における資養の民と推定して論を進めることにする²⁹。

2. 穴穂部に関する先行研究

前章において、名代の固有名称が出仕した宮の宮号から採用されたことを確認し、穴穂部の名称は穴穂皇子が居住したとされる石上穴穂宮に由来することが明らかになった。畢竟、穴穂の名は宮を営んだ地所の名に基づくといえる。

穴穂の名を冠する宮は、他に景行・成務・仲哀の皇居とされる志賀高穴穂宮がある。この宮の所在地は現在の滋賀県大津市穴太に比定されているが、遺構は発見されておらず、実在の宮か不明とされる³⁰。当地周辺は穴太村主の勢力圏であることから、その関係をもって宮号を創作し、記紀伝承に付会した可能性がある。穴太村主の詳細は、近江国の歴史や古墳群との関連も含めて後述する。

地名を名称の起源とするものは多いが、肝要な地名の起源は各々異なる。前述の穴師に関しても、人や事象から発祥した名称だと主張する論考は多い。古代文学者の西宮一民は穴穂について「単なる自然地理的な命名ではなく、それが職業に関係した地理的命名であらうと推測せしめる」と述べ、職業に由来する名称だと主張している³¹。部曲文学の性格に鑑みても、職掌の検討は必至である。

詳細の検討に入る前に、下総国に居住した孔王部に触れておきたい。正倉院文書の「下総国葛飾郡大嶋郷戸籍」には多くの孔王部が記録されている。平野邦雄の分析によれば、五百余名の孔王部が当地に居住していたようである。仁徳～雄略期に設置されたとされる部が一

地域に集中的に分布するのは、国造の支配する共同体を子代として編成し、国造の管理下の元で租税を徴収する間接的支配制度の表れであると見ている³²。

だが歴史考古学者の谷口榮は、大嶋郷比定地から古墳時代中期代の遺跡が確認されていないことに鑑みて、安康の治世下における当地への名代の設置を否定している。比定地からは「柴又八幡神社古墳」「南蔵院裏古墳」「熊野神社古墳」が確認されており、葛飾区柴又にある柴又八幡神社古墳の埴輪は六世紀末頃、葛飾区立石の南蔵院裏古墳の埴輪は六世紀後半代の遺物だと推定されるという³³。

大嶋郷戸籍を分析した田中禎昭は、「仲村里と嶋俣里に、律令支配層の末端に連なる（資人出仕・勲位保持）、強力な富裕戸が存在していた」と述べ、嶋俣里・仲村里の比定地に古墳時代後期の古墳が存在するほか、同地の奈良時代の遺構から巡方や緑釉陶器といった遺物が出土していることから、古墳時代後期の時点で相応の権力を有する階層が両里に居住し、以降も律令官人と交流をもったと指摘する³⁴。

古墳の建造は当該時期における大和朝廷との接触を示唆しており、名代設置事業との関連が想定される。以上の点を考慮すると、大嶋郷の孔王部は穴穂皇子と直接的な関わりを持たず、六世紀後半以降に東国支配と人民管理のために国造の民を割いて設置された名代だと推定できる。穴穂部皇子・穴穂部間人皇女は当該期の人物であるため、両名のために新設された名代であったかもしれない。

孔王部が穴穂部と同義であるのは、『新撰姓氏録』未定雑姓河内国条において孔王部首の出自が「孔王部首 穴穂天皇（穴穂）之後也」と記されていることから窺えるが、孔王部の読みに関しては研究者によって意見が分かれている。明治期の歴史学者である栗田寛は著作『新撰姓氏録考證』において、孔王が穴穂皇子を表したものだとも認めながらも、「孔王部をアナホベと訓るは、古書に例ありや」と疑問を呈した³⁵。

直木孝次郎は、栗田の疑問を受けた上で「孔の一字がアナホを著したものだ」と主張した。〈孔〉の一字のみでアナホと読むと解釈したのであり、実例として「上宮聖徳法王説」所引の天寿国曼荼羅繡帳に見える「孔部間人公主」を挙げている。また蝮王部の例を参考に、名代子代が「何某の王の部」と呼ばれる場合があった可能性を指摘し、王の字が付加された孔王部は「アナホノミコベ」もしくは「アナホノキミベ」と読むのが正しいと主張した³⁶。

それに対して西宮一民は、孔王部に王の字が用いられているのは「あなをべ」と発音が転化した故であると主張する³⁷。ホの子音が脱落してヲとなり、そのヲに王の字が当てられたとする解釈だが、穴穂が穴太に変じて〈アノウ〉と読まれるようになった経緯を考慮すると、西宮の指摘が妥当だと思われる。元来〈アナホ〉と呼ばれていたものが、〈アナホ→アナヲ→アノー〉と音が転じたのではないか。

以上に鑑みると、下総国大嶋郷の孔王部の設置時期は六世紀を下ることは確実であり、調査対象にはなり得ない。穴穂という固有名称は石上の地縁に由来する可能性が高いが、石上穴穂宮に出仕した穴穂部は、如何なる職務をもって穴穂皇子に奉仕したのだろうか。部民に関する先行研究においては、清寧即位前紀に記された「白壁部舎人」「白壁部膳夫」「白壁部靱負」などのトモのもつ近侍的性格から、上番した名代は身辺や宮廷の警護・身の回りの世話といった職務に従事したと考えられている³⁸。

しかし、宮号を負い皇子に奉仕したトモでありながら、他とは一線を画す職掌を担った〈河上部〉という名代が記紀に見えることは注目される。以下に『古事記』及び『日本書紀』に

ある河上部の設置記事を掲載する。

…次に、印色入日子命は、血沼池を作り、又、狭山池を作り、又、日下の高津池を作りき。又、鳥取の河上宮に坐して、横刀壺仵口を作らしめき。是を石上神宮に奉り納れて、即ち其の宮に坐して、河上部を定めき。…（『古事記』垂仁天皇条）

三十九年の冬十月に、五十瓊敷命、茅渟の菟砥川上宮に居しまして、劍一千口を作りたまふ。因りて其の劍を名けて川上部と謂ふ。亦の名を裸伴と曰ふ。裸伴、此には阿箇播娜我等母と云ふ。石上神宮に蔵むるなり。…（『日本書紀』垂仁天皇三十九年十月条）

紀では川上部を劍の名前としているが、諸注釈書が指摘するように五十瓊敷命の名代を指すと解してよい³⁹。固有名称が五十瓊敷命の居住した河上宮の宮号に由来することからも、河上部が名代と見做されていた可能性は高い。

裸伴が〈アカハダガトモ〉と呼称されたことは垂仁紀の割注から窺えるが、柳田國男によれば、肌の色が赤いことは山人の有する身体的特徴の一つであった⁴⁰。河上部は武器を製作する鍛冶師だと推測されるが、鍛冶師の作業場が山に在るのは周知されており、その亦の名が裸伴であるのは、職業部的性格を持つ民がトモとして編成されて宮に出仕し、特殊業務に従事したことを示唆している。五十瓊敷命や宮の実在性は疑わしく、物部氏や布留宿禰らの付会伝承に起因する記事と考えられるが、記紀の編纂者が武器製作者を名代に値する存在と認識していた点は注視すべきである。

また、先に触れた軽太子の名代〈軽部〉も職業部的性格を持つ可能性が高い。菅野雅雄は、軽部が狩を主業としながら葬送儀礼にも従事した軽太子の壬生部であり、軽部臣氏の氏人が語部として名代の役を果たすが如く軽太子の物語を伝承したと指摘する⁴¹。軽太子にまつわる一連の物語が挽歌的性格を有していることから、菅野の指摘する軽部の職掌には蓋然性があると考えられる。

氏族・系譜学研究の大家である佐伯有清が、菅野の指摘する軽部像は「葬儀に関与する職業部」に相当すると理解した上でその主張を全面的に否定していない点⁴²、河上部が刀剣類の作成に携わる集団である点等に鑑みると⁴³、名代とされる部（トモ）の全てが近習的職務を担ったとは断言できないのではないかと考えるのが穏当であるが、職業部的性格を持つトモの存在が否定できないことから、本稿では穴穂部が石上の地で特殊な業務に従事したという仮説を立て検証を進める⁴⁴。

なお、穴穂部は部民制考証の際に他部と並列的に論じられる場合が多く、穴穂部の実態を考察した論考は管見の限り少ない。その中で、文学研究者である折口信夫や高崎正秀、尾畑喜一郎が、穴穂部の語る伝承や語部としての性格と関連付けて職掌を検討し、同様の結論に至っているのは注目される。

折口は、穴穂部を現代に続く穴太衆の流れとみなし、穴穂部の職掌は穴太衆と同じ土木関係であると考察している。「鑄物師の連衆とも関係が深いのだと思う」とも述べるように、穴穂部と鑄物師が間接的に交流をもったと考えている点に特徴がある⁴⁵。

対する高崎は、「石工・土工・薪炭・採鉱冶金などの職務を世襲した」職業団体であり、

奉斎する日神の信仰を各地に布教する傍ら山林関係の職掌を担ったと推定する⁴⁶。穴穂部の主な職掌を鍛冶と見た点に折口との相違がある。尾畑は高橋の意見を踏襲した上で、室町時代初期の「竹生嶋縁起」にみえる土着の日の神〈浅井姫〉を奉斎した採鉱冶金族であり、日神信仰と火神信仰が結びつくことから、アナ（感嘆詞）+ホ（火）の部、即ち拝火（日）思想を背景として名付けられた部であったと推測した⁴⁷。

多少の認識の違いはあるが、採鉱冶金集団と関わる存在だとする認識は共通しており、筆者も概ねその指摘に同意する。大穴磯部（穴師）と穴穂部が類する性質を持つことに関しては、折口や尾畑の他に西宮一民や亀井輝一郎の言及があり、大穴磯部を採掘師とする説が多数の研究者に支持されている点に鑑みても、信憑性は高いと考える⁴⁸。だが、尾畑が主張する穴穂の語源解釈には同意しかねる点があるため、穴師との関係性を含めて後述する。

また、諸氏が穴穂部と近江国穴太に居する穴太部を共通の集団と見て、近江国の穴太部を参考に職掌を推測しているのは注視される。数多ある宮のうち穴穂を冠するのは石上穴穂宮と志賀高穴穂宮のみであるが、前述のように志賀高穴穂宮の実在性は低い。しかし、記紀の編纂者に「天皇が坐すにふさわしい地」と認識されていたことは疑いなく、穴太村主らの活動が土地の発展に寄与していたことが窺える。

穴穂部が鍛冶にまつわる集団であるならば、遺構・遺物からその活動が推測できる。管掌する氏族とトモの性格には概して類似性が見られるため、管掌氏族の職掌も考慮する必要があるほか、穴太衆との関係性の明瞭化も求められる。先行説の妥当性を示すためには、石上や近江国穴太で行われた考古調査や地理的・歴史的背景を参考に、息長氏（ワニ氏）・物部氏の職掌、及び穴太衆の職掌を再検討する必要があるといえる。

3. 近江の穴太部と石上の穴穂部

近江国の穴太は旧近江国滋賀郡、現在の滋賀県大津市坂本穴太町付近を指し⁴⁹、滋賀県の西南部に属する。穴太を含む旧滋賀郡（現大津市周辺）には、前方後円墳・前方後方墳が集中的に分布しており、滋賀県内に確認されている古墳時代後期の群集墳の半数が当地域に存在している⁵⁰。着目されるのは、群集墳の被葬者が六世紀以降に台頭した新興階層であること、そして穴太周辺域の群集墳の数が突出して多いことである。

一般的な横穴式石室構造である湖西地域に反して、穴太地域の群集墳の石室は特殊な構造を持つという。その類例が朝鮮半島の高句麗・百済に求められることから、朝鮮半島経由で渡来した漢人系氏族がもたらした技術と考えられている⁵¹。穴太を含む比叡山麓を中心とする集団の群集墳の総数は一〇〇〇基を超えると予想されており、滋賀県最大の群集墳地帯とされる⁵²。以上の点から、穴太が新興の渡来人の居住域であり、六世紀後半から七世紀にかけて渡来人の影響を強く受けた地であることが窺える⁵³。

注目すべきは、穴太遺跡群から多数の鉄滓が発見されていることである⁵⁴。鉄滓は鉄精錬・加工の際に生じた不純物であり、鍛冶が行われた事実を示す遺物として重視される。田辺昭三・井上満郎が、当地における鉄精錬や鍛冶の技術と入植した渡来人たちを関連付けているように⁵⁵、六世紀後半頃にこの周辺に移住した渡来人集団は、鍛冶を始めとする高度な特殊技能をもって当地の発展に寄与した可能性が高い。

ところで、穴太の地が〈穴太村主〉の本貫とされていることは先に述べた⁵⁶。『新撰姓氏録』によると「曹氏寶徳公之後」を称していたようだが、同書未定雑姓右京に「後漢考献帝男美

波夜王之後也」と見える〈志賀穴太村主〉と同族だと考えられる。また、『続日本紀』延暦六年七月十七日条から、坂田郡の穴太村主真広が大夫村主広道ら帰化氏族と共に「志賀忌寸」の氏姓を賜ったことが窺える。『新撰姓氏録』や石室技術の起源を考慮すると、穴太村主は漢人系（百濟系）の渡来人と推測される⁵⁷。

姓である〈村主〉に関しては、村主姓を有する者達が名称に準じる部を管掌したとする関見の指摘が注目される⁵⁸。北垣聰一郎は関の意見を踏襲した上で、穴太村主も特殊技能をもって朝廷に仕えた渡来系氏族であると主張しており⁵⁹、両者の見解に鑑みると、穴太村主は穴太部を率いる伴造であったと推定される。

問題の穴太衆も、滋賀郡を活動拠点としていた集団である。穴太衆は石工衆とも称されるように、石材の採掘・加工技術に長けた存在として広く知られている⁶⁰。着目すべきは、穴太衆の技術と大和国・近江国の横穴式石室の技法に共通性を見出す北垣の主張である。北垣は、大和国にある横穴式石室の構造変化を①期～⑦期に分類し、③期から⑥期に渡り「穴太積み技法」の継承が確認できると述べる。また、滋賀県一帯の群集墳の横穴式石室の構築技法が穴太衆の用いた技法と酷似すると指摘した上で、次のように主張している⁶¹。

…穴太村主が少くとも六世紀中葉（五四〇年代）にはその本貫を、今日の穴太、滋賀里においた氏であったことは明白であろう。その技術集団としての職務は、六世紀前半から横穴式石室の構築を担当する氏族ではなかったろうか。…（中略）…穴太村主一族はその最初から本貫を穴太においたものではなかったと思われる。おそらく、倭漢氏本宗配下であって、大和を中心とする畿内一円の石室構築に、まず参画したものと想像できるのである。…（中略）…穴太村主がその本貫を近江の滋賀郡一帯におくのは、こうした石室構築術が一応の評価を収める六世紀以降において、はじめて可能となるのである。

…

穴太村主の本来の本貫が大和国にあったとする見解は興味深い。大和国・近江国における横穴式石室技法の共通性に鑑みると、石上の穴穂部との関連性も想定される。穴太衆の前身が穴太部であり、伴造である穴太村主に管掌されて横穴式石室の構築に従事したことは十分に考え得る。

なお、石上の穴穂部も高度の石工技術を有していた可能性が、酒船山遺跡の石垣の事例から窺える。明日香村が平成四年に行った調査により、「酒船石」と呼ばれる石造物のある丘の中腹で、「奈良県天理市近郊で採石される凝灰岩質細粒砂岩切石で構築された石垣」が発見され、『日本書紀』齊明天皇二年条に記された石垣に該当する遺構として脚光を浴びた⁶²。この砂岩は石上の地に相当する奈良県天理市の豊田山から採掘されたものであり、布留遺跡からは天理砂岩の原石やそれを基にした白玉の未製品が発見されている⁶³。以下に、齊明紀二年条の該当部を引用する。

是の歳に、飛鳥の岡本に更に宮地を定む。…（中略）…遂に宮室を起つ。天皇、乃ち遷りたまひ、号けて後飛鳥岡本宮と曰ふ。田身嶺に、冠らしむるに周垣を以ちてす。田身は山の名なり。此には大務と云ふ。復、嶺の上の両槻樹の辺に觀を起て、号けて両槻宮とし、亦天宮と曰ふ。

時に、事を興すことを好みたまひ、廻ち水工をして渠を穿らしめ、香山の西より石上山に至る。舟二百隻を以ちて、石上山の石を載みて、流の順に宮の東の山に控引き、石を累ねて垣とす。時人誇りて曰く、「狂心の渠。損費すこと、功夫三万余。費損すこと、造垣功夫七万余。宮材爛れたり。山椒埋れたり」といふ。又誇りて曰く、「石の山丘を作り、作る隨に自づからに破れなむ。」といふ。若し未だ成らざる時に抛りて、此の誇を作せるか。…

(『日本書紀』 齊明天皇二年条)

石上に関係するのは、記事の後半部に記された、水工に香具山の西から石上山に至る溝を掘らせ、船で石上山の石を運搬して石垣を築造したという事績である。数度にわたる調査の結果、発見された遺跡が齊明天皇二年条の石垣に相当することは确实視されている⁶⁴。

日野宏は、齊明の事業に「布留の集団」が深く関わっており、その際に「峯塚古墳の被葬者」が重要な役割を果たしたと推定している。峯塚古墳は三段の墳丘をもつ円墳で、上段斜面には天理砂岩が葺石として用いられ、酒船石遺跡における天理砂岩の活用との関連性が推測されるという。被葬者は齊明期の有力者で、酒船石遺跡の石垣等の造営に携わった存在ではないかと主張する⁶⁵。被葬者に従属し、天理砂岩を採石・加工した布留の集団は、穴穂部を前身とする者達だったのではないだろうか。峯塚古墳は物部氏との関係が指摘される杣之内古墳群に含まれており⁶⁶、齊明期の採掘集団は物部氏に率いられていたと推定される。

また布留遺跡からは、火焰形透孔のある高坏脚台部片と鳥足文タタキが施された把手付鍋が発見されており、竹谷俊夫、田中清美の研究により、火焰形透孔を持つ陶器は伽倻国南部の威安周辺域に、鳥足文タタキが付された土器は百済国に特有のものであることが明らかになっている⁶⁷。

日野は、「鍛冶や馬の飼育のほか、大型倉庫の建設などに最先端の技術をもった伽耶や百済からの渡来系集団の活躍があったことが推測される」と述べた上で、赤坂古墳群から鞆羽口や鉄塊・鉄滓、及び鳥足文タタキがある韓式系の甕が発見されたことを挙げ、赤坂古墳群の被葬者が百済系の鍛冶工人であり、百済系工人集団が造営に携わって数世代に渡り布留の地に定住し続けたと推定している⁶⁸。なお、赤坂古墳群は峯塚古墳と同じ木堂川・杣之内川間に位置しており、布留遺跡の首長層居館域の周縁部に造営されたものである⁶⁹。

以上に鑑みると、古墳時代中期以降、石上の地に伽倻・百済からの渡来人が入植し、鍛冶や石工の特殊技能をもって活動したことが窺える。この事例は、近江国穴太において高麗・百済系の渡来人が新たな文化をもたらした状況と類似する。更に、石上に渡来人が入植した五世紀～六世紀にあたる時期は、穴穂皇子の推定される活動期や物部連の進出期と重複しており、布留遺跡で発見された天理砂岩の玉製品は、六世紀以前より石材採掘・加工が行われていたことを示している⁷⁰。

布留遺跡や古墳群が点在する天理市付近は「大和最大の古墳地帯」とされ⁷¹、石上の穴穂部も穴太部と同様に横穴式石室の構築に携わった可能性が高い。石上・豊田古墳群にある「ウワナリ塚古墳」に「穴太積み技法」が用いられていることや、天理砂岩が発掘された豊田山が上記古墳群の中央に位置すること等からも傍証される⁷²。また、石上・豊田古墳群における中小規模の古墳からは鍛冶にまつわる遺物が多数出土しており、古墳を築造した集団と布留遺跡の工人集団の密接な関係も指摘されている⁷³。

上記の点を考慮した上で、筆者は石上の穴穂部・近江国の穴太部の両者が共に「鍛冶・石

工集団」であったと推定する。樋口清之が、古代は完全な分業体制ではなく素材採取者が鍛冶加工を兼業していたと主張するように、古墳時代においては石を採掘・加工する石工と、素材を精錬・加工して製品化する鍛冶師は一体であった可能性が高い⁷⁴。故に、当初の穴穂部は石工に限らず、穴を掘って採取した石材・鉾石の加工にまつわる職務全般に従事した集団であったと推測される。

花田勝広は、布留遺跡の集落規模と鉄滓出土量が傑出していることを指摘した上で、当域における鉄器生産の管理と供給には倭政権が直接関与しており、その專業集落の掌握に物部氏が携わったと主張する⁷⁵。物部連が入植した渡来人を掌握し特殊業務に従事させたことは広く認められているが、穴穂部が百濟・伽倻系の渡来人であり、古墳時代中期～後期代にトモとして穴穂皇子に出仕した集団であったとすれば、物部系の伴造が管掌した可能性が高い。息長氏に近いワニ系の物部首が直接的な管掌者であったとしても、物部連の影響は多大であったと考える。

また、記の軽太子物語と大筋が共通する安康天皇即位前紀四十二年冬十月条において、物部大前宿禰という人物が穴穂皇子の即位に助力しているのは着目される。物部連が穴穂部の管掌責任を負う立場にあったのならば、穴穂部を通して穴穂皇子と物部氏には接点が生じる。允恭紀の該当部分が石上の伝承に基づいていることに関しては既に指摘があり⁷⁶、物部氏による意図的な描写とも考えられる。

穴穂部が穴穂皇子の資養民として職務に従事していたのであれば、穴穂皇子は物部氏の後見の上で、最新鋭の武器を得られる環境にあったと考えられる。記において穴穂皇子が作成した矢（穴穂箭）が「今時の矢ぞ」と注されているのは、上記のような歴史的背景を基盤として伝承されていたためかもしれない。なお、西宮一民は穴穂皇子が今時の矢（鉄鏃の矢）を用いることに鑑みて、穴穂の義は「金穴の秀でた所、またそこから採れた秀でた鉄」に由来すると推測している⁷⁷。

物部氏の職掌に関しては多くの先行研究があるが、軍事・刑罰関係、祭祀関係、武具・祭祀具の管理の三説が有力視されており、いずれも蓋然性が高い。伴造との関係性を考えるにあたっては、「武具・祭祀具の管理」という職掌が最も参考になる。

この説を提唱した代表的な研究者として、横田健一や吉村武彦が挙げられる。横田健一は、物部氏が祭祀具や武器を製作する集団を率いる伴造であったと推定しており⁷⁸、吉村武彦は、物部氏が屯倉を管理する中小豪族と擬制的な血縁関係を結ぶにあたり、手工業者集団から献上される武器や宝器・祭祀具の管理を担う役目を果たすようになったと指摘している⁷⁹。布留遺跡の專業工房は物部氏の直営工房であった可能性が高く⁸⁰、製作物を管理するにあたっては、工人集団の掌握も義務であったと考えられる。

対する息長氏の職掌は、水運を生かした交易や漁労であるとされ、五世紀代に近江国に進出したワニ氏も同様に把握されている⁸¹。その一方で、息長氏の母体となった一族を「天之日矛（すなわち日の矛）に象徴される朝鮮半島系の渡来者集団」と見なし、大陸・朝鮮半島系の新しい宗教儀礼や精錬技術等をもって王権内で力を得たとする主張や⁸²、息長氏を鍛冶部族に比定する説も提唱されていることから⁸³、息長氏が穴穂部や製鉄業と無関係だと断じることができない。

しかし、息長氏と協調関係にあるワニ氏系の物部首が物部連の台頭後に支配下に置かれていること、物部連が大和朝廷の庇護下で製鉄業を掌握し、布留遺跡の工房と工人の管理に携

わった氏族であることから、石上の穴穂部は息長系ではなく物部系伴造に率いられたと解するのが妥当である。杣之内古墳群や石上・豊田古墳群の石室技法の問題、斉明期における物部氏と石工集団の関係性も考慮すべきだろう。

忍坂大中姫が息長氏系統であるにも関わらず、穴穂皇子にまつわる穴穂部が物部系氏族に管掌されていた背景には、穴穂皇子が即位するに至るまでの複雑な事情が関係する可能性がある。物部首・連の対立に始まる石上の地域伝承が背景にあったとすれば、穴穂皇子は母に近い息長氏ではなく、物部系氏族と地縁の上で結びついており、穴穂皇子の擁立のために物部連が尽力した事績が物語に反映されているとも考えられる。いずれも推測の域を出ないが、穴穂部と石上穴穂宮を伝領したと思しき穴穂部皇子と物部守屋の強固な関係性に鑑みれば、少なくともある段階において、穴穂部の管掌権は物部系伴造に推移した可能性が高いのではないだろうか。

4. 人制と穴者・穴人

前述のように、六世紀以前の段階においては、管理下に置かれた者たちを職掌等の名称に「人」字を付した「某人」と称して管理する「人制」が施行されていた。多くの研究成果があるが、人制が五世紀代に外交によってもたらされた中国の制度であり、「某者」という呼称も人制に含めるとする吉村武彦の説、及び朝鮮系技能者の集団的渡来が人制形成の契機となったとする鈴木靖民の説は広く受容されている⁸⁴。

鈴木正信は、中国文献や朝鮮の金石文に「某人」の表される事例が散見されることから、「大陸（特に華北）や半島から渡来系の人々が日本列島へ到来した結果、日本（倭）においてもトモに対して「某人」という呼称が用いられるようになったことは間違いない」とした上で、「某者」「某人」は置換される場合があると認めている⁸⁵。鉄剣銘の事例に加え、記紀においても特殊技能をもったトモが「某人」「某部」と表される例が見えることを考慮すると、一定の時期において王権に奉仕するトモが「某人」と呼称された可能性は高い。

中国文献において、穴穂部に準じる職掌を担う「某者」「某人」という存在は見受けられるのだろうか。管見の限りでは、中国戦国時代の『墨子』『呂氏春秋』に「穴者」、唐代の詩人柳宗元の作品「零陵郡復乳穴記」に「穴人」の事例が確認できた。まず、『墨子』の例を引用する。

…令_三陶者_一為_二瓦竇_一、長二尺五寸、大六圍、中_一判之_一、合而施_二之穴中_一、偃一、覆一。
…（中略）…竈用_二四橐_一。穴且_レ遇、以_二頡皋_一衝_レ之、疾鼓_レ橐熏_レ之。必令_下明習_二橐事_一
者_上、勿_レ令_レ離_二竈口_一。連版以_二穴高下廣陝_一為_レ度。令_二穴者_一与_レ版俱前_一。…
（『墨子』「備穴」第六十二）

「備穴」は敵の掘穴による攻撃に対する防御法を記した条であり、自陣営も穴を掘り対抗するという策が記されている。「陶者」の作成した瓦竇（瓦製の管）や竈に設置された橐（鞴）が利用されており、「穴者」は連板（木板を連ねたもの）を持ち、穴を掘り進めて敵を探る役目を担っていることが窺える。なお、垂仁紀三年春三月条一書には「鏡村の谷の陶人」が見え、「陶者」と同じ陶工だと推定される。また『墨子』には、「備城門」という守城法を記した条があり、そちらにも備穴法が記されている。

…城四面四隅、皆為_二高曆櫺_一、使_丁重室子居_二亦上_一、候_レ適、視_丙亦能狀、与_乙亦進退左右所_レ移處_甲。失_レ侯、斬。適人為_レ穴而來、我亟使_二穴師_一選_レ卒。迎而穴_レ之。…

(『墨子』「備城門」第五十二)

当条にも穴を掘って攻め来る敵の迎撃法が記されており、穴師が穴を掘る者を選別する知識や権利を持つ有力者であることが理解できる。韃を吹くのは確かな知識を持つ者でなければならぬと明記されていることから、守城戦において鍛冶師・採掘師が登用されていた可能性は高い。

天武紀六年五月甲子条の「倭画師音禱」や『令義解』職員令等に見える用例から、〈師〉は特定の技量に長けた者を指す接尾辞と推定される。穴師は〈穴〉に関する技術者であって、「穴者」と同じく〈穴〉の字義が職掌・業務を表していると考えられる。

しかし、『呂氏春秋』の場合の穴者は「穴居する者」を指しており、『墨子』の穴者とは対象が異なる⁸⁶。「穴する」という動詞が穴を掘ることを指す点を考慮すると、中国文献における穴者は「穴を掘って何かをする者」を示す広義的な語であると推定される。

続いて、穴人の用例のある柳宗元の「零陵郡復乳穴記」を引用する。

石鍾乳餌之最良者也。楚越之山多産焉。於_レ連於_レ韶者、獨名_二於世_一。連之人、告_レ尽焉者五載矣。以貢則買_二諸他部_一。今刺史崔公至。逾月_二穴人_一來、以_二乳復_一告。邦人悦_二是祥_一也、雜然謠曰、叱之熙熙、崔公之來。公化所_レ徹、土石蒙_レ烈。以為_レ不_レ信、起視_二乳穴_一。穴人笑_レ之曰、是惡知_二所謂祥_一耶。嚮吾以_二刺史之貪戾嗜_レ利、徒吾役而不_二吾貨_一也、吾是以病而給焉。今吾刺史、令明而志潔、先_レ頼而後_レ力。欺誣屏息、信順休洽。吾以_レ是誠告焉。且夫乳穴、必在_二深山窮林_一。冰雪之所_レ儲、豺虎之所_レ蘆、由而入者、触_二昏霧_一、扞_レ龍蛇_一、束_レ火以知_二其物_一、縻_レ繩以志_二其返_一。其勤若_レ是。出又不_レ得_二吾直_一。吾用_レ是安得_レ不_二以_レ尽告_一。今令_レ人而乃誠。吾告故也。何祥之為。…

(柳宗元「零陵郡復乳穴記」)

枯渴していた鍾乳石が、崔公が赴任した後に復するようになった。人民は崔公の徳によるものとして喜んだが、鍾乳石の枯渴は前任の刺史が利益を還元しないことを恨んで穴人が吹聴した嘘であり、崔公の清廉な人柄を見抜いて真実を告げた、という顛末が記されている。

ここで言う穴人は「鍾乳石を採取する者」であり、正しく採掘師である。唐代の作品ではあるが、柳宗元が他作品において大工の棟梁を「梓人」と呼称していることから、職業人を表す「某人」が唐代まで使用された可能性は高い⁸⁷。『大漢和辞典』や『字通』が穴人を穴師と同じ「穴に入ることを業とするもの」「採掘業者」であると解しているほか、穴人を「鉄穴を掘る技師」だと主張する研究者も存在する⁸⁸。

以上の事例から、中国文献における「穴人」や「穴者」が、穴を掘る、また穴に入って作業をする者を指す場合があり、石を採掘する者もその例に含まれることが理解できる。日本の上代文献にこれらの語は見られないが、穴穂部（穴太部）の前身は「穴人（穴者）」であって、部民制の普及によって「穴穂部（穴太部）」と称されるようになったのではないだろうか。穴穂部の職掌が石の採掘にまつわるものであったことは、人制の観点からも傍証されるのである。

おわりに

本稿を通して、穴穂部の実態を検証した。穴穂部・穴太部は外来の「石工・鍛冶師集団」であり、古墳の石室構築を主導するほか、採掘した鉱石をもって鍛冶に従事することもあったと考えられる。特に近江国に拠点をもつ穴太部は、現代に続く「穴太衆」に連なる系譜をもち、横穴式石室の技法に基づく石工技術を生かして活躍したことが推定される。

石上の穴穂部は、書紀の記述から穴穂皇子の名代だと解されている。しかしワカタケル大王に比定される弟の雄略天皇が五世紀後半頃の人物であることから、穴穂皇子が倭王興に値するとしても、当時に施行されていたのは人制であり、「穴穂部」という名称は存在しなかったと考えられる。

人制は中国・朝鮮由来の呼称を利用している。中国文献における「穴者」「穴人」は「穴を掘ることを旨とする」者達を指す言葉であり、直接的に採掘師を指す場合もあった。上記の職掌を担う穴穂部・穴太部は、五世紀代において「穴人（穴者）」と呼称された可能性が高い。

五世紀は大陸から技術者集団が渡来した時代にあたり、石上地域の環境が変じた時期とも重複する。大和朝廷が石上の地を軍事・生産拠点として掌握したことが一因であり、大和朝廷に従って河内国から進出した物部連が主導した様々な改革と深く関わっている。布留遺跡から発見された遺物の特徴から、石上の工房における技術労働者は百濟・伽倻系の集団と推定されるが、その集団を構成する一グループが穴穂部（穴人・穴者）だったと考えられる。

穴穂の語源に関しては、穴人・穴者・穴師に共通する〈穴〉字が「穴を掘ること」を象徴する点に鑑みると、西宮の説が穏当だと思われる。あくまでも想像の範疇ではあるが、穴穂部を「穴掘（る・り）部」の転化と見なすことも可能なのではないか。少なくとも、古代日本における部民の〈穴〉字が採掘を意味するものであることは確かだろう。

前述の石上の歴史を考慮すると、穴穂部は物部氏系の伴造が管掌した可能性が高い。資養民の伝領系譜からすれば、穴穂部は息長氏系の伴造が管掌したと見るのが妥当であり、物部連の支配下にある物部首が管掌した可能性も否定できない。しかし、その場合も上位氏族である物部連の影響が想定される。

穴穂皇子が登場する『古事記』允恭天皇条の軽太子物語では、同母兄の軽太子と対抗した穴穂皇子を臣下である大前小前宿禰が諭す場面があり、大前小前宿禰は自宅に逃げ込んだ軽太子を捕らえて穴穂皇子に奉る。軽太子が奉じられて罪に問われることによって穴穂皇子は即位が可能になるのであり、安康即位前紀においても物部大前宿禰が穴穂皇子を助力するという物語の基本構造は変わらない。

特に、物語に穴穂皇子が〈今時の矢〉を用意したと注記されている点は着目される⁸⁹。大前小前宿禰が穴穂皇子に献身的に尽くす描写、及び穴穂皇子が最新の武器を用意する描写は、トモである穴穂部が採取した石を鍛冶加工し、穴穂皇子に最新の武器・製品を献上した事績と、石上における物部連の強大な勢力が反映されているのではないだろうか。

いずれにせよ、物部連の石上地域における勢力伸長と石工・鍛冶集団の穴穂部、穴穂の名を宮号として石上の地に君臨した穴穂皇子は一連の関係で結ばれている可能性が高い。一定の史実性を帯びた氏族や部民の有する記憶・主張が伝承に残存し、上代文献に採録された例は多々見受けられるが、軽太子物語のような伝承性の強い物語を考察する際には、語部の職掌や歴史的観点からの検討も必要だと思われる。語部伝承を背景とした物語構造の検証は、後考に譲りたい。

付記

※引用文献に旧字体が使用されていた場合は、新字体に改めて本稿に記載している。また引用文献の傍線や囲み線は、注記がある場合を除き筆者が独自に挿入したものである。

※『古事記』『日本書紀』の引用は、小学館発行の「新編日本古典文学全集」（山口佳紀 神野志隆光校注・訳『古事記』（1997年）、及び、小島憲之 直木孝次郎 西宮一民 蔵中進 毛利正守『日本書紀①』（1994年）『日本書紀②』（1996年）『日本書紀③』（1998年）に、『墨子』『唐宋八大家文読本』の引用は、明治書院発行の「新釈漢文大系」（山田琢『墨子（下）』（1987年）、及び、星川清孝『唐宋八大家文読本（二）』（1976年）に、『新撰姓氏録』の引用は、佐伯有清「校訂新撰姓氏録」（『新撰姓氏録の研究 本文篇』（オンデマンド版、吉川弘文館、2007年、旧版は1962年）に依る。

注

- 1 拙稿「穴師の原義に関する一考察」（『学習院大学国語国文学会誌』67号（2024年3月）に収録予定）。穴師は大穴磯部のアナシと通じる。原義に関しては「強風説」と「採掘師」説に大きく二分されるが、「採掘師」説を採用する論文が大多数であり、最も有力であるといえる。
- 2 考古学・史学分野からも大穴磯部の研究は進められており、布留遺跡の遺物と十箇の品部の共通性に触れた置田雅昭の指摘や（「禁足地の成立」和田萃編『大神と石上』筑摩書房、1988年）、神宝製作に必須である「神宝としての楯・弓矢等の材料を提供する金属に関する部」と解した松倉文比古の指摘等が注目される（『『日本書紀』の天皇像と神祇伝承』雄山閣、2009年）。
- 3 垂仁記の系譜記事「伊許婆夜和氣王は、く沙本の穴太部之別が祖ぞ」の他、『古事記伝』の師木嶋宮巻における指摘や、律令の注釈書『穴記』の著者である穴太内人がくあなほのうちひととも読まれる事例等からも推測される。
- 4 折口信夫「部曲文学」、「日本文学発生論——部曲文学（八）——」（折口博士記念古代研究所編『折口信夫全集 ノート編 第二巻』中央公論社、1970年）、92-93頁、162-163頁。旧版は1957年。
- 5 尾畑喜一郎「允恭記の伝承的機構（上）」（『國學院雑誌』第65巻第6号、1964年6月）、20-21頁。
- 6 津田左右吉「上代の部の研究」（『津田左右吉全集 第三巻 日本上代史の研究』岩波書店、1963年）、56-58頁、69頁、75-76頁。初出は1929年。
- 7 井上光貞「部民の研究」（『新版 日本古代史の諸問題』思索社、1972年）、64-72頁。初出は1948年。
- 8 関晃「大化前代における皇室私有民」（『大化改新の研究 下 関晃著作集 第二巻』吉川弘文館、1996年）、236-237頁、242頁。初出は1965年。
- 9 平野邦雄「子代と名代」（『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、1969年）、283-300頁。初出は1966年。平野は子代に関して、津田の主張した、子代は「壬生之民」「壬生部」と同義であり、固有の名を持たなかったとする説を採用している。
- 10 篠川賢『国造一大和政権と地方豪族』（中央公論新社、2021年）、89-90頁。
- 11 狩野久「部民制——名代・子代を中心として」（『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年）、5-6頁。初出は1970年。
- 12 大橋信弥「名代・子代の基礎的研究——部民制論序説——」（『日本古代の王権と氏族』吉川弘文館、1996年）、214頁。初出は1979年。
- 13 鈴木正信「人制研究の現状と課題」（篠川賢 大川原竜一 鈴木正信編著『国造制・部民制の研究』八木書店、2017年）、54頁。
- 14 東京国立博物館編『江田船山古墳出土 国宝 銀象嵌銘大刀』（吉川弘文館、1993年）、62頁。埼玉県教育委員会『稻荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』（埼玉県教育委員会、1979年）、12頁。

- 15 注9に同じ。292-294頁。
- 16 注11に同じ。9頁。
- 17 『古事記』の系譜記事によると、母は百師木伊呂弁（亦名は弟日売真若比売命）、その姉は息長真若中比売である。
- 18 藪田香融「皇祖大兄御名入部について——大化前代における皇室私有民の存在形態——」（『日本古代財政史の研究』塙書房、1981年）、372-380頁。初出は1968年。
- 19 亀井輝一郎「石上神宮と忍坂大中姫」（横田健一編『日本書紀研究 第十三冊』塙書房、1985年3月）、116-129頁。ワニ氏に当てる漢字は異同が多いため、以降本稿では「ワニ」表記に統一する。
- 20 太田亮著 丹羽基二編『新編 姓氏家系辞書』（秋田書店、1974年）。旧版は1920年。京師、河内における刑部造は物部氏族を称している。
- 21 物部大前宿禰は穴穂皇子の即位に助力しており（安康即位前紀）、物部守屋は穴穂部皇子を天皇の座に着けるべく擁立するが、それを契機に滅亡に追い込まれている（用明紀、崇峻即位前紀）。守屋の屋敷が渋川地域（大阪府八尾市南部周辺）にあったことは崇峻即位前紀に見える。
- 22 注18に同じ。373-374頁。
- 23 本位田菊士「用明・崇峻期の内乱について」（『日本古代国家形成過程の研究』名著出版、1978年）、274頁。初出は1975年。
- 24 関連論考は数多いが、本稿注に挙げたものとしては、注2の置田や松倉、注23の本位田、注25の日野論考がある。
- 25 日野宏『物部氏の拠点集落 布留遺跡』（新泉社、2019年）、89-91頁。
- 26 岸俊男「光明立後の史的意義」（『日本古代政治研究』塙書房、1966年）、234頁の注12より。初出は1957年。
- 27 注11に同じ。17頁。
- 28 鷺森浩幸「名代日下部の成立と展開」（『市大日本史』第3巻、2000年5月）20-43頁。鷺森は結語において「大草香皇子らには血縁的な関係はない」と述べる一方で、市辺押磐皇子や顕宗・仁賢といった王族の例を挙げ、日下部を管掌するに至る葛城氏の外戚的性格を強調している。だが系譜から血縁関係が窺えない点を見ても、大草香皇子と葛城氏の関係性は地縁により生じたと見るのが妥当だと考える。
- 29 穴穂皇子の母方氏族は息長氏であるが、息長氏とワニ氏の関係性、及び配下の民を資養の民として割いた可能性がある物部首がワニ氏族であることを考慮して、ワニ氏を併記した。
- 30 「日本歴史地名大系第25巻」『滋賀県の地名』（平凡社、1991年）、「高穴穂宮」項。
- 31 西宮一民「允恭記「軽太子捕はれる」条の注文の新釈——軽箭と穴穂箭——」（『皇学館大学紀要』第18輯、1980年1月）、9-11頁。
- 32 注9に同じ。307-309頁。
- 33 谷口榮「大嶋郷故地の調査」（葛飾区郷土と天文の博物館編『東京低地と古代大嶋郷—古代戸籍・考古学の成果から—』名著出版、2012年）、58-59頁。大嶋郷は甲和里・嶋俣里・仲村里の三里から成る郷だが、谷口は「小岩から南側の小松川境川付近から海岸線までの地域」を甲和里、「柴又微高地を中心とした地域」を嶋俣里、「中川沿いの葛飾区奥戸・立石地域の遺跡群」周辺を仲村里に比定している（64-66頁）。
- 34 田中禎昭「大嶋郷の人々—個人別データベースの分析による地域秩序の再検討—」（葛飾区郷土と天文の博物館編『東京低地と古代大嶋郷—古代戸籍・考古学の成果から—』名著出版、2012年）、167-170頁。
- 35 栗田寛『新撰姓氏録考證』卷之二十一（吉川弘文館、1900年）、1374-1382頁。
- 36 直木孝次郎「部民制の一考察——下総国大島郷孔王部を中心として——」（『日本古代国家の構造』青木書店、1958年）、20-22頁。初出は1951年。
- 37 注31に同じ。10頁。
- 38 注11の狩野論考など。7-11頁。
- 39 「新編日本古典文学全集2」『日本書紀①』、坂本太郎 家永三郎 井上光貞 大野晋校注「日本古典文学大

- 系67』『日本書紀 上』(岩波書店、1967年)等。
- 40 柳田國男「山の人生」(『柳田國男全集 第三卷』筑摩書房、1997年) 608頁。初出は1917年。
- 41 菅野雅雄「輕部とその伝承」(『古事記系譜の研究』桜楓社、1970年)、371頁。
- 42 佐伯有清「輕部」(『国史大辞典 第三卷』吉川弘文館、1983年)。
- 43 平野邦雄は『国史大辞典 第三卷』「川上部」項において、「河上宮にあった鍛冶の資養のため設定された部といえるかも知れない」と指摘している。その場合もトモが鍛冶を担ったことは疑いない。なお、河上部の伴造は物部系氏族である(『新編 姓氏家系辞書』)。
- 44 「〇〇舍人」等の複合的な名称の名代が現れるのは、雄略紀・清寧紀以降である。主君に近侍するトモの性格は以前と変わらないと考えるが、「～人」「～者」と称される者が多岐にわたることから、トモの職掌がより広範だった可能性がある。
- 45 注4の折口論考、「部曲文学」に同じ。93頁。
- 46 高崎正秀「金太郎誕生縁起」(『高崎正秀著作集 第七卷 金太郎誕生譚』桜楓社、1971年)、37-39頁。旧版は1937年。
- 47 注5に同じ。21-23頁。
- 48 注4の折口論考、注5の尾畑論考、注19の亀井論考、注31の西宮論考に同じ。
- 49 畑中誠治「穴太」(『国史大辞典 第一卷』吉川弘文館、1979年)。
- 50 田辺昭三・岡田精司「豪族の伸長」(林屋辰三郎 飛鳥井雅道 森谷尅久編『新修 大津市史1 古代』大津市役所、1978年)、107-110頁。
- 51 田辺昭三・井上満郎「渡来人の足跡」(林屋辰三郎 飛鳥井雅道 森谷尅久編『新修 大津市史1 古代』大津市役所、1978年)、120-122頁。
- 52 滋賀県教育委員会文化部文化財保護課、滋賀県文化財保護協会編『穴太遺跡発掘調査報告書Ⅰ 一般国道161号(西大津バイパス)建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』(1994年)、9頁。
- 53 注51に同じ。120-125頁。
- 54 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課、滋賀県文化財保護協会編『一般国道161号(西大津バイパス)建設に伴う穴太遺跡発掘調査報告書Ⅲ』(2000年)、第6章など。
- 55 注51に同じ、128頁。
- 56 注51に同じ、138頁。その他、藪田香融等が言及している(「最澄とその思想」、安藤俊雄 藪田香融校注『最澄』岩波書店、1974年)。
- 57 注51に同じ、138頁。『和名類聚抄』によれば、滋賀郡は「古市」「真野」「大友」「錦部」の郷から成る。郷名が志賀忌寸に改姓した者達と共通することから、各氏族の本貫は滋賀郡にあったと推測されている。
- 58 関見「倭漢氏の研究」(『史学雑誌』第62編第9号、1953年9月)、17-18頁。後に『関見著作集 第三卷』(1996年)に所収。
- 59 北垣聰一郎「穴太積みの石垣」(『石垣普請』法政大学出版局、1987年)、323頁。
- 60 大森昌衛「石工物語(2) —日本の石工の起源と発展—」(『地学教育と科学運動』第47号、2004年11月)、21頁。
- 61 北垣聰一郎「横穴式石室構築技法の一考察——特に大和を中心として」(『橿原考古学研究所論集 第六』(吉川弘文館、1984年)、354-358頁、369-370頁)。
- 62 相原嘉之「酒船石遺跡の発掘調査成果とその意義」(『日本考古学』18号、2004年11月)、172頁。
- 63 注25に同じ。58頁。
- 64 注62に同じ。172頁、177頁。
- 65 注25に同じ。64頁、84-86頁。
- 66 天理大学附属天理参考館 天理市教育委員会編『物部氏の古墳 柚之内古墳群』(天理市教育委員会、2021年7月)、52-53頁。

- 67 竹谷俊夫「初期須恵器の系譜に関する一考察——火焰形透孔をもつ陶器を中心に——」(『天理大学学报』145号、1985年3月)、73-78頁。田中清美「鳥足文タタキと百済系土器」(乾式系土器研究会編『韓式系土器研究V』、1994年10月)。196-197頁。
- 68 注25に同じ。74-76頁。
- 69 石田大輔「布留遺跡周辺の古墳群」(『大和布留遺跡における歴史的景観の復元』、由良大和古代文化研究協会、2020年6月)、96頁、99頁。由良大和古代文化研究協会発行『研究紀要』第24集からの抜粋。
- 70 注25に同じ。64頁。
- 71 大矢良哲「天理市」(『国史大辞典 第九巻』吉川弘文館、1988年)。
- 72 注61の北垣論考、353-355頁。及び、天理市教育委員会編『物部氏の古墳 石上・豊田古墳群と別所古墳群』(天理市教育委員会、2023年)、29頁。同じく物部氏の奥城とされる柚之内古墳群の「東乗鞍古墳」の石室からも穴太積み技法が窺えるという。
- 73 注72の後に同じ。29頁。
- 74 樋口清之『日本古代産業史』(四海書房、1943年)、242-243頁。
- 75 花田勝広『古代の鉄生産と渡来人——倭政権の形成と生産組織——』(雄山閣、2002年)、128頁、143頁。
- 76 山路平四郎「木梨之軽太子物語について——古代物語の形成と展開——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第12輯、理想社、1966年12月)、48-49頁。
- 77 注31に同じ。10頁。
- 78 横田健一「物部氏祖先伝承の一考察——五十瓊敷皇子の物語考——」(横田健一編『日本書紀研究 第八冊』塙書房、1975年1月)、443頁。
- 79 吉村武彦『古代王権の展開』(集英社、1991年)、85頁。
- 80 注75に同じ。352頁。
- 81 注50に同じ。82-84頁。
- 82 塚口義信「天之日矛伝説と息長氏」(博士論文『古代伝承とヤマト政権の研究』関西大学、1994年3月)、152頁。
- 83 西田長男「古事記・日本書紀・風土記の原資料」(『日本古典の史的研究』理想社、1956年)、330頁。
- 84 吉田武彦「倭国と大和王権」(朝尾直広 網野善彦 石井進 鹿野政直 早川庄八 安丸良夫編『岩波講座 日本通史 二 古代一』岩波書店、1993年)、203-206頁。鈴木靖民「倭の五王の外交と内政——府官制秩序の形成」(『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、2012年)、199頁。初出は1985年。
- 85 注13に同じ。55-56頁。
- 86 楠山春樹『呂氏春秋 中』(明治書院、1997年)、巻三「季春紀」先己より。
- 87 『唐宋八大家文読本(二)』「粹人伝」より。
- 88 諸橋轍次『大漢和辞典 卷八』〔修訂版〕(大修館書店、1985年、旧版初版は1958年)、白川静『字通』〔普及版〕(平凡社、2014年)、黛弘道「延喜神名式雑考——兵主神社について——」(『律令国家成立史の研究』、吉川弘文館、1982年)、666頁、初出は1965年。
- 89 今時の矢は古事記編纂期の七～八世紀における最新の矢だと理解されるが、古墳時代中期から古代にかけては長頸鎌が実戦用の主力であり、奈良時代における鉄鎌の形状や組み合わせは、基本的に古墳時代の流れを踏襲していると言われる(津野仁 内山敏行「武器・武具・馬具」村上恭通編『モノと技術の古代史 金属編』吉川弘文館、2017年)。

【付記】本研究はJSPS科研費JP23KJ1869の助成を受けたものである。

柄澤照覚の神誠館と高島暦 ——易・暦書出版と宗教の接点——

今井 功一

1. はじめに

本稿は、明治30年代から昭和20年代にかけて出版事業者、占術家、宗教家として活動した柄澤照覚（1865～1944）という人物について、伝記的事実および業績を整理し、彼と彼の「高島暦」を研究史上に位置づけるものである。

柄澤照覚は多数の著作¹を出版し、暦書及び占書等の販売で成功を収めた人物である。「現代の日本では年末になると、(略)書店で「高島暦」などと銘打たれた六曜などのお日柄の情報(暦注)を記載された暦が販売されている。」²、とされるように、高島暦は近現代日本の暦文化において一定の存在感を示すものではあるが、「彼の名を冠せた“高島暦”や、“高島姓の易者”(略)吞象・高島家とは関係のない人たち」³、あるいは「高島嘉右衛門の易断」というと、いわゆる“高島易断所”を混同・連想される向きがほとんどのようではありますが、両者はまったく関係がありません⁴とするような、否定的な言及がほとんどである。小池淳一によるお化け暦の研究において「「お化け暦」から「高島暦」への変化」⁵と言及されることはあっても、その性格等について詳しく検討されることはなかったと言ってよからう。

柄澤照覚と彼の著作については、研究の対象とされることはなかったものの、必ずしも完全に忘れられた存在というわけではない。例えば、1980年代にはさわね出版⁶や史籍出版⁷、2000年前後には八幡書店⁸といった出版社が柄澤照覚の著作を復刻している。また、志村有弘編「庶民宗教民俗学叢書」というシリーズの第2巻に『神拝祭式加持祈祷神伝』が収められている⁹。ただし、いずれのケースであっても解題や解説は付されておらず、柄澤照覚及び彼の著作を解説し位置づけるようなことはされてこなかった。

また、高島暦とはどのようなものでどのような歴史を持っているのかについても、必ずしも顧みられてこなかった。簡単に次のようなものを高島暦とすることができるであろう。すなわち、高島暦は①高島嘉右衛門(天保3(1832)年～大正3(1914)年)または彼の著作『高島易断』あるいは彼による易占をその名に借用した暦書または暦類似書、②高島易断をその名に関する組織により発行される暦書または暦類似書、である。『高島開運暦』などと題したもの(①)もあれば、タイトルは『運勢暦』とするものであっても発行元が「高島易断総本部」などといったもの(②)もあり、いずれも高島暦としてとらえられるものである。こうした高島暦の創作者がまさに柄澤照覚なのであり、彼が創作した高島暦が類似の出版物の氾濫を生んだ。

2. 柄澤照覚について

柄澤照覚は多数の書籍を著しているが、決して自己言及的でなく、自伝の類を著していない。また、著作の多さに比べて教義書のようなものも少ない。とりわけて独自の教義や信仰

体験が語られることはむしろないといったほうが適切なほどである。しかし、当時はある程度名が知られており、それゆえに一定程度の信用を得ていた存在であったらしい。当時の読売新聞「易者の生活と裏面（一）」という記事には「▲易者の素性 易者と云つてもずいぶん階級がある、湯島の神誠館や浅草の幹枝教会や芝の石龍子などの様に好かれ悪かれ社会の信用を失はずに堂々と門戸を張つて居るものも有れば（略）」¹⁰と柄澤照覚の経営する神誠館に好意的な記述がある。しかし柄澤照覚の生涯を詳細に知るほどには情報は多くない。

柄澤照覚は、慶應元（1865）年8月6日、越後国中魚沼郡千手町に柄澤増蔵の次男として生まれ、本名を庄八という¹¹。柄澤照覚は、当初は越後縮の反物の行商人として上京したところ、「角兵衛治氏の真似」や「米搗男」などうまく立ち回る器用さを持ち合わせており、とりわけ追分節の腕前によって、神田で芸人の下働きを務めるようになったという¹²。柄澤照覚が易書の出版に当ってその権威と頼んだのは、高島吞象こと高島嘉右衛門であった。実業家として大成したのち易に没頭した高島自身も、易と宗教の関連に着目し、杉浦重剛を通じて訳した自著『高島易断』をシカゴで行われた万国宗教大会で頒布した。また、占いから宗教団体の形にした人物に熊崎健翁がいる¹³。熊崎は、心道ちゅうしんどうなる宗教を興し、現在も、心会ちゅうしんかいとして存続している。熊崎式速記術を発明し、成功した後には占い師に転ずる熊崎は、むしろ高島嘉右衛門との類似が指摘できるかもしれない。このころ、高島嘉右衛門と交誼を得たようであり、その後、出版社を創業して門人を称するようになる。

高島嘉右衛門とその「門人」をめぐるには、様々な見解がある。高島嘉右衛門は弟子をとっていないため門人はいないとするもの、高島嘉右衛門とその子孫が認定した弟子は数人に限られるというもの¹⁴などがある。大正期の政治家・文化人等の人物評集を著した河瀬蘇北は、柄澤照覚も取りあげているが、関連して高島嘉右衛門に言及し、「易では確かに日本一の名を売ったが、門人に対する態度は、頗るだらしがなかった、頼まれさえすれば、何処の馬の骨だか、一切判らぬ人物にでも、委細構わず門人と称する事を許してやった」と評すし、それゆえ高島易の本部の濫立や「俗悪無頼」な売卜者を生んだとする¹⁵。誰でも門人を称することを許されたというのである。

易者・占い師とその業界情報を掲載していた月刊紙である『陰陽新聞』紙上の投書欄には、例えば、地方の読者から当地に寄留している易者を名指しして「高島の門人と称するが近頃高島の名を騙る者が多い此人或は其群ならんか」という問い合わせが寄せられている。これについて『陰陽新聞』側は、「其は確に高島方に居て易学を研究した人で興行屋とは違います」と回答するとともに、「地方を徘徊する易者に高島吞洲、高島仙象、高島吞明など様々あるが其實本姓でなく技倆もなくして本元の姓を名乗るは些差しいと思ってよかろう」と記す¹⁶。また、「近来頻りに本社へ地方より問合せ来るに付、一応高島翁へも承わり合せたる処、同所へも矢張り沢山に照会ある由にて、要は高島門人ならば、易経を暗誦し得る筈に付、何地方にても高島門人と称する者あらば、誰人か之を試験して、見事暗誦の者だったら、門人たる者と認定して宜しいとの、高島翁の話しであった」¹⁷という高島嘉右衛門の談話を紹介しており、高島自身の「門人」に対する認識をうかがわせる。

ルポライターの之上郷利昭は、神宮館や高島易断総本部などの高島暦出版社に高島嘉右衛門の関係を取材しており、彼らの関係の不確かさをうかがわせる記述を残している¹⁸。

人事録・興信録の類によると、柄澤照覚の肩書は「神誠館 書籍商」¹⁹、「陰陽師」²⁰、「株式会社浅草館 取締役」²¹、など多岐にわたるが、株式会社浅草館は嘉右衛門の弟である高

島徳右衛門が取締役を務める浅草公園の興行会社²²であり、徳右衛門も卜筮を行い、二世呑象を称していたと言²³、高島嘉右衛門没後も高島家との関わりを保持することでその権威を維持していたものであろうか。

3. 神誠館創業と高島暦『御壽寶』の刊行開始

佐藤六龍は柄澤照覚が高島嘉右衛門を訪れ、このようなやり取りがあったと記す²⁴。

「私は暦を出してみたい。これまでの暦はあまりにも古くさい。そこで先生の日本国中に知れ渡っている《高島嘉右衛門の易》というのを使わせていただき、『高島暦』を出してみたい。いかがでしょうか？」というのです。これに対し、事業家であり太っ腹の呑象は、膝をたたいて、「高島暦（ごよみ）とはおもしろい。よかろう。おやんなさい」と、心よく高島の名を使うことを許したのです。ここから『高島暦』が誕生したのです。

初対面であった高島嘉右衛門に、無名の辻占易者であった柄澤照覚が直談判して暦の出版の許可を得、「高島暦」なるものを作ることになったというのである。

柄澤照覚は高島暦に分類される出版物を刊行するよりも前の明治32（1899）年に神誠館を設立した。この時に高島嘉右衛門『高島易断』を刊行している²⁵。また、明治34（1901）年10月永楽堂（下谷区西黒門町23番地）から、高島呑象先生校閲『易学大博士』を「門人柄澤照覚」として刊行している。口絵には、筮竹を額に寄せて恭しく卦を立てる高島嘉右衛門の姿が掲載されている。発売所として、永楽堂とともに湯島4丁目5番地の神誠館も名を連ねる。高島の名を冠した柄澤照覚の活動を高島嘉右衛門が認めていたことは推察されるが、柄澤照覚が佐藤の述べるような高島の名を使った「暦」を出版する考えは、当初は柄澤照覚と高島嘉右衛門の間にはなかったのではないと思われる。新たに設立した易書出版社の最初の日玉出版物として『高島易断』を出版したのち、高島嘉右衛門の門人を名乗って自らを著者とする易書を出版し、そのうちに高島の名を関した「高島易断講究総本部神誠館」から暦に類似した出版物をするようになったということであろう。

さて、柄澤照覚は神誠館を設立し『高島易断』を大々的に売り出すと、続いて暦に似た、しかし略本暦類似の疑いをかけられない出版物の刊行に乗り出す。

明治35年1月3日『東京朝日新聞』朝刊4頁には、次のような広告を出していることが確認される。

高島易断 遠方ハ郵便にて辨ず／見料は本書中にあり／東京本郷区湯島四丁目五番地神誠館／従五位高島嘉右衛門校閲高弟当館長柄澤照覚著／明治三十五年之運氣／一冊紙類百頁正価十五／銭郵税二銭代用一割増／本書は後月発行以来非常の好評を博し三販売切れ四版出来書中ハ今年国家豊凶全国氣候毎月温度日日晴雨農作養蚕吉凶又年中厄日天災地変暴風雨及海難火災地震洪水病難各前知年中必要の開運法四十八通其他一代書一冊郵税共廿五銭全国有名書店

ここで販売が告知されているのは、「従五位高島嘉右衛門校閲高弟当館長柄澤照覚」を名乗って刊行した『明治三十五年之運氣』と題する書である。

筆者は『明治三十五年之運氣』原本を確認しておらず、書誌についても未詳であるが、広告の文句によれば、掲載された明治35年1月よりも前、すなわち明治34年中には初版発行、年明けに4版を販売しているという。

掲載内容は、「国家豊凶全国氣候毎月温度日日晴雨農作養蚕吉凶又年中厄日天災地變暴風雨及海難火災自身洪水病難各前知年中必要の開運法四十八通其他」とあるもので、暦すなわち12の月がならび、そこに1日から30日なり31日までの日付が並ぶ、日付が主とされているのではなく、1年間を通じてどのような天気なのか、どのような災難が起こるのか、を知るためのものであり、それを記すためにそれぞれの出来事が起きる月日を知るために日付が並んでいる、というまさに高島暦というべきものである。

また、明治35年9月に永楽堂から刊行された松浦国猶『家相方鑑大奇書』の巻末広告に掲載されている神誠館の出版物の広告は、次のようなものである。

神誠館広告

期米相場鑑定書一種類（略）

易学大家従五位高島嘉右衛門校閱 高弟柄澤照覚先生著

明治三十六年暦之友全一冊 紙数百頁一冊正価十五銭

郵税二銭切手代用一割増（略）

附言神易判定の規則

東京市本郷区湯島四丁目五番地高島易断本部鑑定所神誠館

1年間の米相場の予想という荒唐無稽ではあるが、これとても暦ではないにせよ相場の上下を示すべく1年間毎日の日付を羅列した「暦のようなもの」であり、暦でないように見せた略本暦類似品であった。

続いて掲載されている『明治三十六年暦之友』は、明治35（1902）年11月16日『東京朝日新聞』朝刊3頁にも広告を掲載している。

従五位高島嘉右衛門先生閣高弟柄澤照覚先生著

三十六年暦之友

紙製九十頁価郵税共十八銭国書は開闢以来神代御歴代伊勢大神宮の全景並全作毎月氣候温度日々天候や首暴風前知国家豊凶農本養蠶吉凶米価毎月高低人々の運氣毎月日取吉凶其他年中必要の件三十余通り掲載実に重宝の書也

売捌所東京神田須田町廿六（電話本局二六九番）永楽堂

いずれも、略本暦類似の疑いをかけられないために工夫を凝らしたものであるが、神誠館がこの頃に発行した出版物はたびたび取り締まられており、発禁処分を受けている。

明治35（1902）年12月20日には『明治三十六年日取新旧対照』が発禁となっている。

官報5841号（1902年12月20日）

内務省告示第四百号

一明治三十六年日取新旧対照表 全一枚 本郷区湯島四丁目五番地 柄澤照覚 発

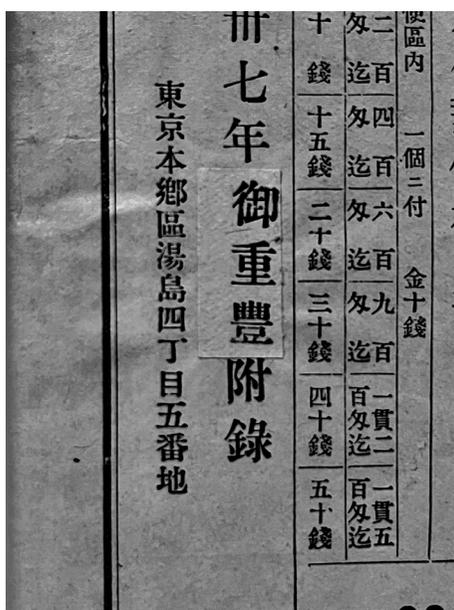


写真1

行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ発売頒布ヲ禁ス
 明治三十五年十二月二十日 内務大臣 男爵内海忠勝

新曆と旧曆を対照させるという、タイトルからして略本曆類似を想起させるものであり、発禁の事情を推察させる。他にも、明治36（1903）年11月12日に『明治三十七年曆之友』²⁶、11月14日『明治三十七年御重寶』²⁷と、立て続けに「略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ発売頒布ヲ禁」ぜられた。架蔵の明治36（1903）年発行『明治三十七年御重豊』と題された冊子の奥付には、「曆之友附録」と記載された「曆之友」部分の上に「御重豊」の紙が貼られ訂正されている。商標登録した「曆之友」だが、発禁となったために急遽対応を迫られたものだろうか。結果として『御重豊』が「御重豊附録」と、それ自身の附録になる不思議な構成になっている。（写真1）

この「曆之友」や「御重豊」が戦前の高島曆の端緒であり、曆注はもとより、九星、観相、家相、風水等の占い情報に、郵便、電信等の雑多な生活情報を合わせて掲載した曆類似の小冊子に、さらに当時すでに評判であった高島嘉右衛門の易との関連をうかがわせるかたちで刊行した嚆矢であった。多くの後続出版物を産んだ。

神誠館の成功を受けて、先に例示した②高島易断をその名に関する組織により発行される曆書または曆類似書、すなわち、タイトルに高島とはなくても発行元が「高島易断総本部」などといったものがこの後続々と発行された。

明治38（1905）年5月22日には、品名丸薬、錠剂、煉薬、水薬、膏薬、煎薬、散薬「神々印」を第23436号にて商標登録して事業を拡大するとともに²⁸、明治39（1906）年7月12日に書籍販売業として神誠館を東京市に登記する²⁹。

柄澤照覚の手法として、マークや書名を商標登録することが挙げられる。すでに明治33

(1900)年10月26日に書籍名「暦之友」を商標登録したのを皮切りに³⁰、実名の柄澤庄八名義で立て続けに商標登録をしている。明治36(1903)年10月26日に、品名第56類書籍として鶴と亀の意匠を施した丸いトレードマーク(鶴亀印)を第20275号にて商標登録³¹した。この鶴亀印のトレードマークは、その後神誠館の刊行する高島暦に商標登録されている旨、権利侵害に対する警告とともに必ず印刷されるようになる。

さらに上述の『御重寶』を、明治39(1906)年8月25日に品名書籍、雑誌として「御重豊」のロゴを第27052号にて商標登録³²、続いて明治40(1907)年10月3日品名書籍として「御壽寶」のロゴを第30700号にて商標登録している³³。この後、様々なタイトルの類似出版物を刊行するが、発禁処分等を経てこの「御壽寶」のタイトルで発行されたものが定着し、大正6(1917)年には「一昨年の如きは十五銭の値で三十八萬部を二三ヶ月の間に賣つたと云ふ」³⁴ほどの売り上げであったらしく、戦前の高島暦の代表的存在となる。後発の神宮館で造暦を担った山田照胤は「それを明治四十二年までは誰も真似をする者がなかつたわけです。(略)そのうちに、今の神宮館の主人公木村茂一郎という男が私に、『こよみを書かないか』ということでしたが、しかし唐沢君がやつているからそんな真似をしたらいけない、そういうものではない、こういうものでもないといつて、書いてみようといつて、書き初めたのが明治四十二年に御重宝という名前で九星の運勢暦を書き初めた。」³⁵と述懐する。

明治41(1908)年11月30日付で品名丸薬、散薬、煉薬、錠剤として「五神丹」のロゴを第34338号にて商標登録³⁶。郷里で五社稲荷を祀っていたという³⁷ところから、神誠教会(及び神誠館)の売りとなすべくこの「五神」をとったものだろうか。大正10(1921)年1月22日「運氣豊凶便覧」書籍名商標登録³⁸、大正10(1921)年3月18日「鶴亀」「農家暦」書籍名商標登録³⁹、大正10(1921)年12月17日「九曜星」書籍名商標登録⁴⁰、大正13(1924)年11月25日「御寶」書籍名商標登録⁴¹と昭和5年(1930)11月にはその名も『昭和六年高島暦』を刊行している⁴²。

このように、柄澤照覚の『御壽寶』は、決して当初から「高島暦」として構想されたものではない。山田は「唐沢君が運勢暦を作つたときには、運勢暦という名目でごま化されたようです」と述懐する⁴³が、実際には、度重なる発禁を繰り返すことで内容や体裁を整え、「高島暦」の先駆けの地位を手に入れたのである。

4. 高島暦とお化け暦、重宝記

小池⁴⁴がお化け暦を論じるなかで、「実際には暦という文字を巧みに避けて発行されていた」というのと同様に、名称においても、お化け暦と同様に、「御重宝」や「御重豊」といったように、暦なる語を避けた名称が選ばれていることがわかる。小池は「九星を中核に据えた九星系」、「農家などの正業に至便であることを強調した農家系」などと並んで、「こうした知識によって財産、すなわち宝が得られることを主張したいのか、宝という文字を組み込んだ宝系とでもいえるような」命名のしかたがあるといい、『御壽寶』はまさに宝系の命名であるといえよう。

お化け暦とは、単に略本暦に似せることで販売を狙っていると同時に、取り締まりを逃れるべく発行者が住所氏名を頻繁に変更するためにその実態がとらえがたいことも特徴のひとつである。しかし、高島暦の場合は高島易断あるいはそれを冠する事業所のブランドが販売の売りの一つなのであり、易占業の広告の役割も果たしていることや、その他の生活知識も

掲載することで、お化け暦のように逃げ隠れすることはなく、取り締まりを受けながらも規制と妥協しつつ販売を継続する手立てを講じていたのである。明治30年代から実は「高島暦」もお化け暦と併存していたことがわかる。

高島暦は、「お化け暦」との関連を含めて暦の方面からのみ言及されてきた。しかしながら、この命名法から「重宝記」類との関連も同時に考えることができるであろう。長友千代治は『重宝記の調方記——生活史百科事典発掘』（臨川書店、2005）で、重宝記を「一般民衆の日常生活に必要な各種の知識を、百科事典式に列挙した」「生活の便利帳」としている。実際、『御壽寶』に収録された内容をみると、名称だけでなく、手相、人相などの占いに関する知識、さらに度量衡表や通信料金一覧など生活に必要なとされる多彩な情報が掲載された。暦類似の規制を避ける意図で付け加えられた可能性もあるが、重宝記的な情報のまとめかたであるといえよう。長友は江戸時代から明治大正昭和にかけて重宝記・調方記と題されたジャンルの書物をリスト化して解説するなかで、『御壽寶』の後続出版物である、山口凌雲の神栄館『御重宝』を掲載している。長友はそのタイトルに「重宝」を含むか否かのみを採録の基準としていると思われる、それゆえに『御壽寶』をはじめとするその他の高島暦類は掲載していないが、神栄館の『御重宝』もその他と同じ体裁で類似重宝記の一種でもあるといえよう。

高島暦は暦の類似品であるが、単に本暦が捨てた陰暦や暦注を収録することで略本暦に求められていたそれらの役割を補完していただけではない。「お化け暦」のみに着目すると確かにそのようである。しかし、暦以外の様々な生活情報を掲載する『御壽寶』をはじめとする高島暦がこうした重宝記の系譜にあるがゆえに求められ売り上げを伸長すると、神宮による略本暦側もそうした需要にこたえるような作りになる。すなわち、高島暦に掲載されている度量衡表や通信料金一覧、帝国各地の気象（最高最低気温、入梅時期等）度量衡表など、本来の暦とは無関係な情報も掲載するようになるのである。「暦類似」として取り締まっていたわけだが、むしろ略本暦のほうが『御壽寶』をはじめとする高島暦に類似する内容を取り込んでいき、「高島暦類似」となっていく面があるといえるのではないだろうか。

5. 神仏両教の呪法マニュアル

柄澤照覚は神誠館から、「高島暦」の頒布のみならず、易学教授のほか、各種まじないのマニュアル本を販売した。

明治36（1903）年11月3日の『読売新聞』朝刊18頁広告には、『一代運氣鑑定』の広告が次のように掲載された。

第十七版役拡大博士売価三十五銭 郵税／開運之名説高島吞象翁門人 雲陽大学士柄澤照覚先生著／一代運氣鑑定 洋装菊版美本／全一冊／価格金五十銭／郵税四銭／本書ハ著者が多年学理の研究実地応用の経験に依て編纂せしものなり／書中ハ人の一代運勢の強弱其身に備はる適業の撰定身分の居所運ハ初／年中年並に年割月割吉凶ハ一代毎年毎月の運氣日取吉凶に至る迄明細／に鑑定し及び家相方位商法必商毎日高低毎年国家豊凶其他必用百余通／売捌所 東京市神田区須田町二十六番地 永楽堂

また、明治39（1906）年には神誠館から「従五位高島吞象翁先生門人柄澤照覚先生著」『実験秘法神伝開運百種』を刊行、いずれも開運法に関する書籍である。全く根拠のない称号で

あるが、この時期、自ら「陰陽大学士」を称する。

『神理療養強健術』を刊行すると、同時代を代表する霊術家のカタログである『霊術と霊術家』は、柄澤照覚に対し「誰れだつてこれまで同君が心理療法乃至心靈療法を習つたことを聞かなかつたが、『幼少より各高山に登り、禊や宮籠り、あるいは千尋の瀧にて水行を為し、或は仙窟に入りて木食及び断食の修業を以て唯一の樂みとせり。其の靈験に依つて実験的に修証体得し実に妙域に入れり』といつているが、自分免許、自称天狗は、昭和の今日誰れだつて信用はしない」⁴⁵と、辛辣な評価を下す。この評価でも言及されている通り、実際に彼の療法がどのように行われたのか、彼がどのようにその技術や知識を得たのかについて詳細をうかがわせる客観的記録などが全くない。これは、佐藤六龍が「どのような占いをたてたのかわからない」というように、占術家としての実態は不明であることと共通している。神誠館では柄澤以外にも複数の易者が易を立て、相談に乗っていたようである。「今では易断の方は辻井乙八と云ふにまかせ」ていたり⁴⁶、特に中村白誠という易者は「湯島神誠館の柱石と認められて有名」であつたらしい⁴⁷。また、柄澤照覚の著した易書は柳田幾作によるものであるという指摘⁴⁸も繰り返しなされており、彼自身の知識や技術に関しては懐疑的な論述が少なくない。それと同時に、宗教家としての中心は見えない。雑多な宗教知識や呪術知識を集めたマニュアルの出版にとどまるものであるといえるが、むしろそれゆえに、後に八幡書店をはじめとする出版社から復刻版が出版されることになったのだといえよう。

同時に、柄澤照覚のビジネスモデルは世俗的な成功、金銭的な興隆、事業の繁栄、株式米市場への投資とその成功への関心に乗じるものであつたといえる。

「会員大募集／現神術の妙用／米株売買必勝二十年來米株幾多相場書も著し其研究の苦心慘憺たる苦境と懸命の大研究を為し遂に神勅に因て授かり靈感降神の妙法也○葉書申込次第説明書並に今年の諸物価大予言書一千部限一冊送呈武蔵国京浜中央鶴見稻荷山鶴見陰陽寮」⁴⁹というような出版物が示すように、米をはじめとする相場の予測や経済的な成功法が神誠館・神誠教の売り物の一つであつた。なお、神誠教会には複数の部門を少なくとも名義上は有していたようで、その一つが陰陽寮であり、出版物の刊行を担っていたようである。もちろん古代律令制由来の官庁との関係は全くない。

このころ、柄澤照覚は古い師や祈祷師を集めた人名録の編集を企図していた。明治39(1906)年の新聞に「大募集／日本有名神職陰陽士人名録出版此度全国中の神職行者易学陰陽士総て人に祈祷或ハ吉凶を与る諸士十余万の人名録を出版致し度に付斯道に従事する諸氏ハ住所氏名を端書にて大至急御通知せられるべし／発行所東京本郷区湯島四丁目五番地從五位高島易断所神誠館」⁵⁰という広告を出す。柄澤照覚は古い・暦をはじめとする「情報産業」としての側面に着目したのであろう。

6. 柄澤照覚と御嶽教管長問題

明治41(1908)年東京府の認証により御嶽教の教会として神誠教会を設立⁵¹した。大正11(1922)年に鶴見東寺尾の稻荷山なる地に支教会を設置し、後に神誠教会の本部とした⁵²。

令和5(2023)年現在は神奈川県住宅供給公社の集合住宅が建つのみでその面影は残っていない。

先に触れた河瀬蘇北は、柄澤照覚に対し辛辣な評価を下す⁵³。

二三の同役と呼応して御嶽教乗取りを策し、とうへアノ駿河台の高荘な同教を叩きつおして、今は見る影もないものにしてしまった。そして御嶽教にはロクな御賽銭も上がらぬと見るや、神誠教会本院々長様になり済まし、起死回生神理療法といふ講義録を発行し出した。

この評に先立つ数年間、御嶽教では管長職をめぐるトラブルが続いていた。第6代管長に就任した中山忠徳は、御嶽が「三太氣」を意味するとして造化三神を主祭神に位置づけ、木曾御嶽山に由来する靈性を否定して、「神道化」することに尽力した。中山は、光格天皇の第六皇子で中山家に臣籍降下した中山忠伊を祖父に、その子である中山忠英を父に持つ家柄を誇っていたが、彼の出自に疑義を持つ声があがった。一度退任することになるが、教師たちにより改めて推挙された。『報知新聞』紙上では「御嶽教管長問題 御嶽教の各教師が管長に推挙した中山忠徳氏は一旦文部省の許可を得たが、1ヶ月程度で認可を取消され、尾前廣吉氏が事務取扱を命ぜられたので問題となり、尾前氏の弾がい運動まで起されたが結局調停者等が立つてそのままとなっている」⁵⁴と報じられ、文部省はあわせて尾前廣吉を事務取扱に認可しており、これが混乱に拍車をかけていたという。

尾前は目黒で易者として「尚運堂」を開業する教師であり、大森区の区議を務めていた。また駿河台にあった本部を尾前の拠点である目黒に移しており、新たな大祈殿建造のために多額の寄付を全国の教師から募っていたという。また、尾前も易者であることから、柄澤がこれを扇動して資金を得ようとしていたというのが『靈術と靈術家』の言わんとするところであろう。尾前廣吉と柄澤照覚は、『陰陽新聞』紙上⁵⁵において合同で広告を掲載することもあった（写真2）。単に名をつらねるにとどまらず、顔写真を並べているなど、関係の深さを伺わせる。当時の御嶽教では、易者・占い師が一定の勢力を占めていたのかもしれない。



写真2

7. 戦時体制と柄澤照覚の死没

戦時体制を迎えて用紙が不足するようになる。また、昭和16（1941）年には柄澤照覚による高島暦販売も変化を見せるようになる。

昭和16（1941）年5月、内務省の「偽暦記事掲載出版物取締に関する件」なる通知により、六曜、九星、十二直、二十八宿、方位、吉凶などが掲載された暦印刷物の発売禁止が命じられた。

『読売新聞』昭和16（1941）年5月3日夕刊は「“九星”や縁起を抹殺 太陽暦一本槍に迷信打破・陰暦は一切認めず」と題して次のように報じた。

日本に古来からの習慣として伝わっている友引とか仏滅などといういわゆる“日の縁起”や一白水星、九紫火星とかいう九星など暦に付随しているいろいろな因習は単なる迷信に過ぎないというので内閣情報局（内務省検閲課）では、こうした時代に逆行する旧習を打破するため検閲当局で暦からこれを抹殺すると同時にこのような迷信が付き易い陰暦（旧暦）を一切認めず太陽暦（新暦）の一本槍で臨もうという画期的な新方針を樹て目下その準備を進めている、これが実施に当っては旧暦に従って農事をやっている農村などは一時的な不便は免れない嫌があるので情報局が音頭をとり、農林、厚生、内務各省、大政翼賛会と協力して大体今秋ごろから新暦に基づく新生活運動を全国的に展開する意向である

出版物からまづ取締る 高橋内務省検閲課長談 「大安など、ということは縁起をかつぐだけのことでこれを暦から抹殺するように研究している同時に陰暦を廃して太陽暦のみを許可すること、し暦の暦などを無届出版するものは取締る、太陽暦を全面的に採用すると農村などの季節の行事に合致しない点もあるが極力新暦の普及方策をとる、大正初期に一時取締ったことがあったが農村の特殊事情によって漸次くづれてしまったので今度は関係方面と協力して太陽暦にもとづく新生活運動というようなことをやりたいと思っている」

また、『読売新聞』昭和16（1941）年6月1日夕刊4頁には、「高島易断」と高島暦が名指しされている。

“日の迷信”抹殺 街の暦発禁に 十干十二支は残す

暦からくる迷信を打破するためわが国に古来からの慣習として伝はつてきたいはゆる“日の縁起”の抹殺に乗出した内務省検閲課ではいよいよこれを来年の暦から実施することになり卅一日付で全国地方長官宛にこれが取締方を通達、一方既に発行されてみた高島易断ほか二種の□暦〔判読不能、偽暦か〕（相性、運勢、方角などの暦）を発禁処分にした／今回禁止されたものは陰暦に付随してゐた六曜（先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口）さんりんぼう等の日に対する迷信、九星、五行（木星、火星、土星、金星、水星）等で内務省当局では最初太陽暦一本槍で臨む方針であつたが農事などの関係でまだ一部に必要な陰暦（月齢）及古書の判読に役立つてゐる十干十二支は当分これを許すことになつた／つまりカレンダー等には太陽暦と旧暦日並に干支は差支へないが友引、仏滅とか一白、二黒、木星、土星など、いふものは一切禁止されるわけである

この通知により、柄澤照覚は『御壽寶』を、少なくとも従来の形式で刊行することはできなくなった。これまでは、暦の形式をとること、すなわち日付を羅列することを避けることで非正規の暦としての取り締まりを免れていた。しかし、今後は六曜や九星などを日付と対応させることが取り締まりの対象となるというのである。

柄澤照覚は、昭和16（1941）年、『翼賛行事便覧 昭和十七年』を刊行した。タイトルが

大きく改められただけでなく、それどころか、内容においても九星をはじめとする運勢や易占の知識、年間の予想予測の類が排除されている。

しかしながら、これでは需要にこたえることはできなかったのであろうか。筆者は昭和18(1943)年以降のものを確認できていない。

柄澤照覚は、昭和19(1944)年に没した⁵⁶。

柄澤照覚には子の正義があり「当神誠館は明治廿七年父柄澤照覚の設立せし処にして君は其長男明治廿五年十月卅日新潟県中魚沼郡上野村に生る大正二年我國易断の泰斗高島吞象氏に就き……」⁵⁷と、親子で吞象に入門し、戦前の一時期は神誠館で出版を担っていたようであるが、柄澤照覚没後の神誠館、神誠教は、孫の正一郎が継いだ⁵⁸。昭和22年神誠教教主就任、直後の教団機関誌では教団の立て直しを宣言した⁵⁹。終戦後も昭和23(1948)年9月23日付の読売新聞に「◎創業 明治廿五年／◎権威と責任を誇る鶴亀印／昭和廿三年御壽宝／特約販売店募集／部数に制限有至急申込み／れたし見本廿円乞ふ送金／横浜市鶴見区稲荷山高島易断講究総本部神誠館」なる広告が見え、神誠館としては継続して高島暦『御壽寶』の出版を継続した。神誠館・神誠教は平成12(2000)年ころまで鶴見区西寺尾の地に本部を構え続けていたようである。『昭和三十年御壽寶』(架蔵)によれば裏表紙には「仮事務所湯島」印刷は神宮館とある。戦後湯島は事実上撤退し、実際の印刷は神宮館に委託したのだらう。

8. おわりに

戦後に暦が自由化されると、神宮暦を頒布する神社もある一方で、多くの神社がこぞって自前の暦を印刷頒布したり、その名に「神社暦」などと冠した冊子を入荷し頒布したりするようになった。それらには六曜や九星、方位の吉凶などが掲載されており、かつては偽暦とされて取締の対象となるようなものである。こうした情報の需要に対する供給はまさに高島暦が担っていたものであり、神社における暦を考えるうえでも高島暦は等閑視できるものではなかろう。公許を得たとまで錯覚させるほど普及した「高島暦」の先駆者が柄澤照覚であった。

明確に宗教団体あるいは自ら宗教家として活動した点で易者であり暦書販売業者であった柄澤は、後発の木村による神宮館や村瀬による神栄館などのように出版を業とするのみにとどまらなかった高島暦から離れて柄澤照覚のビジネスを考えると、同時期で言えば日本仏教新聞社、小野清秀、後の時代で言う八幡書店のような呪術マニュアル類を特徴とする出版社との類似関連を、今後検討すべき題材であるといえよう。実際に小野清秀は柄澤照覚の著作に序文を寄せており、八幡書店は柄澤照覚の著作を復刻している。こうしたマニュアル類出版の系譜を考える時、やはり柄澤照覚と神誠館は重要であらう。しかし、占いから演繹された教理や教義、宗教観を基にしたものではない。彼自身が著し販売したマニュアルに倣うようにも見えるほどその内実は不明なままである。彼自身がそれらを正統に身につけたか否かはともかく、易・家相・観相等の各種占い、神道、仏教に関わる呪法や修行法のマニュアルを多数刊行した。柄澤照覚は彼の個人的な経歴を詳細に明らかにしなかったものの、かえってこうした多くの知識が修行等によって彼自身の身についたものか否かが問われることがなく、彼の成功の背景にそれを幻視せしめることになったのではないか。おそらく彼自身は正統な仏道修行や神道との関係はなく、種本をもとにしてまとめたものだったのであろう。

宗教団体としての神誠教自体は衰退してしまった。かつて教団本部のあった横浜市鶴見区西寺尾の地には集合住宅が建てられ、本部もそこに入居していたが平成12(2000)年頃に退

去しているが、千葉県市原市にある鶴舞神誠一心大教会のように、柄澤照覚から易を学び教会を興したという事例もある。

暦が規制されていた時期の脱法的な陰暦及び暦注供給から暦が自由化されたのちのそれという点で①の高島暦について「『お化け暦』から『高島暦』への変化」という単線の変化が読み取れよう。しかし、戦前のものを典型として「暦」であることを巧妙に避けた②については「お化け暦」と併存しその需要を共有しましたそれぞれ別の需要を満たしていたといえる。こうした需要と供給のありかたについてはさらに検討する課題がある。

注

- 1 佐藤六龍「高島暦と柄沢正覚——『高島暦 誕生秘話』『占いを愛した人たち』（香草社、2018）は、百余冊とする。なお、タイトルの「正覚」はママ。また、佐藤は本文中でも一貫して「正覚」と表記している。
- 2 下村育世「昭和戦中期の暦——暦と大麻の頒布強制と頒暦数の急伸」『高崎経済大学論集』第62巻第1号（2019）103頁
- 3 紀藤元之介『乾坤一代男 高島嘉右衛門』（東洋書院、2006）
- 4 片岡紀明『易断に見る明治諸事件』（中央公論社、1995）314頁
- 5 小池淳一「『お化け暦』の発生と展開」『歴博』第210号（2018）12～15頁
- 6 『神通力修行の秘伝・仙授実験神通術奥伝』（1981）、『神仙術靈要録・神仙術秘蔵記』（1981）、『鎮魂帰神建国精義入神奥伝』（1981）、『六根清浄大祓図会・中臣大祓図会』（1982）、『安楽伝授法』（1982）、『神理療養強健術』（1982）、『実験秘法神伝開運百種 神拝祭式加持祈祷神伝』（2000）の7点。
- 7 『宗教各派秘密法門総攬』（1980）、『易学講座』（1981）、『家相方位図解大全』（1982）、『人相・手相五体相学図解・提要協紀弁方書訳解』（1982）の4点。
- 8 『神仏秘法大全 復刻版』（2000）、『神通力修行の秘伝 神拝祭式加持祈祷神伝 復刻版』（2000）、『神術靈妙秘伝書 復刻版』（2000）、『神理療養強健術 復刻版』（2000）、『神通術六想観秘伝 仙授実験神通術奥伝』（2001）、『易之極意 復刻版』（2005）、『神仙術秘蔵記 神仙術靈要録 復刻版』（2005）、『八門遁甲秘伝 復刻版』（2006）、『神通自在契機大占貨殖伝 復刻版』（2007）、『鎮魂帰神建国精義入神奥伝 復刻版』（2008）、『稲荷大神靈験記；夢判断実験書 復刻版』（2009）の11点。
- 9 志村有弘編『神拝祭式加持祈祷神伝・淫祠と邪神・霊界奇蹟秘術總覽』（勉誠出版、1998）
- 10 『読売新聞』1908年1月17日朝刊
- 11 成瀬麟、土屋周太郎編『大日本人物誌 一名・現代人名辞書』（八紘社、1913）カ之部99頁
- 12 河瀬蘇北『現代之人物観無遠慮に申上候』（二松堂書店、1917）382頁
- 13 下村育世、石川律子「、心道の教祖熊崎健翁の人生史 その思想形成と活動の変遷」『一橋社会科学』第2号（2010）
- 14 高島長政「吞象顕彰事業に寄す」『易学研究』（1956年1月号）は「存命する者を列記する」として、細野生二、小玉卯太郎、七戸緩人、長島浜吉、長島忠蔵の5名を列举し、「当家に於て確認する者」とする。また、彼は占業における二代目高島徳右衛門の権威も決して認めていない。
- 15 河瀬蘇北『現代之人物観 無遠慮に申上候』（二松堂書店、1917）381頁
- 16 『陰陽新聞』第64号（1913年2月）7頁。なお『陰陽新聞』をはじめとする、「陰陽」に関わるメディアについては別の機会に検討を予定している。
- 17 『陰陽新聞』第69号（1913年7月）7頁
- 18 上之郷利昭『教祖誕生』（新潮社、1987）
- 19 『大衆人事録』（帝国秘密探偵社、1942）302頁
- 20 交詢社編『日本紳士録 第14版』（交詢社、1910）261頁
- 21 「全国銀行会社録」交詢社編『日本紳士録』（交詢社、1913）42頁

- 22 帝国興信所 編『帝国銀行会社要録 附・職員録 大正3年（第3版）』（帝国興信所、1914）
- 23 紀尾井坂に本拠を置き、易占業界では一定の存在感を有していたようである。
- 24 注1と同
- 25 柄澤照覚『神誠教祭神之由来 訂正7版』（神誠教会、1918）21丁表
- 26 官報6100号内務省告示第八十四号
- 27 官報6112号内務省告示第八十六号
- 28 『日本登録商標大全 第2輯上巻』（東京書院、1912）
- 29 官報6913号
- 30 東京書籍商組合編『出版年鑑 昭和10年』（東京書籍商組合、1935）64頁
- 31 『日本登録商標大全 第六編』（東京書院、1905）
- 32 『日本登録商標大全 第2輯下巻』（東京書院、1912）
- 33 注32と同
- 34 河瀬蘇北『現代之人物観 無遠慮に申上候』（二松堂書店、1917）382頁
- 35 「暦の話」『民間伝承』215号（1956）24頁。この記事では柄澤を「唐沢」、木村茂市郎を「木村茂一郎」と表記している。
- 36 『日本登録商標大全 第3輯上巻』（東京書院、1912）
- 37 郷里の五社稲荷のほか、伏見稲荷を崇敬しているようである。
- 38 東京書籍商組合編『出版年鑑 昭和10年』（東京書籍商組合、1935）65頁
- 39 注38と同
- 40 注38と同
- 41 東京書籍商組合編『出版年鑑 昭和10年』（東京書籍商組合、1935）67頁
- 42 東京書籍商組合編『出版年鑑 昭和6年』（東京書籍商組合、1931）244頁
- 43 「暦の話」『民間伝承』215号（1956）24頁。
- 44 注5と同
- 45 霊界廓清同志会編『霊術と霊術家 破邪顕正』（二松堂書店、1928）98～100頁
- 46 「運命の謎（三）」1913（大正2）年5月31日『読売新聞』朝刊
- 47 『陰陽新聞』第16号1909年7頁
- 48 注1と同
- 49 『朝日新聞』1922年2月16日夕刊
- 50 『読売新聞』1906年1月18日朝刊、『朝日新聞』1906年1月11日朝刊
- 51 柄澤照覚『教典 信仰修養の手引』（神誠館、1939）95頁。なお、『神誠教会祭神之由来』第7版（1918）及び『神誠教の大綱』（1932）では明治24年との記述がある。しかし、この時期の柄澤照覚はまだ上京前で、郷里の新潟にいた頃であり、そのまま受け入れるのは難しい。
- 52 寺谷町高台に在り、稲荷大明神を奉祀する教会が建設されて居る。彼の伏見稲荷にならひ、鶴見稲荷山と称し、その建物は、本院、奉斎殿、陰陽寮、命婦の宮、神霊窟其他稲荷五社の小宮あり、会長は大教正柄澤照覚氏で、祈祷及神慮伺ひ判断をなす由である。『鶴見興隆誌 史跡名勝社寺篇』8～39頁
- 53 注45と同
- 54 報知新聞社調査部編『報知年鑑 昭和3年』（報知新聞社出版部、1927）438頁
- 55 『陰陽新聞』第69号（1913年7月）12頁
- 56 柄澤照覚の死亡を伝える記事等を直接確認できていないが、『神誠教報』昭和22年第1号に、「間もなく三年祭」の記事がある。
- 57 帝国秘密探偵社 編『大衆人事録 第3版』（帝国秘密探偵社、1930）カ之部103頁
- 58 協同出版社 編『現代出版文化人総覧 昭和18年版』（協同出版社、1943）136頁
- 59 『神誠教報』第1号（1947年3月）

戦後の禊教における高浜伝白川家行法の受容と展開

萩原 稔

1. はじめに

2022（令和4）年1月に、「禊教」教主の坂田安儀（1934～2022）が87歳で没した。この人は、従来の禊教行法に重層させて、「伯家神道¹」の行法とされる「十種神宝御法」を積極的に位置付けた活動を展開し、「神祇伯相承八十四世」と称するに至った。また、坂田安儀が管長・教主であった戦後の「禊教」は、明治初年からの信仰の中心であった台東区東上野の「井上神社」を焼失して、山梨県に「身曾岐神社」として移転・再建したが、その過程で発生した諸問題をめぐって「禊教真派（後に「神道禊教」と改称）」が分立するという大きな変遷の約半世紀でもあった。

その教説は、1986（昭和61）年には、「百五十年にわたって身曾岐神社のみに神伝相承されている白川伯王家の秘儀（天子の行）十種の神宝の神法を厳修する祝殿を再建さねばなりません²。」としており、2009（平成21）年には、「井上正鐵神が救世済民の道として江戸に開かれた伯家神道の神祇の大道は坂田正安、鐵安親子に継承され、…教派神道の中樞の教団として、民間なるが故に伯家神道を新たに「禊教」と名称して、宮中の役を解かれた白川資長伯爵を総裁に拝戴して、十種神宝御法初学修行厳修一筋に神祇の大道を世に布めて今日に至ります。この間、道統の主は坂田安治、實、私安儀と引き継がれて…私で八十四世、千三百二十八年一筋に継承してきた伯家神道神祇の道統です³。」（…による中略は引用者）と語られている。

ここでキーワードとなっている「十種神宝御法」は、昭和末期に至るまで「禊教」において公式に伝承が表明されたことはなかったし、禊教祖とされる井上正鐵（1790～1849）⁴が、この行法を経験していた根拠となる史料はない。史料上の初出は、正鐵より20年ほど下の世代にあたる高濱清七郎（1810～1893）⁵らが、1862（文久2）年に白川家から「十種神宝御法口授」の許状を受けたことである⁵。この高濱が教導した行法（以下、高浜伝とする）は、昭和末期に至るまでは、同じく白川家に縁故があるとはいえ、「禊教」とは別個に展開しており、今日も「禊教」の系譜には属さない後継者の活動が存在する。その一方で「禊教」における「十種神宝御法」の伝承系譜では高濱が明示されることはない。さらに、関係者においては、この行法はかつて白川家に存在した「祝殿」で伝承された神事であると信じられているが、白川家が司った宮中祭祀や白川家の神事などにはっきりとした淵源はみられない⁶。このように戦後の「禊教」と高浜伝白川家行法の根幹である「十種神宝御法」をめぐる状況は、史料的には“はっきりしない”いくつもの語りが輻輳して“信じられている”空間となっている。

とはいえ、ある教説が半世紀近くの長きにわたって語られ続けていたことは、一つの宗教史的な事実であり、父の安儀と対立してきた坂田安弘（1962～）も、自ら称する「神祇伯資敬王直承七世⁷」に加えて、最近亡父が名乗った「神祇伯相承八十四世」を承けたと思わ

れる「神祇伯相承八十五世」を併称するようになっているので⁸、「禊教」と分立した「神道禊教」が再び合同していく布石が進んでいるようであり、この教説はこれから長く語り続けられるであろう。

ところで、安儀の没後になって、「十種神宝御法」を中心とする高浜伝に関する、永川辰男『伯家神道の道統⁹』（山雅房、2022年2月）と、松濤広徳『伯家神道伝承の系譜 くしびなる日本とかむながらの道¹⁰』（太玄社、2023年1月）という二冊の書物が刊行された。これらは、「禊教」系ではない高浜伝関係者によって著され、近現代を中心とした伝承系譜について回顧された書籍である。その内容は、かつて荻原が長く行ってきた旧大成教禊教系の「唯一神道禊教」教長関口鐵三郎（1908～2002）からの聞き取りとも符合するところも多い¹¹。これらを対照しつつ、戦後の「禊教」において、禊教行法に高浜伝白川家行法である「十種神宝御法」が接続されていった展開のあらましを外側から描いておこうというのが、本研究ノートの目的である。

2. 戦後の禊教の展開

「禊教」は、教祖とされる井上正鐵（1790～1849）の直門である坂田鐵安（1820～1890）の子の坂田安治（1848～1900）を初代管長として、1984（明治27）年10月に神道教派としての独立を認められた。その申請に活用された坂田安治による『神道禊派由緒書¹²』には、白川家門人であった井上正鐵をはじめ、明治初年に至るまで白川家家来（御内人）として活動した坂田正安、鐵安父子の由緒が記されている。こうした白川家との深い関係が、教団の淵源として重要な意義をもっており、白川家への帰属意識と憧憬が強かった。昭和末期からの禊教行法への「十種神宝御法」の接続についても、“伯家神道”という枠組みの中で、大きな不自然さもなく受容されていったのは、そうした前提があったからであると理解できよう。

坂田安儀は、1934（昭和9）年に、禊教管長であった坂田實（1893～1956）の子として生まれ、1952（昭和27）年9月からは『みそぎ』（第1次・1948年1月～1956年7月）の編集発行人を勤めている。父の實が1956（昭和31）年12月に没したため、東北大学文学部宗教学科を卒業した直後の1957（昭和32）年には管長職を継いだが、台東区東上野にあった禊教本院の不動産を活用した資産運用などによって教団財政を確立しつつ、日本宗教連盟や教派神道連合会、WCRP（世界宗教者平和会議）などの要職を務め、対外活動を積極的に進めた。また、戦後に衰微した大成教禊教系の教会の幹部を教団に迎え入れたり¹³、國學院大学の研究者を招いたりして、教義や行法の整備を進め、1972（昭和47）年6月には、『禊教の研究¹⁴』（みそぎ文化会）を刊行した。こうした時期には、坂田安儀は個人の求道として「十種神宝御法」に関わるようになっていたようだが、やがて近江神宮における「伯家神道伝承奉賛会」の役員として、高浜伝伝承の重要な地位にも就くことになる。

1974（昭和49）年11月に、「禊教」の信仰の中心であった「井上神社」が不審火により焼失した¹⁵。神社焼失直後の1975（昭和50）年1月からは、月刊で『みそぎ』（第2次・1975年1月～1981年12月）の刊行を開始し¹⁶、同年4月には「教団創立百年記念大祭¹⁷」を挙げて、井上神社の復興を軸に活動を進めていくことになった。しかし、1981（昭和56）年2月の臨時議会で山梨県小淵沢に新本部を建設する決議がなされ、東上野にあった禊教本院と井上神社の土地を売却し、小淵沢に移転して再建することとなった。それは、「白川伯王家に伝わる神祇の道に拠る古神道の復活を発意、八ヶ岳山麓の山梨県小淵沢に『万象調和のま

ほろば・高天原』造営に着手¹⁸」したものであるとされている。そして、1982（昭和57）年9月には、いったん世田谷区瀬田に建設した東京教会に本部を移転したのち、1986（昭和61）年9月に、山梨県小淵沢町（現在の北杜市）に「身曾岐神社¹⁹」の本殿を竣工させ、禊教行法を十種・九種に位置付けた「十種神宝御法」による行法指導を本格的に開始した。しかし、そうした造営が進行するのとほぼ同じころ、坂田管長家では家庭争議が起こっていて、1985（昭和60）年4月には、『週刊新潮』や『FOCUS』で報道されたり²⁰、祝詞や神拜式などの大幅な改変や、地方の分院教会の運営への干渉によって教団内に混乱や動揺が発生した。安儀の長男の坂田安弘は、学習院大学在学中の1983（昭和58）年に浄化委員会代表となって事態の收拾にあたったが果たせず、1986（昭和61）年には、北関東の分院を中心に栃木市に本部を置いて「禊教真派」を立てることとなった²¹。

その後、「身曾岐神社」は、1997（平成9）年3月には、多額な建設資金の負債が返済できずに、敷地や建物が競売にかけられるような事態も発生したが²²、2004（平成16）1月に崇敬者である「かむながらのみち²³」の関係者によって購入されて維持され、坂田安儀は宮司を終生にわたって務めた²⁴、また、そうした「身曾岐神社」とは別に、世田谷区桜丘に本部を置いた「禊教」としての活動も再度立ち上げて、「伯家神道」を称して神道大教本宮などを会場にして「十種神宝御法」の齋修会を行い、2008（平成20）年9月からは『みそぎ』（第3次・2008年9月～2015年1月？）を発行していた²⁵。

3. 高浜伝白川家行法の伝承と展開

「十種神宝御法」を教導した高濱清七郎は岡山の人であるが、1859（安政6）年4月に白川家から「解講沙汰文」を受け、1862（文久2）年8月に「十種神宝御法口授」を受けたとする記録が『白川家門人帳』にある。なお、この「十種神宝御法口授」の許状は高濱の関係者数人以外には授与されていない²⁶。

この「十種神宝御法」とは、『先代旧事本紀』に見られる「十種神宝」になぞらえて、「十種」の「じっしゅ 贏都鏡」から「おきつかがみ 一種」の「いっしゅ 品々物比礼」に至る十段階の修行の階梯があり、それぞれの段階に応じた拍手などの神拜作法に対応する動作や境涯があるという²⁷。行法の基本形態としては、中央に座る修行人の周りを複数の先達を取り囲んで「お祓」と称する唱え言葉を唱えていくうちに、修行人に旋回したり跳躍したりする身体的な動作が発動し、それを指導者である審神者が見極めて、人格・霊格の向上を図っていくものとされ²⁸、言語的な教義形成は重視されず、霊能のような超自然的な能力の獲得も目指されてはいないらしい。

白川家は、吉田家に遅れて神職の組織化を開始したので、社家のみならず多様な民間宗教家を門人としていったのだが²⁹、高濱清七郎もそうした一人であったといえる。また、高浜伝の関係者においては、高濱清七郎は、白川家最後の学頭³⁰であると語られてきているが、『白川家門人帳』や『白川家日記』などの確実な史料では、学頭とされた記録はない³¹。だが、高浜伝には、「十種神宝御法」という行法だけでなく、祭具の寸法や形式など、数霊的な体系もあるといい、有職故実などにも通じた学殖ある人物だったらしい³²。松濤（2023）は、高濱の後継者である和学教授所が昭和前期に刊行した書物のいくつかを紹介しているが³³、おそらくそれらの書物により幕末明治の動乱期についての言説が定式化したのであろう。

高濱以降の道統継承については、永川が簡潔に整理して図示している³⁴。高濱が東京を拠点にしていた時の門人たちに発する「高濱神徳会」の活動は、昭和中期まで存在したとみら

れ、親族を中核として継承された京都を拠点とした活動は、「和学教授所」として平成初期まで存続した。この「和学教授所」は、高濱の娘婿である宮内忠政（～1903）が活動を立ち上げたあと、門人二人が会長を継いだ後に、1932（昭和7）年には、忠政の娘の中村新子（1887～1973）が組織的な活動を開始して当時の神道界に影響を与えたという³⁵。戦中には1940（昭和15）年に創建された近江神宮に招かれて斎修会を行ったといい³⁶、戦後には、1952（昭和27）年8月に「神道古伝和学教授所」として宗教法人となり³⁷、後援団体であった「九重敬神会」には、元子爵の白川資長（1871～1859）はじめ、神社本庁調査部長だった岡田米夫（1908～1980）などが参加していた³⁸。この岡田米夫が講習会等で中村新子を「伯家神道の継承者」と紹介していたといい³⁹、それにより「十種神宝御法」が周知されて、各地で中村を招聘しての斎修会が行われたようである。その中に坂田安儀が参加したという関口鐵三郎による東京都荒川区での斎修会もあったのだと思われる。中村新子の没後は、親族である安見晴子が継承したあと、晴子の弟の高濱浩が当主となったが、復興を目指して「祝殿」を建設中に急逝し、親族による継承は途絶えたという⁴⁰。

近江神宮の宮司だった横井時常（1906～1998）は、1967（昭和42）年3月に近江神宮に「祝殿」を設けて中村新子を神事長として迎えた記念に神道講習会を開催した⁴¹。しかし、祝殿の行事は順調には継続しなかったのか、1972（昭和47）年にも中村新子を招いて斎修会を始めたが、多様な行者が集合して混沌として挫折し、軌道に乗らないまま翌1973（昭和48）年12月に、中村は亡くなった⁴²。やがて、1978（昭和53）年の秋になって近江神宮での斎修会の再開が企図されて、部下の永川が運営を命じられた。はじめ永川は、和学教授所の系統の佐藤清美の「お道のお行」を受けるよう指示され、さらに半年後には和学教授所の幹部であった長等神社の新宮幸勝（1902～1993）に行法指導を依頼したが断られたため、かつて中村新子の門人だった小笠原大和（義人）⁴³が開いた「大和本学」の小原昭子に神事長を依頼して斎修会を開始できたという。1979（昭和54）年頃には、名称もほぼ定まって活動が活発化し、「伯家神道伝承奉賛会」の会長は近江神宮宮司の横井時常、役員は禊教教主の坂田安儀、加えて同じく役員の小原昭子と佐々木富久子、事務局がわたくし永川辰男で運営された⁴⁴。」とあり、近江神宮で行われた高濱伝の斎修会である「伯家神道伝承奉賛会」では、坂田安儀が役員として主だった立場にあったことがわかる。その後、坂田が参加しなくなり、小原だけの指導のもとに継続していたが、2000（平成12）年に「伯家神道伝承奉賛会」は一旦解散した⁴⁵。

なお、山梨県甲府市里吉に本拠地を置く「白川学館」は、七沢賢治（1947～）が2010（平成22）年に設立した⁴⁶。七沢は高濱浩に1982（昭和57）年に入門して、1989（平成1）年に「十種神宝御法」を伝授されたといい、近江神宮の「伯家神道伝承奉賛会」や坂田家の「禊教」「身曾岐神社」「神道禊教」の系譜にはつながらない。

4. 禊教系教団における高濱伝白川家行法の受容

昭和30年代頃には、荒川区西日暮里にあった元大成教所属の「神道禊大教会⁴⁷」（「唯一神道禊教」の前称）の教会長であった関口鐵三郎が中村を招聘して行じていた斎修会に坂田安儀が参加していた⁴⁸。関口は「坂田さんは一人の時は大変いい人で、うちの教会で伯家の修行があった時など、白衣を抱えて教えを乞うてきたこともあり、兄弟二人で協力している姿を見ると、過去のいきさつを越えて、坂田家のもとに禊教は一つになるだろうと思ったこと

もありました。」(昭和60年6月談)と語っていたが、これは元「大成教禊教」の教会長と「禊教」管長が、個人としての求道を共に行っていたということである。こうして「禊教」ではまだ公式に「十種神宝御法」の教導を行っていない時期に、坂田が高浜伝に関わっていたのは確かだろう。その求道は熱心なものであったようで、中村新子は1973(昭和48)年12月に、行法中の事故による骨折で入院したが、その死去の直前に坂田安儀に道統の今後を委嘱したという。松壽によると、「安儀は中村新子の最晩年の門人であり、最後の弟子ともいえる。新子が亡くなる一週間前ほど前、安儀は新子の入院している奈良の病院を訪れた時、新子から伯家神道のことを頼むと依頼されている。当時の近江神宮の横井時常宮司が立会人であった。当時、安儀は教派神道系の宮司とはいえまだ若かったが、学識もあり、弁舌も優れ、神道界の期待の新進気鋭の神道家であった。」と記している。さらに、「安儀は祝之神事の修行が途中までであったため、小笠原大和(義人)の元を訪ね、再入門を願い出た。安儀が大和のもとで学んだことにより、小原昭子も柱人として安儀の御行に携わった。昭子は祝之神事について、安儀を助けている⁴⁹⁾。」とある。このように中村からは期待はされていたものの、まだ修行途上であったので、中村の没後には、大和本学の小笠原大和(義人)や小原昭子について、修行を進めたという。これについては、関口が、「今、坂田さんのところでは今までの修行は全くやめてしまって、伯家の行法だという修行をやっているという。坂田さんが指導を受けているのは、山科の小原さんという女性で、その人は中村新子先生の門人で後に破門された小笠原という人の門人でした。この小笠原という人は、以前宗派神道の講習会が神道大教であったりした時に一緒に、私も知っている人である。この人はなかなかの勉強家だった。中村新子先生に破門されたとはいえ、長いこと教えを受けていたので伯家の行法の形は身に付けていたのでしょう。」(昭和61年1月談)と語っているのにも符合する。また、小笠原は中村から預かった秘伝書を秘かに書き写し、それをもとにして独自に「大和本学」として「十種神宝御法」を行ったので破門されたと永川は書いており⁵⁰⁾、これも関口が語っていたことと符合する。

1979(昭和54)年頃には、近江神宮での齋修会が「伯家神道伝承奉賛会」として再興されて、坂田安儀はその役員を務めていたのだが、「禊教」では焼失した井上神社の再建に向けた活動を進めていた。そして、1981(昭和56)年になると、坂田は“古神道の復活”を企図して小淵沢への“高天原造営”を発表しているのである。永川によれば、「坂田は身曾岐神社建設の昭和六一年ごろから十種神宝御法の伝承を表明しているが、近江神宮で開催された伯家神道伝承奉賛会でのお行に禊教本院のスタッフを帯同してきたのは、そのための布石だった。⁵¹⁾」といい、1981(昭和61)年「このころになると、山梨県の小淵沢に移転した(禊教)身曾岐神社から坂田を始めとしてその一門が一〇名ぐらいで参加するようになる。これを契機として身曾岐神社でも伯家神道の“お道のお行”を始めたのである。そのためのスタッフ養成だったのであろう。⁵²⁾」とある。このように「身曾岐神社」の造営にあたり、「十種神宝御法」の大掛かりな受容の体制を立ち上げたのだった⁵³⁾。そして、別々に成立・展開してきた禊教行法との接続にあたっては、従来の禊教行法である大声で祓詞を唱える「祓行」を「御簾外」の「十種」、「九種」の行とし、その上に「御簾内」として高浜伝の「八種」以上の行を位置付けた。こうして、昭和の末期には、坂田安儀は近江神宮における高浜伝の「伯家神道伝承奉賛会」の役員・指導者と、禊教管長としての「身曾岐神社創建」に向けた活動を並行して進めつつ、禊教行法に高浜伝白川家行法を接続する作業を進めていたのだった。

また、そうした一方で「坂田が引率してきたスタッフはみんな熱心に取り組んでいたのですが、“お行”が進むとともに、作法や所作をかじった一部の人はその後、身曾岐神社から離れて独自で会を設立したと坂田が語っていた。現在、世上で普及している伯家神道の起こりは、近江神宮の伯家神道伝承奉賛会が原点となっているのであるが、そこから身曾岐神社の関係者に広がっていき、更にそこから独立していった方もいる。⁵⁴」というような状況も起きていた。また、後に父と対立することとなったとはいえ、少年の頃から父と共に小原昭子から指導を受けて修行を進めていた坂田安弘は、2001（平成13）年には、「神道禊教」の中に「多治比道場伯家神道斎修会」を立ち上げて、「十種神宝御法」の指導を開始した。

5. まとめ

近世後期の白川家は、多くの民間宗教家に作法や行法の許状を授けたり、門人や家来として傘下に入れて組織化を進めたが、そうした一人の岡山の高濱清七郎は「十種神宝御法口授」の許状を受けて教導を行った。その活動は、一般大衆への布教を志向せず、靈格の向上を目指した身体的な行法を、少人数で伝承する方向で展開した。その没後も門人や親族による活動は継続し、昭和期には高濱の孫である中村新子により“伯家神道”として指導が続けられた。白川家に縁故のあることを矜持としてきた「禊教」の管長であった坂田安儀は、この中村新子に「十種神宝御法」修行の端緒を開かれ、その最期には後事を託されたという。中村の没後には、関係者によって斎修会の復活が試みられて近江神宮の「伯家神道伝承奉賛会」が立ち上げられ、坂田安儀は役員として重要な位置に付いていた。

一方、「禊教」では1974（昭和49）年に焼失した「井上神社」の再建をめぐる活動を進めており、1981（昭和56）年には、小淵沢に移転して「井上神社」を改称した「身曾岐神社」を創建するとともに、禊教行法に重層させて「十種神宝御法」の指導を行い、2022（令和4）年1月に、坂田安儀は没した。この約半世紀の時間経過の中で、教団運営上は反目もあった坂田安儀、安弘の親子二代の指導者により、「禊教」、「身曾岐神社」、「神道禊教」においては、微妙なニュアンスの違いはあっても、井上正鐵が提唱した「祓修行」に発する禊教行法の「祓行」を「御簾外」の「十種」「九種」の行とし、「十種神宝御法」による「八種」以上の行法を「御簾内」としてその上位に位置付ける形態が定着した。そして、伝承系譜においては、高浜伝の系譜の上に「禊教」の系譜を上書きしたのである。また、最近では、「禊教」と「神道禊教」が合同する動きが進んでいるようであるが、「身曾岐神社」は、「かむながらのみち」の崇敬社として、坂田家の影響から離れて独自の展開をしていく模様である。（文中敬称略）

注

- 1 現代の用法において、“(近世の)白川家で伝承する神道”という意味での「伯家神道」は重層的な意味で使われていて、①内侍所における祭祀はじめ、白川家が所管した宮中祭祀の作法等、②白川家の邸内での祭祀をはじめ頒布していた守札の調製など、白川家の家伝の神事や作法等、③白川家から門人や家来とされた白川家周辺の関係者による神事や作法・行法等がある。特に近世末期には、③の意味での「伯家神道」に、禊教祖とされる井上正鐵や、江戸の如来教指導者の金木大隅、黒住教の赤木忠春に影響を与えた尾張の日比野應輔、金光大神、高濱清七郎など多くの民間宗教者が関係してくる。こうした人々の活動に言及するときに、あえて①②③を「伯家神道」として混用し宮中祭祀に引き付けた言説も見られる。なお、井上正鐵については、萩原稔『井上正鐵門中・禊教の成立と展開』（思想

の科学社、2018)、日比野應輔については、荻原稔「黒住教と日比野派の周辺」『神道宗教』(第139号、1990年6月)を参照されたい。

- 2 坂田安儀『高天原、いざ 坂田安儀講話集』(四海書房、1986) p.200。
- 3 『みそぎ』(第3次)第2号(2009年8月) pp.5~7。坂田安儀が、自ら「八十四世」とする世代の数え方に関する明確な表明は、確認できていない。「禊教」にとって「教祖」とする井上正鐵や「開祖」とする坂田鐵安を世代に入れなければ系譜としての意味がないが、史料的には白川家「門人」である井上正鐵や、「家来」であることが明確な自家の先祖の坂田正安や坂田鐵安について「神祇伯相承」とするのは無理があろう。仮に、神祇伯廃止後に勅任官待遇の禊教管長であった坂田安治以降を数えたとしても、最後の当主であった白川資長(1869~1959)は、神祇伯の相承者という意識があったのは確実であり、その生前から「禊教」管長の坂田安治(1848~1900)、坂田實(1893~1956)が、「道統の主」を継承してきたというのは、強引な主張だと思われる。白川資長は、伯爵ではなく子爵であるが、「旧神祇伯」と署名した額が存在するので、「旧神祇伯」であることを矜持として、白川家縁故の教団等に関わっていたことは確かである(額は1912年筆、かつては栃木市太平山の大成教禊教第六教院所属の「大日本身滌教院」にあったが、現在は後継教団である「唯一神道禊教」所蔵。なお、雅寿王に由来する行法を受け継ぐとする別系統の白川家周辺の活動である鬼倉足日公(1879~1960)による「皇道齋修会」の会長には1936(昭和11年)に就任している)。しかし、「禊教」の「総裁」職への就任については、昭和戦前期の代表的教義書である1935(昭和10)年刊行の『禊教要義』にも巻頭文などの寄稿はなく、資長存命中の「禊教」の教団刊行物である『唯一』(1933年8月~1939年3月)や『みそぎ』(第1次、1948年1月~1956年11月)の現存号などにも、その活動の形跡や言及が見られないので、確証のある史料がない。
- 4 井上正鐵の名の用字については、「禊教」では、坂田安儀が、前掲、坂田(1986) p.62において、「鐵は、金属の王なるかな」の意味で「いついかなるときも“鐵”の字を使う」としているが、本稿では、正鐵自筆の楷書の用字(白川家入門時の誓詞の署名である金光図書館蔵『名簿』、埼玉県皆野町に現存する自刻の石碑の2例)を尊重し「鐵」の字を用いる。ただし、引用文中では原文を尊重するので、本稿では、字体が混在することになる。以下、井上正鐵以外も本文中の氏名の表記は、自筆の表記が明らかなものは、本人の用字に従う。
- 5 近藤喜博『白川家門人帳』(白川家門人帳刊行会、清水堂、1972) p.400。
- 6 古くは、「八神殿」に附属して「祝部殿」が存在したようだが、近世末期の白川家の敷地図『白川家京都屋敷図』(宮内庁書陵部蔵)に描かれた日野御門前の白川家の屋敷内には、八神殿に面して「カグラデン」と記された殿舎はあるが、「祝殿」は見られない。高濱はこうした殿舎やその伝説を見聞して「十種神宝御法」を立ち上げた可能性がある。
- 7 「神祇伯資敬王直承七世」については、白川資敬に対面の上で許状を受けた井上正鐵(1790~1849)を一世として、直門の坂田正安(1802~1873)、鐵安(1820~1890)、禊教管長となった安治(1848~1900)、實(1893~1956)、安儀(1934~2022)と継承し、安弘(1962~)で七世となると、荻原が坂田安弘から直接聞いた。この系譜は禊教行法の伝承系譜としては史実に基づいているが、「十種神宝御法」の伝承系譜としては、根拠となる史料はない。
- 8 『神道禊教教報みちづけ』(第204号別冊新年号、2023年2月)。
- 9 著者の永川辰男(1952~)は、皇學館大學を卒業し、1978(昭和53)年から近江神宮に奉職して、横井時常宮司の命により「十種神宝御法」を中心とする「伯家神道の修行」を始めたという。2000(平成12)年に48歳で退職し、桑名市において「楽古舎」「玉鉦会」を主宰している。本書は、多くが経験談であるが、近江神宮での齋修会の事務局を運営した当事者であり、昭和末期以降の高浜伝の継承関係については信頼が置けるだろう。
- 10 著者の松壽広徳(1954~)は、北海道大学卒業、筑波大学大学院修士課程修了。本書には、中村新子の「和学教授所」が刊行した書物からの引用が多くなされており、そうした文献を所蔵しているよう

- である。著者自身と高浜伝との関係については、言及されていないが、中村新子が最期にあたり坂田安儀に後事を委嘱したという話題も明記しており、高浜伝の活動を詳しく知る立場のようである。なお、この本は創作的な物語と、史料に基づいて歴史的に書かれた部分が混在しており、その区別がしにくい。
- 11 関口鐵三郎（1908～2002）は、旧大成教禊教系の「唯一神道禊教（旧称、神道禊大教会）」教長と、井上正鐵の立教地「梅田神明宮」（神社本庁所属、旧無格社）の宮司を兼ねていた。自身の求道として、「十種神宝御法」の修行を行い、中村新子から「五種」を伝授できる許しを受けていたという。（本人談）しかし、教会や神社の活動とは区別をしていて、後継者にも伝授を受けた人がいない。
 - 12 『神道禊派由緒書』は、1893（明治26）年の作成である。（「坂田管長履歴」『天津菅曾』第2号、1899年2月）。井上頼圀（1839～1914）の蔵書であった神習文庫の一冊として、無窮会専門図書館に所蔵されている。1897（明治30）年12月の井上正鐵への贈位申請の時にも用いられた。井上頼圀は、1895（明治28）年12月より「禊教」の顧問を勤めているが、『天津菅曾』第6号、1899年8月）それに先立って本書の作成に協力した可能性は高い。なお、正鐵と頼圀は同姓であるが、親類ではない。
 - 13 例えば、本院長老の木村文平（1888～1985）は、大成教禊教鶴岡教院で修行を受けた大成教禊教の教師であった。『みそぎ』（第2次）第1巻4号（1975年5月）の「わが信仰を語る第3回 宗教は学問ではない」に体験談などが語られている。
 - 14 本書には、鼎談「井上正鉄翁と禊教」と題した、坂田安儀と國學院大學教授の西田長男、岩本徳一による対談が収録されている（pp.282～316）。この中で、西田が「私も前の白川子爵に教わって「息吹・永世」をやったことがあります。」（p.300）と行法について言及しているのに、そこで坂田が「十種神宝御法」に全く言及していないのは、1972（昭和47）年当時には、まだ坂田安儀自身の個人的な求道にとどまっていた、公式に教団としての布教活動には用いられていなかったことを示しているだろう。
 - 15 「井上神社」は、井上正鐵を祭神とする神社本庁に所属する神社（旧、無格社）であり、坂田安儀が宮司であった。1879（明治12）年に創建され、関東大震災や戦災にも焼失しなかった。
 - 16 『みそぎ』（第2次）は、1981年12月を第7巻12号（通巻84号）を最後に休刊した。その後には、一般向け雑誌として『エミターメ』が、1982（昭和57）年に月刊で刊行された。第2号（8月号）と第4号（10月号）は現認しているが、翌年5月号で休刊したらしい。『神道禊教報』（第2号が1983年1月発行）や単発の『みそぎ』（御遷座特集号・1986年8月）などが、教団運営が動揺するなかで発行された。
 - 17 この祝祭における教団創立とは、1876（明治9）年3月に、坂田鐵安が神道事務局から「惟神教会禊社」社長を命じられたことを指すと思われる。1879（明治12）年8月に「吐菩加美講」の後身の「身禊講社」から離脱するまでは、「身禊講社」と「惟神教会」に二重所属していた。この「惟神教会禊社」社長となったことが、後に「神道禊派」を経て管長設置の「禊教」として独立する起源になっている。
 - 18 前掲、坂田安儀（1986）、カバーの著者紹介文。
 - 19 「井上神社」の名称を「身曾岐神社」と変えたのは、『みそぎ』（御遷座特集号・1986年8月）掲載の「井上神社から身曾岐神社へ」には「神道の信仰に基づいて神と祀る鄭重な手続」として井上正鐵に「てんのとくちのとくひつぐみそぎ かむながらのかみ天徳地徳祚身曾岐自在神」という神号を諡ったことによるという。
 - 20 『政界往来』（51巻12号、1985年12月）掲載の、安藤喜三郎「教祖解剖11」は、時間経過を追って、この間の事情が簡潔にまとめられている。なお、筆者のペンネーム「安藤喜三郎」は禊教祖とされる井上正鐵の幼少時の名前であり、かなり教団内の事情に詳しい人物による執筆であると思われる。
 - 21 「禊教真派」は、1986（昭和61）年2月に、栃木市に本部を置いて北関東の九教会で設立し、1992（平成4）年5月に宗教法人として認証された。しかし、本部があった栃木教会他の教会が離脱したため、2000（平成12）年には、東京都中央区東日本橋に本部を移し、2002（平成14）年7月には、「神道禊教」と名称変更の認証を受けた。
 - 22 「競売にかけられる神さま？」『山梨新報』（1997年3月22日・1906号）1面。
 - 23 北川慈敬（1937～）が解脱会を離脱して、1999（平成11）年5月に創立した。北川慈敬は、1996（平成6）年ごろに身曾岐神社で「十種神宝御法」を初めて経験したらしい。（北川慈敬『内なる神を求めて』

今日の話題社、2000、pp.132～151の記載をもとにした読み取りによる。)

- 24 坂田安儀の没後は、「かむながらのみち」の関係者が宮司となり活動を続けている。
- 25 『みそぎ』(第3次)は、第10号、2015(平成10)年1月の発行までは、確認できる。第10号の巻末には、三宅島、伊勢、巨摩、小南、遠江、深津、美濃、八知、八ヶ岳の各分院と、仙台分祠の年賀広告が掲載され、傘下の組織の状況が窺える。
- 26 この「十種神宝御法口授」が、文久二年の一回だけで数人しか伝授された記録がないということはどう理解するかについては、今後の検討が必要だと思われる。今日の高浜伝の当事者である永川辰男は、著書(2022)の中で、「第五章 伯家神道は存在するのか」という章を立て、高濱清七郎が伝授されたのは、宮中祭祀でも、内侍所の祭祀でも、白川家の八神殿・祝部殿の神事でもなく、「祝部殿での祝女から、アレンジされた一般向け・外部者用のものを教導してもらったというのが真実かもしれない」と結論付けている。(p.183) 藤野七穂は、「『伯家神道の予言』は本当に存在するのか」ASIOS、菊池聡、山津寿丸『検証 予言はどこまで当たるのか』(文芸社、2012) pp.132～153において、「祝の神事を受けない天皇の世が100年続くと日本は滅亡する」という“予言”をめぐって、「祝の神事」とされる「十種神宝御法」に関わる文献や関係者の証言を分析し、高濱に関する伝説に史料面からの検討を加えて整理しているが、荻原『『視教本院』の展開』『明治聖徳記念学会紀要』(復刊第45号、2008年11月)の論を補足した上で、「『祝の神事』は高浜が新たに「祝殿の神事」を再編したものであったのではないだろうか」としている。(p.144) また、井上門中が関係する1834(天保5)年から1872(明治5)年までの『白川家日記』(宮内庁書陵部蔵)90冊を、荻原が閲覧した限りでは、「十種神宝御法」に関する記事は見当たらなかったもので、白川家本体で記録されるレベルでは行じられていなかったようである。さらには、白川家では申請者の要望を受けた内容での文書の発給は珍しくなかったもので、高濱清七郎が白川家周辺の宗教伝統をもとに立ち上げた行法に対し、「十種神宝御法口授」という形式で、白川家の法式という権威のみを授与したと考えておきたい。その類例としては、「天保十一年五月」の平田篤胤の学師職補任の許状を「年号之儀、先方任願」「天保八年」として発給したことは知られているし、1842(天保14)年の井上正鐵の二度目の取締に際しては、武家伝奏に対する保釈の申請などの文書対応を井上の門人たちの要望に沿った内容で行い、多額の献金を受けていることなどがある。(荻原稔「白川家と江戸の門人」『神道宗教』143号、1991年6月)
- 27 身曾岐神社が刊行した一般向けのパンフレット「修行座案内」(2007年7月改訂版)。
- 28 関口も、「伯家神道のお祓いは、禊教のように棒読みではなくて、節が付いている。そのお祓いを修行人の前でサニワが、後ろでカミシロが唱え、修行人は手を合わせてじっとしている。そうすると神がかって、体がいろいろに動いてくるのです。…同じように修行していても、修行の深さによって、いろいろに変わってくる。初めは座ってやっているが、修行が進むと立ってすることもある。」と語っていた。(1986年1月談)
- 29 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館、2007)。
- 30 松濤(2023) p.100にも、「清七郎は、幕末に際しては、白川伯王家の学頭として、伯王に代わって、多数の門人や学徒を指導したという」とある。
- 31 前掲、藤野(2012)は、史料に基づいて「学頭」は白井雅胤、森頭胤、平田篤胤(自署しているが記録にはない)平田鋳胤の四人であり、その下位の「学師」「学士」、そして「家来」にも高濱の名は見られないことを示している。
- 32 永川(2022) p.151には、「伯家神道は、すべてに数が決められていて、神の数で物事が支配されている。寸法や枚数などである。それは事細かに伝承されている。」とある。この「伯家神道」とは高浜伝の事であるが、高濱清七郎がこうした故実などについての相当な教養を持っていたので、「学頭」だったという伝説ができたのだろう。たとえば、白川家の家職である宮中祭祀においては、『白川家日記』(弘化5年3月16日の条)には、内侍所御神楽奉幣作法御伝授における幣串の長さ三尺六寸五分はじめ、紙垂なども図示されて寸法が記録されている。この「三尺六寸五分」は一年の日数を象ったものであ

- ろう。
- 33 全て筆者は未見である。『和学教授所の要旨』（1940）、『和学教授所の起源と歴史』（1940）、『宗教法人神道古伝和学教授所本部』（1952）、小田垣蘇堂『元神祇官白川家所用大祓詞』（1942）など。この時期には、まだ『白川家門人帳』（1972）をはじめとする白川家の資料は公開されていなかったため、高濱家に残された史料を踏まえつつも、神道史の知識のある人物によって一部に脚色を加えながら、蓋然性のある経歴として記述されたのではなかろうか。
- 34 永川p.143。
- 35 永川pp.98～117。そうした中には、皇學館教授を勤めた石井鹿之介がいたという。
- 36 松濤pp.288～289。
- 37 松濤p.301
- 38 永川p.118、松濤p.301。
- 39 関口鐵三郎談。永川p.121にもその話がある。『神社新報』には、1951（昭和26）年6月18日に行われた「滋賀県敬神婦人会連合会総会を開催」の記事に、岡田と共に中村新子が講演をしたとある。（1951年6月25日付、2面）また、1954（昭和29）年7月には、「最初の秘法公開」として、石上神宮において「石上神宮の鎮魂」と共に「伯家神道みそき行事」の講習が行われて中村が講師をしており、同時に岡田が神典購読の講義をしている。（1954年7月19日付、2面）このように岡田と中村が行動を共にしている場面があったので可能性は高い。
- 40 永川pp.139～147。
- 41 『神社新報』（1967年3月18日付、3面）。
- 42 永川p.161。
- 43 永川（pp.129～135）によると、小笠原大和（義人）は、はじめ京都市山科に住んで、後に御室に移転したという。1932（昭和7）～1935（昭和10）年頃に入門したが、中村から預かった秘伝書類などを書写したうえで、三宝神社を建立して「惟神道審神古伝相承大和本学」と称して、独自に「十種神宝御法」の指導を行ったので破門されたという。1978（昭和53）年頃に没した。「大和本学」の神殿であった「三宝神社」（京都市右京区竜安寺山田町か）は荒廃しているが現存しているという。
- 44 永川p.169。
- 45 永川p.175。2000（平成12）年に近江神宮の「伯家神道伝承奉賛会」が一旦解散したことと、翌年の2001（平成13）年に坂田安弘が「多治比道場伯家神道齋修会」を立ち上げたことは、関係があるかもしれない。
- 46 小笠原孝次・七沢賢治『龍宮の乙姫と浦島太郎』（和器出版、2017）pp.254～255に所載の七沢の年譜による。
- 47 「神道禊大教会」は、大成教禊教宮澤本院・第六教院の後身であり、下谷区車坂町で戦災を受けて、戦後に荒川区西日暮里に移転し、神道大成教を離脱して単立となった。後に、「唯一神道禊教」と改称し、1980（昭和55）年9月には、足立区梅田の梅田神明宮の隣地に移転した。
- 48 坂田管長家が住んでいた禊教本院は、台東区東上野一丁目にあったが、関口の教会があった荒川区西日暮里三丁目とは、三キロほどの近さである。永川は「昭和三〇年、大成教所属の神道禊大教会（現在の唯一神道禊教）の教長である関口鐵三郎が中村新子を招請して十種神宝御法修行を行っている。新子は梅田神明宮で指導しているが、その時に禊教本院管長の坂田安儀が参加する。後に坂田は大和本学の小笠原大和にも指導を受けていた。」（p.173）と書いているが、関口によれば、中村を招請して行法を行っていたのは、足立区梅田の梅田神明宮ではなく荒川区西日暮里の教会であった。
- 49 松濤p.320。
- 50 永川pp.131～134。
- 51 永川p.173。
- 52 永川p.172。

53 「身曾岐神社」では、行法としての「十種神宝御法」の他に、「神は火水なり」という教義のもとに「神道靈寶火祥加持」と「布斗麻邇水祥神事」という祈禱法が行われている。「神道靈寶火祥加持」は神道護摩であり、従来の「禊教」では行われておらず、伝来は不詳である。「布斗麻邇水祥神事」は、井上正鐵の伝えた「産靈の伝」三か条の一つの「神水の事」に由来し、明治以降は「布斗麻迹の伝」の別名もあった。坂田管長の「禊教」では「神水」は廃止されていたのであるが、戦後に旧大成教禊教の教師たちを「本院長老」として迎え入れた時に再流入したらしい。「禊教」は1893（明治26）年6月に内務省へ独立と管長設置の申請をし、1894（明治27）年10月に許可を受けたが、ちょうど同じ時期に『萬朝報』の批判キャンペーンによって打撃を受けた大成教所属の「蓮門教」が「神水」の供与を布教の重要な手段にしていたので、批判の影響を受けることのないように「神水」を廃止したのではないと思われる。また、「神は火水なり」という教義について、萩原が「このお言葉は、教祖の御文のどちらにございますか」と問うたところ、坂田安儀は「わたくしが感得したものです」と答えた。（2006年4月談）

54 永川p.173。

大成教禊教『禊教会雑誌』 解題・目次補遺

木村 悠之介・萩原 稔

はじめに

本稿は、本誌前号に寄稿した木村悠之介・萩原稔「大成教禊教『禊教新誌』^{けい}『禊教会雑誌』『みそゝき』 解題・目次」(以下「前回」)の補遺である¹。『禊教会雑誌』について、前号の時点では第1、2、5号の目次を作成し、第3、4、6～11号は未発見と記したが、その後の調査によって第7、8、10、11号の4冊を確認できたため、今回、追加の目次を作成するとともに、新たに判明した事実や直近の研究動向について補足を行う。解題に際しては、第1節「大成教禊教の状況」を萩原が、第2節「同時代的な位置づけ」を木村が最初に執筆したうえで、相互の討議により各部分の記述を補った。

今回確認した『禊教会雑誌』は、群馬県の伊勢崎市教育委員会が管理する田島弥平旧宅(国指定史跡・世界遺産)の所蔵資料に含まれているものだ²。誌上では、文苑欄に「上毛 田島霞山」こと田島定邦(弥平の弟)が漢詩を寄せており(第7号)、その関係で蔵書に加わったのだろう。他には、教義に関する問答の回答者・出題者として「田島丈吉」の名が見えるものの(同)、弥平らとの関係は不明である。

そもそも田島弥平(1822～1898)は、伊勢崎市境島村地区の有力な蚕種製造農家として養蚕の近代化に尽力した人物で、同地にほど近い埼玉県深谷市血洗島出身の渋沢栄一とも交流があった。この地区の島村蚕種については、弘化2(1845)年、井上正鐵が三宅島に移入した白繭種との関連を推測できる³(在島時の正鐵に関しては本誌トピック7も参照)。逆に、田島弥平旧宅の主屋前に何本か植栽されている^{ソテツ}蘇鉄は、正鐵門中においては“正鐵が蘇る”意で尊重される植物だった⁴。弥平の著書『養蚕新論』の挿絵からは弥平の時代に植えはじめたものにも思われるが⁵、大成教禊教との関係で持ち込まれた可能性を考える。

『禊教会雑誌』や『みそゝき』にたびたび登場する伊勢崎の信徒としては矢島庄五郎(前回第3節第2項参照)がおり、1890(明治23)年には伊勢崎で齋藤鷲郎・須川安太郎・村田岩太郎らとともに「禊教青年講究会」を設立し、演説と幻灯上映を行っていた(第11号)。同時期の深谷駅では、築瀬弥三郎ら熱心な信徒による「親友会」が神道大演説を催し、本荘宗武と加藤直鐵を招いたと報じられている(第10号。加藤は病欠)。伊勢崎・深谷近辺における大成教禊教の盛り上がりを感じることができよう。

1. 大成教禊教の状況

(1) 井上正鐵生誕100年と平山省齋葬儀

今回確認できた『禊教会雑誌』第7、8、10、11号から分かる大成教禊教の状況を、1890(明治23)年を中心に押さえておきたい。

1890年は、井上正鐵生誕100年であって、40年祭である前年と共に、大成教禊教活動の総体としては絶頂期であったといえる。6月の雑報「横尾本院の近況」(第7号)には、横尾

本院から『井上正鐵翁遺訓集』（卷之三、四以降）が印刷刊行される予告がある。1887年に刊行された卷之一と卷之二にはすでに写本で流布していたような周知の文書が収録されていたのに対し、1890年から順次刊行された卷之三以降には、各地の直門に伝存した遺文を横尾信守が筆写収集し、多くの門中（信徒）にとっては初見となった文書が収録されている。また同じ雑報には『井上正鐵翁在鳴記』の記事もあり、生誕100年を迎えるなかで出版活動への期待感が醸成されていたのである。

しかし、そうした高揚感のある時期ではあったが、大成教の創設者であり、1877年3月に「禊教総管」となって以来、中心的な指導者であった平山省齋が、5月22日に76歳で死去した。第7号の冒頭には、「会説」に代えて、井上正鐵の直門本莊宗秀の子であり、最後の宮津藩主であった本莊宗武が葬儀の際に読み上げた「弔文」が掲げられており、「故平山省齋翁葬儀録」として、葬儀次第と共に「葬場詞」ほかの文章が掲載されている。記事によれば、平山は前年春に大病をしてから不調が続き、「起居動作さへはかばかしからざりし」状態だったが、流行感冒に罹って22日午後12時に死去した。葬儀は26日午後3時に小石川原町の自邸を出棺して、4時30分に谷中の全生庵⁶に到着し、神式で葬祭を執行した。

齋主は2代目管長となる磯部最信で、副齋主東宮千別以下の祭員は、祓主村越鐵善、典礼福田長之、大麻麻生正守と、みな禊教の教師であり、大成教における禊教の位置が窺える。葬祭終了後、午後6時に「谷中共葬地」（谷中墓地）へ埋葬された⁷。

また、10月には平山の百日祭における池上雪枝の「祈願文」が掲載されている⁸（第11号）。そこには「雪枝子はわが浪速津にて特更にみうつくしみをかゝふり御教をかゝふ奉りし身なれば」とあり、平山から特段の待遇を受けていたことが分かる。池上が大阪の真理教会で行い感化院の嚆矢とされる社会事業も、一所属教会の単独事業ではなく、平山の意図も汲んだ大成教としての実践であったと読み取ることができるだろう（前回第2節第2項も参照）。

（2）教会名の番号化による組織改良

大成教禊教は、傘下の教会の団結を懸案としており、1883（明治16）年9月に禊教同盟団結釐正委員を置いて⁹、傘下の各教会の団結を図ろうとしてきたが、なかでも創設の経緯によって種々になっていた教会名称の統一は大きな課題だった。1889年5月には立教地梅田村に「禊教総本院」を設置したうえで、各教会を「東宮本院」のように創立者の姓を冠した名称へ揃えていた。

この問題について1890年10月に杉村敬道¹⁰が寄稿した「禊教団結上の改良を望む」（第11号）は、「其名称に於て何々本院何々分院と各自の姓名を挿入し傲然として得意の風ある余の尤も嫌忌するのみならず識者の冷笑を受け又は他教へ対し大に恥るあらむとす」とし、「団結の実を挙行し協同一致の美を天下に頌揚せんとならば総本院の外甲乙丙丁分教会とか或は何号分院とか（地方は地名を称すべし）に改称し先師の教えに随ひ団結の体面を再洗して八天下の如き嫌ひを捨て公明正大の誠心に改良して禊の一字の本分を全ふせんとは禊教の一大急務に依る物也」と述べている。

実際、1892年3月には、「禊教総本院」を「禊大教院」としたうえで、各教会を番号化して「第一教院」のように称する改革が行われた¹¹。こうした教会名番号化の出発点は1890年の杉村記事にあると思われる。さらに編者の加藤直鐵は、同記事に対するコメントにおいて、教団の組織改良を「神道社会の波瀾、国会開設、対等条約等いづれも教法家の注目すべき要

点」と並べていた。関係者の意識としては単なる教団内の事項ではなかったのである。

(3) 新出の正鐵書簡

また、今回の4冊の確認により、今まで知られていない井上正鐵の書簡が見つかった。1890(明治23)年6月の高橋吉伴「教祖逸事の一」(第7号)には、天保14(1843)年2月8日に牢内から発信された書簡の全文が引用されている。紹介者の高橋吉伴は、埼玉県幡羅郡長井村西野(現在の熊谷市西野)の人で、直門・高橋亀次郎の孫とみられる¹²。書簡については「今尚余の家に蔵せり」と記されており、当時は高橋家の所蔵であった。

- 一 八日御書面早速相届き拝見仕る
- 一 今九つ時梅田御呼出しの趣委細承知仕候私も明日御呼出し落着と奉存候先づ遠嶋被仰付候事と奉存候明日白川御役所へ御呼出しに相成候や此段承り度奉存候
- 一 明日私呼出しに御座候はゞ御目に懸り度奉存候間其思召にて御都合可被下候御返事まで早々以上
二月八日 正より

この書簡が出された2月8日は、天保14年であり、寺社奉行からの申渡の前日であったが、文面からは、すでに遠島に処せられることを承知していたようであり、保釈や減刑に向けての関与があった白川家に関する話題もあって、そうした活動の中心を担った加藤鐵秀宛の書簡と思われる。加藤は、後年西野村に住んだことがあったので、高橋家にこの書簡が残されたものであろう。正鐵自身が開いた地方拠点の門人が、まだ大成教禊教に関係していたのだった。なお、西野と田島弥平家のある島村とはわずか6キロほどの距離である。

(4) 前回の補遺

今回の4冊に関わる部分ではないが、前回触れられなかった点を二つ補っておきたい。

一つ目は、1893(明治26)年2月の『みそゝき』に掲載された、「信州伊那の一教老師」坂牧惣助の紹介記事についてである。この記事には、「老姓は坂牧名は総助春秋七十有三、教祖直門の故伊藤要〔伊藤要人〕先生の親炙を受け今茲に禊教に従事すること数十年一日の如し」で、「唱祓の仕口をは徹頭徹尾八声にして強盛なる趣き」と記されている(第39号)。大成教禊教の修行では、三種祓詞(「トホカミエミタメ」)の八音を「おさ」(リーダー)が振る鈴のリズムに合わせて大声で唱えていくのだが、「八声」とは、鈴一振りに一音ずつが対応するという意味である。今日でも「八声」「四声」「二声」と変化する「四つ祓」の教会と、「八声」「五声」「二声」と変化する「五つ祓」の教会が残っているが、こうした相違は、正鐵遠島後の早い時期から発生したらしい¹³。しかし、伊那の門中は、正鐵が1840(天保11)年に開教した翌年には、独立した活動を開始しているので、この「徹頭徹尾八声」の唱え方が正鐵時代の古型である可能性が高い。また、1934(昭和9)年11月に、伊藤門下の最後の教師山上勘吉の指導による初学修行を成就した田中清隆氏が「お祓いの上げ方は、と・ほ・か・み・え・み・た・めと同じに続けるだけ」(1988年4月談)と語っていたのと符合する。

二つ目は、禊教第四教院(旧・麻生本院)の麻生正守と養子の正一についてである。1893年7月の『みそゝき』記事「禊教信徒の破門」に、正守が正一を「離別の上更に教義破

門」したとあり（第44号）、そのわずか2か月後の9月には「禊大教院第四教院々長麻生正守氏逝く」という訃報が出ている（第46号。「五月初旬より病に罹り」という）。正一は、前年の1892年6月に禊大教院第十七教院院長となっており（第31号）、大成教禊教の幹部教師だった。破門当時26歳だったが、この1893年に神道本局で少教正となっているので¹⁴、大成教から神道本局への幹部教師の転属にかかわるトラブルであったと思われる。これについて正一の養嗣子であった麻生昌孝氏が「父は平山先生の門下ですので大成教の教師でしたが、平山先生が亡くなってから大成教を離れました。平山先生にかわいがられていたので、他の人たちからのやっかみもあったと思います。」（1986年8月談）と語っていたのと符合する。

2. 同時代的な位置づけ

(1) 雑誌発行をめぐる事情と府県社以下神官教導職分離非分離問題

前回第1節第1項では『禊教会雑誌』や『みそ、き』の発行情報を概観したが、今回の欠号補充によって新たに判明したことがいくつかある。

まず、前回注8において『井上正鐵翁在島記』売捌所リストから“発行所に変化があったと思われる”と述べた「禊教会雑誌社」について、事情が分かった。雑誌奥付に見える発行所の名義は、『みそ、き』への改題直前の第11号に至るまで、小石川区原町の「大成教禊教総本院事務所」から動いていない。猿楽町17番地は発行人・加藤直鐵の住所であり、誌上の『井上正鐵翁在島記』広告ではやはり売捌所として猿楽町の「禊教会雑誌発行所」が出てくる（第7号）。名義上の発行所は総本院ながら、実務は加藤が担っていたために、書籍取次に際して住所が使い分けられたというあたりだろう。

次に、1890（明治23）年11月の『みそ、き』改題について、前回第3節第2項では加藤直鐵「改題の理由」が意識していた当時の帝国大学総長・加藤弘之による「トホカミ」擲論事件と、磯部武者五郎の反論に表れている組織「改革」論（『みそ、き』第12号）を取り上げた。『禊教会雑誌』を見るに、改題自体はあくまでも事件より前から多数の教会を「大成」し「気脈を開通」すべく計画されており（第11号）、加藤弘之を意識した部分は後づけと言えるが、誌上の議論からは、加藤弘之の事件を招いた前提としての、府県社以下神官教導職分離非分離問題への対応が見えてくる。

すなわち、当時の神道界においては、1882年の神官教導職分離において例外とされた府県社以下の神職について、分離の徹底を行うべきかどうかを取り沙汰されていた¹⁵。加藤直鐵は分離も非分離も「末の末端の端などの区々たる小説」に過ぎず、「神道社会は飽までも合同一致して社会の信用を買はんとする」のがよいと述べ、雑誌『随在天神』の分離論に対抗している（第10号）。もちろん、それは単なる中立というよりは非分離論を擁護する効果を持つ。『随在天神』と『禊教会雑誌』の論争はそれ以前に加藤が分離非分離の「仲裁論」を説いたことが発端だったようで¹⁶、おそらくは欠号分の第9号に掲載していたのだろう。

加藤が『みそ、き』への改題を告知したのはその直後にあたる1890年10月で、このときの論説欄には須々木生「神祇官ノ事」、磯部武者五郎「神社ハ信仰心ニ依テ維持ス」が出ている（第11号）。「神祇官ノ事」は、天皇親祭の下での「神官」による奉仕や「教導職」による布教を必要なものとする一方、宮中と別に神祇官を置くことは「祭政一致」の理念にそぐわない行為だとして否定的に捉えている。この須々木生はおそらく、まだ帝大勤めだった鈴木真年ではないだろうか（前回第1節第2項も参照）。「神社ハ信仰心ニ依テ維持ス」はタイト

ルどおり神社における「宗教」の側面を重視した記事だが、磯部はそれまでの連載「真理上ヨリ我神道教ヲ論ス」を休んでわざわざ寄稿しており、時期的には前回注53で言及した山崎泰輔への反論として位置づけうる（これも分離非分離問題に起因する論争だった）。禊教会に限らない大成教全体の団結や教会組織の整備は、以上のような論争状況のなかで求められたものに他ならなかった¹⁷。

『隨在天神』が『禊教会雑誌』以外に反論対象としたのは『郵便報知新聞』に掲載された中島徳明という人物の議論のみであり¹⁸、非分離論者側における意見発表の媒体としての『禊教会雑誌』の中心性を窺える。前回触れたように、当時の教派神道諸派による雑誌として、他にはまだ長野県の神宮青年教会による『光華叢誌』が出ていた程度で、神道本局による『神道』の創刊は1890年12月であるから、納得のいく結果と言えよう（『大社教雑誌』も刊行を継続していたが、内容などは不明）¹⁹。

（2）菟道春千代に関する補足

教派間の連携に関連して、1892（明治25）年に『みそゝき』編集の補助員候補へ名前が挙がっていた菟道春千代（前回第1節参照）に関する補足を行いたい。1890年6月の『禊教会雑誌』には、菟道による『新撰軍歌集第壹編 正行卿（四条畷の段）』および『贈従三位楠正行朝臣墳墓之図』の広告が出ている（第7号）。現在確認できる最も早い菟道の寄稿は同じ号における平山省齋への追悼文であり、この頃にはすでに本荘宗武の邸宅へ寄寓していたこと、神道各派が持ち回りで行っていた賢所遥拝式にも出席していたことが分かる（同）。

その菟道について、前は唱歌集や食養に関する先行研究を挙げたのみだったが、実は現在、複数の方面から着目されてきているようだ。2022年3月の『近代出版研究』では、古本マニアのブロガー「神保町のオタ」が菟道や本荘宗武ら雅学協会による1890年9月の『雅人』創刊に触れ、『雅人』や依田学海の日記から、菟道に関する伝記的事項を明らかにしている²⁰。同年4～11月には教育学の新谷恭明が、主に唱歌作者としての側面について菟道に関するブログ記事を複数書いている²¹。

本稿の趣旨から特に着目すべきは、2023年2月18日の民族文化研究会で行われた竹見靖秋による報告「神習教直轄宮比教会における芸能」である。同報告は、俳諧系に代表される芸能関係者による神道教会の新たな事例として、菟道と宮崎玉緒による雅学協会や神習教直轄宮比教会（1892年3月開設）の活動を『雅人』などの記事や公文書によって詳細に跡づけている²²。前回紹介した大成教禊教での立ち位置には触れられていないものの、『みそゝき』編集補助員への就任が取り沙汰されたのは宮比教会開設の直前で、開設後の時期も複数の記事を寄せているため、重複していたと考えてよい（宮崎も『みそゝき』文苑欄で選者を務めていた）。菟道の寄稿は8月の第33号に社説欄をはじめ多くの記事を書いたのが最後だが、同報告によれば宮比教会のほうも1892年4月の八橋検校二百年祭以外に目立った活動は見受けられず、翌1893年には菟道の健康問題が生じていたと指摘されているため、大成教禊教から神習教に活動の中心を移したというよりは、両方を並行したあと、健康問題によっていずれもフェードアウトしたと考えるほうがよさそうだ。

なお、神習教直轄宮比教会について同報告は“少なくとも昭和に入る頃までには消滅していたようである”とも指摘しているが、実は菟道は1930（昭和5）年にも、「調髪美容」を主眼とする「神道宮比会」を創立していた²³。これが特定の教派に属するものだったかどうか

かは分からない。

2023年2月21日には、本稿共著者の荻原が、本誌トピック7の報告「井上正鐵の三宅島における活動とその影響」を行い、正鐵と梅辻規清の交流を取り上げたうえで、大成教禊教と神習教の關係に論及した。『教祖井上正鐵大人實伝記』と『教祖梅辻規清大人實記』の著者・岸本昌熾が中心となった神習教二葉教会²⁴の名簿(岸本昌良氏所蔵)には、菟道およびその妻・きみが加入者として名を連ねていたのである。前回第3節第1項では、神習教管長・芳村正乗による著述の宣伝依頼やシカゴ万国宗教会議における磯部と芳村の指名に言及したが、大成教禊教と神習教における人脈の重なりも、今後検討すべき課題だろう。

『禊教会雑誌』目次補遺

『禊教会雑誌』は伊勢崎市教育委員会が第7、8、10、11号、明治文庫が第1、2、5号を所蔵している。伊勢崎市教育委員会所蔵分に関しては、横浜開港資料館による紙焼も作成されている。『禊教会雑誌』第1、2、5号と、継続前誌・後誌の『禊教新誌』『みそゝき』に関しては前回は参照されたい。

欠号分(『禊教新誌』第6号以降、『禊教会雑誌』第3、4、6、9号、『みそゝき』第23号)については引きつづき検索していきたい。情報提供もお待ちしている。

【採録対象および表記】前回は準じた。

【正誤】前号掲載分51頁、第41号論説欄の「磯場武者五郎」は「磯部武者五郎」が正しい。

第7号 1890年6月25日発行 32頁

会説 [平山省齋葬儀における弔文] (本莊宗武)
論説 国体組織上より我神道を論ず 第三 国体と神道教 (磯部武者五郎)
随感随筆 [大日本農会の農談会における土方宮内大臣の演説/米価高騰]/教祖逸事の一/同 [天保十四年二月八日に牢内より発信の井上正鐵書簡の引用あり] (高橋吉伴)
故平山省齋翁葬儀録 附悼詞、和歌、発句 [5月22日死去、26日全生庵にて葬祭] / [葬場詞、齋主磯部最信]/発句 (福田長之/東宮千別/麻生正守/小林泉/渡辺笠/渡辺長三郎) / 和歌 (加藤直鐵/塩谷弘宣/長坂某/東宮千別/小林泉/根本龍/杉村敬道) / 悼詞 (東宮鉄真呂/磯部最信/菟道春千代)
寄書 陳志 (金津義次) / 小兒世界を破る (天言子) / 猪に就て感あり (戸塚弥三治)
寓言一話 鏡のはなし (鈴木長平) / 見せもの師の話 (蘇道) / 公の字の話 (同) / 名を光らす話 (間宮勘治郎) / 灯心と油の話 (永野常三)
問答 答 第六号の問に対して [無念に如何して至る] (田島丈吉/谷中春良) / 神前に七五三を飾り始めし云々 (山口格次郎) / 問 [一つ心の定まれる本源] (田島丈吉) / 同 [無念無想の内一句] (鶴沢春月)
文苑 (本莊まつ子/立石五栖/柳田/春俊/蘇道/正明/於ふね/星理/煙雨/野口教正/丹桃蹊/田島霞山/大賀保吉/本田岩太郎)

雑報 大成教会管長示達 (磯部最信) / 大成教所属教会信徒心得/大成教顧問員 [東宮千別、村越鐵善、福田長之] / 大成教庶務課長兼会計課長 [加藤直鐵] / 玉串料金百円/東宮越ヶ谷分院通信/慈善家 [千束村小幡本院門中] / 横尾本院の近況 [遺訓集近日印刷] / 語格要覧 [東宮鉄真呂著述] / 井上正鐵翁在嶋記/雑誌代金未払の諸君へ

皇道青年会録事 蓋相称の語あり (田屋鶴) / 道義的教育は今日の急務なり (伊藤喜太郎 [伊東?]) / [本莊会長の気節論は次号掲載/下谷車坂宮澤本院と千束村小幡本院の会場演説は次号掲載/本所麻生本院演説会] / 青年会々票 / [幹事熱心]

第8号 1890年7月25日発行 32頁

会説 聊か感ずる事を記す
論説 復古原論 (長三洲) / 真理上より我神道を論ず 緒論 (磯部武者五郎)
随感随筆 七月三日官報附録 救恤金寄附 (東京府) / 教祖逸事の一/義心鉄石の如し
寓言一話 老人六歌仙の話/鉄道の話/十段目の話 改進黨新聞に/天に口ありの話 (蘇道生) / 我は支配人なりの話 (同)
問答 答 第六号の問に対して 神前に七五三を飾り始めし時代及其理由 (山口格次郎)
小説 湊町恋の出入 (四方山人梅彦)
寄書 神拜式一定の事を聞て (直言子) / 教法を利用して候補熱に及ぶなかれ (戸塚弥三治) / 家屋 (茅海散土) /

<p>礼儀／禊教諸賢に質す（塩澤庄吉） 文苑（米寿／禾水／松泉／二禾／春良／雨竹／たのみ／花月／花守／籠堂／花鳥／すけ鐵／待月／終六人／清夫／海上嵐平／鶴／初見千景） 雑報 禊教東郷教院通信〔真岡町大字東郷字天王、小宅勇吉氏分院新築地（土地寄附）／禊教南総鶴岡禊教院通信〔夷隅郡瑞澤村元大上川島要助氏宅にて入門修行、青年会開会〕／懺悔 ～ 六根清浄／コレ病の予防／貧民救助義捐金募集〔義捐金募集し東京府へ寄付〕／禊教各院の近況／〔三宅島在島記は八月初旬に出版／論説寓言等は第九号へ〕／雑誌嫌ひの〇〇／雑誌代金未払の諸君／義捐金追加皇道青年会録事 岡惚を止めよ（村上丑六）／国民の義務（佐藤藤吉）／大和魂を鞏固にせよ（和田橋太郎）／〔河田町福田教院・谷中杉山教院・千束村根本教院にて青年会開会／車坂町小木教院青年会開会予定〕／南総台田禊教青年会より又々通信〔毎月五日開会〕／皇道青年会々員現在人員（田屋鶴）</p>	<p>教講究会〔河田町〕／台田鶴岡教院の通信 皇道青年会録事 将来を卜す（古莊正敬）／外人崇拜ハ其国ノ独權ヲ失ハシム（矢島庄五郎）／青年会開会〔本間教院・田島教院〕</p>
<p>第9号 未発見</p>	<p>第11号 1890年10月25日発行 32頁 会説 大成教所属の各教会教師諸君及び信徒諸君に望む〔禊教会雑誌改題して神道みそき主意9か条。教会300余ヶ所、教職5300余名とあり〕（加藤直鐵） 論説 修道真法略解 第二〔故平山省齋〕／神祇官ノ事（須々木生）／神社ハ信仰心ニ依テ維持ス（磯部武者五郎） 随感隨筆 〔池上雪枝による故管長平山山人百日祭の祈願文〕／孝行は人倫の大道なり／日本の囚人〔ロシアで万国監獄会議開催中〕 寄書 狐話を聞いて感あり（茅海散士）／速断の弊を論ず（戸塚弥三治）／禊教団結上の改良を望む（杉村敬道）／祓の活用如何（平野行則） 寓言一話 眼さきの話（梅園主人）／息の字と死の字の話（同）／肉眼に見えぬもの話（同）／浮世問答〔読売新聞〕（同） 小説 港町恋の出入 第三回 文苑（安蘇山人／寺井いね子／寺井柳子／堀川春俊／大賀保吉／鶴岡信僊／橋本元一郎／伊藤喜太郎／本多楽遊／伊藤ます子／中川百靖／金杉泰介／大塚昌吉／花守／一笑／永孝／孝／鬼笑／静山／雨竹／三要／稻賀／南／旭静／一其／白石／霞昇／多の海／景嵐／静晴／禾水／朝寝／湖石／古今／三五／鳥暁／煙雨／鶯叟／花の本） 先哲雅集 自警詩（朱文公）／一の字の句／失題（西郷隆盛）／述懐（兒玉利謙）／夜話道歌五首 雑報 上毛伊勢崎 禊教後藤教院〔通信委員村田岩太郎〕／禊教会宗義起草委員〔福田長之・小木藤太郎・麻生正守・本間鶴、加藤直鐵は辞退〕／谷中、井上神社祭例／札幌禊教社大祭の概況／井上正鐵翁在島記／大成教々務庁〔皇漢学など講義執行〕／同庁成第八十号達〔入社願書式〕／雑誌代金の儀に付／雑誌の改良 皇道青年会録事 神道を誤解する勿れ（村田岩太郎）／神の賞罰（和田橋太郎）／進むべし鞭つべし何そ奮起せざらんや（伊藤喜太郎）／禊教青年講究会〔伊勢崎町にて設立、毎月二回開会〕</p>
<p>第10号 1890年9月25日発行 32頁 会説 神道大学館設立事務所の懸札を読む（魯堂居士） 論説 修道真法略解〔故平山省齋〕／真理上ヨリ我神道ヲ論ズ 第一節（磯部武者五郎） 随感隨筆 東宮殿下の御美德／案山子賛／〔本莊宗武による祈願文〕 寄書 団結説（竹洲生）／横須賀按針の墓に至り有感（M.K.）／取次に止る勿れ（戸塚弥三治）／分離論者の岡目生へ回答〔随在天神雑誌百五十九号掲載「禊教会雑誌の仲裁論を説く」に対して〕（魯堂居士） 寓言一話 柿色の衣服の話（蘇道生）／底ぬけの話（同）／演劇の話（同） 小説 港町恋の出入 第二回 文苑（木村信三／大賀保吉／杉山兼吉／堀川春俊／寺井柳子／伊藤喜太郎／伊藤ます子／金杉泰介／加藤直鐵／寺井稲子／鶴沢忠雄／中川為靖／久野某／中根義朗／橋本元一郎／たの海／禾水／雨竹／鬼笑／いろは／可水／丸伝坊／南／霞昇／花友／間庫／菊我／片市／柳丸／松琴／気婆／春頌／一笑／蓼沼／とし女／松月／煙雨／鶯叟／花の本／蒼岨真逸／友仙子） 雑報 貧民救恤義捐金／素山彦弘道命〔百日祭〕／大成教々務庁大会議／親友会演説〔深谷で本莊宗武が神道大演説〕／応初学詩文之評正（磯部武者五郎が出版予定）／禊</p>	

注

- 1 大成教禊教について詳しくは、萩原稔『井上正鐵門中・禊教の成立と展開一慎食・調息・信心の教え一』（思想の科学社、2018年）第3章を参照されたい。
- 2 整理番号・出版物163。この所蔵については、菅田正昭「三宅島・女流人いねのこと一弘化・嘉永の島起こし一」（『しま』第33巻第4号、1988年）67頁の言及によって知ることを得た。菅田が触れるように田島弥平家文書は横浜開港資料館の調査を経て『横浜関係史料所在目録』に記載されているが、今回、同館による紙焼き複製は耐震工事の都合で閲覧できなかつたため、田島弥平旧宅において原史料を参照した。なお、前回木村の所蔵分を用いた『みそき』第12号は、この田島弥平家文書にも含まれている（出版物164）。
- 3 三宅島へ遠島となっていた正鐵は、弘化2年に高橋亀次郎へ蚕種の送付を依頼し（『井上正鐵翁遺訓集』巻之六「御宮地」別御文）、翌年に村人が蚕の繁殖をはじめ、増産・産業化していく（浅沼元右衛門『三

宅島年代見聞記」三宅村神着・故浅沼健一郎氏所蔵)。高橋は、武蔵国幡羅郡西野村(現在の埼玉県熊谷市西野)の領主旗本前田家の「陣屋詰」の郷士であり、渋沢六左衛門や田部井伊惣治とともに「上州門中」として正鐵の書簡に登場する。この渋沢六左衛門や田部井伊惣治は利根川舟運の要所であった平塚河岸(現在の伊勢崎市平塚)の人物だった(荻原稔『野澤鐵教と『中臣祓略解』、『神道及び神道史』別冊「禊教直門遺文一」、1988年)。高橋の居村は武蔵国だから上州ではないものの、姻戚関係等で上州平塚河岸に関連していたので「上州門中」と呼んだのだろう。前掲菅田正昭「三宅島・女流人いねのこと」66~67頁は、蚕種の移入を弘化4年としたうえで、当時の正鐵書簡に何人かの渋沢姓や「上ツ毛境町群平様」が出てくること、田島弥平家文書に『禊教会雑誌』が含まれていることから、「群平」が弥平の書き間違いである可能性と、島村蚕種との関連を指摘する。高橋が三宅島に送った白繭種(「白龍」)が島村蚕種だったことはほぼ間違いないが、「上ツ毛境町郡平様」宛の書簡(『井上正鐵翁遺訓集』巻之五「神明の光」。「群平」は菅田の誤写であろう)は弘化4年4月の発信で、蚕種の手配とは時期が異なるうえに、島村の隣村である境町村へ宛てている以上、「郡平」は弥平とは別人だと思われる。

- 4 正鐵が三宅島から村越正久に送った書簡に「正鐵事其御地へ蘇みがへり候と申す心にて蘇鉄を御送り申候」とある(麻生正一『神道家井上正鐵翁』神道中教院、1933年、110頁)。
- 5 『養蚕新論』乾(1872年)題画では、現在の場所に蘇鉄が生えておらず、庭先に置かれた小さな鉢植えの一つが蘇鉄にも見える。ただし、『続養蚕新論』巻二(1879年)4丁オでは、主屋の隣へ築かれた新蚕室(現在は解体)の脇にかなり大きな蘇鉄が描かれている(主屋のほうは不明)。
- 6 全生庵は、山岡鉄舟が開基となって1883年に開かれた臨濟宗の寺。谷中墓地に程近い台東区谷中五丁目にある。
- 7 平山省斎の墓所は、谷中墓地の「安井ヶ岡」と称された井上正鐵と父の安藤眞鐵の墓所(乙9号8側)に隣接して造営された。「安井ヶ岡」は1879年6月に完成して祭典が執行されたが、その時点で平山省斎の墓所の設置が想定されていたかどうかは不明である。
- 8 この「祈願文」は代理人が奏上したものだが、池上雪枝自身は文中にも「このごろ病にて床にこもりぬればすべもすべなみ代理を参拝ましめて」とあって病中であり、翌1891年5月2日に死去した(『みそ、き』第18号)。
- 9 東宮鐵麻呂『東宮千別大人年譜』(同発行、1901年)24頁。
- 10 杉村敬道(1844~1904)は、東宮千別の門人。1890年当時、少教正で東宮本院の宇都宮分院長であった。1904年2月14日に61歳で没した。谷中霊園乙9号17側と宇都宮市塙田の禊神道教会境内に墓地がある。
- 11 1892年3月の各教会の番号化では、当初には第一教院から第十六教院までが指定された(『みそ、き』第29号)。
- 12 現在の高橋家は西野に居住していないが、墓地はあり、周囲の一般村民の墓域より一段高い別格になっている。亀次郎と思われる「徳翁壽昌居士」の墓(碑文が多く彫られているが摩耗して判読不能)を高橋吉従が建立し、吉従の妻である「可禰大刀自命」(1889年没)の墓を嗣子吉伴が建立していて、当時は神葬祭であったことがわかる(2013年10月、荻原調査)。この吉伴が『禊教会雑誌』の記事を書いたのである。
- 13 井上正鐵門中の行法については、前掲荻原稔『井上正鐵門中・禊教の成立と展開』第1章第1節に詳しい。また、弘化四年三月発信と推定される正鐵の書簡には「御祓唱へよふ、御門中にて人々心々に少々づ、違ひ申候と存候。相成候はゞひとつよふ仕度事に候」(『井上正鐵翁遺訓集』巻之六「世界の靈」河内武胤宛)とあり、遠島後の早い頃から相違が発生していたことがわかる。
- 14 読売新聞社編『宗教大観』第4巻(同発行、1933年)51頁。
- 15 宮地正人『天皇制の政治史的研究』(校倉書房、1981年)159~163頁、佐々木聖使「明治二十三年神祇官設置運動と山田顕義」(『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第18集、1987年)、山口輝臣『明治国家と宗教』(東京大学出版会、1999年)181~183、198頁、齊藤智朗「帝国憲法成立期にお

- ける祭教分離論」（阪本是丸編『国家神道再考—祭政一致国家の形成と展開—』弘文堂、2006年）。
- 16 両雑誌の論争には、木村悠之介「出版に託された“一つの神道”という夢—会通社の社史が映す近代神道」（『近代出版研究』第2号、2023年）245～246頁でも触れた。
 - 17 他に、加藤直鐵は「小石川区内或町の「神道〇〇教本局」による「神道大学館設立事務所」が「寂寥」であることを挙げて「神道の二字を濫用」するものだと批判しているが（第10号）、当時の教派で大成教以外に小石川区へ本部を置いていたものはないため、この「神道〇〇教本局」の正体は分からない。
 - 18 松岡翠稿「分離非分離に就き中島徳明の妄を弁ず」（『随在天神』第159号、1890年）。小室徳『神道復興史』（神祇官復興同志会、1943年）80頁で挙げられている非分離論もこの2件である。
 - 19 大社教の千家尊福は、1899年の時点でも非分離論の立場を採っていた（佐藤範雄『信仰回顧六十五年』下巻、同刊行会、254頁）。前回言及した1886年発刊の『大社教雑誌』は、金光図書館では1887年の第9号（和装本）までしか所蔵されていないが、出雲大社教務本庁所蔵の『大社教雑誌』『風調新誌』『風調』『幽蹟』を史料として活用した岡本雅享『千家尊福と出雲信仰』（ちくま新書、2019年）298頁によれば、『大社教雑誌』は1892年の第70号まで刊行されつづけていた。前回『禊教新誌』を洋装本神道雑誌の先駆けとしたのに対し、『大社教雑誌』もどこのタイミングで洋装本に切り替わっている可能性があるものの、筆者未見。他に前回触れることができなかつた研究として、蓮門教会について武田道生「蓮門教の崩壊過程の研究—明治宗教史における蓮門教の位置」（『日本仏教』第59号、1983年）、同「日本近代における新宗教教団の展開過程—蓮門教の崩壊要因の分析を通して」（『大正大学大学院研究論集』第8号、1984年）、同「明治期の新宗教と法—蓮門教教団史から」（『宗教法』第10号、1991年）が、『靈驗酬恩実報』『普照』『教海』『自観』といった諸雑誌に言及していた。さらに、2022年8月には黒住教学院が、同教機関誌『国の教』（1895～1908年）について、谷川穰らの作成による非常に詳細な記事目録を公開している（<https://kurozumikyoo.com/gakuin/kuninooshie.html>）。
 - 20 神保町のオタ「日記のすき間から掘り出す近代日本出版史」（『近代出版研究』創刊号、2022年）。先行研究として、宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』（みすず書房、1985年）や福井純子「京都滑稽家列伝」（西川長夫・渡辺公三編『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房、1999年）にも触れている。
 - 21 「菟道春千代とは何者か（その1）」（<http://shinyaoffice.seesaa.net/article/488114382.html>）など。
 - 22 「【東京】定例研究会報告 神習教直轄宮比教会における芸能」（<https://minzokubunka.hatenablog.com/entry/2023/02/18/033903>）に要旨が掲載されている（報告者名は記されていないが、竹見氏である旨、研究会よりご教示いただいた）。同会会報『大八洲』における論文化を期待したい。なお、この報告では『雅人』のうち第16巻までが参照されているが、宮比教会については、神保町のオタが所蔵する第18巻にも記事が出ているという（<https://jyunku.hatenablog.com/entry/2023/03/28/185803>）。
 - 23 神道宮比会『宮比会乃手引』第1集（同発行、1930年、木村所蔵）。創立賛成者としては一戸兵衛・頭山満・田中光顕・大沼盾雄・阪谷芳郎が名を連ねていた。なお、事務所が置かれた四谷区花園町78では、同時期に「皇漢医」の久米岳が「周天宇」道場を主宰している。食養と製薬を通じて協力関係にあったのかもしれない。
 - 24 荻原稔「井上正鐵直門野澤鐵教の生涯—岸本昌熾『先師野澤鐵教先生真傳記』の翻刻と紹介—」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第53号、2016年）も参照されたい。

日本統治下台湾における宗教調査と公学校 —大正4年宗教調査における台南庁を事例に—

原田 雄斗

はじめに

本稿は、日本統治下台湾で実施された宗教調査を分析することで、日本統治下台湾における宗教調査がどのような方法でなされたのか、また、宗教調査を通して、台湾の在来宗教¹に対してどのような態度をとったか、どのように眼差したのかについて明らかにするものである。具体的には、1915（大正4）年に実施された宗教調査（以下、大正4年宗教調査）を事例に、特にその調査の端緒というべき台南庁での寺廟²調査を分析することで、上記の問いに答えたい。

蔡錦堂は、『寺廟調査書 台南庁』などの各行政庁が台湾総督府に提出した『寺廟調査書』や、1919（大正8）年に編集された『台湾宗教調査報告書 第一巻』から大正4年宗教調査に至る経緯とその内容を明らかにしている。蔡は、①大正4年宗教調査が実施されたのは、直前に起こった抗日運動である西来庵事件がきっかけになっていること、②大正4年宗教調査は西来庵が所在する台南庁から始まったこと、③台南庁内に所在する台湾児童向けの教育機関である公学校に対して寺廟調査を実施するよう指示したことなどを指摘している³。

その上で蔡は、各行政庁でまとめられた『寺廟調査書』のうち、台南庁の公学校一校と新竹庁の公学校一校を取り上げ、そこから「一種の「妥協的な同化」観念」を見出し、この観念は「当時（大正年間）の日本の治台理念をよく反映している」と位置づけた⁴。

蔡による研究によって、大正4年宗教調査の概要が明らかとなり、この調査の主体の一つが教育機関であった公学校であったことが明らかとなったが、この調査結果の全体的な特徴を再構成する必要がある。蔡は各行政庁で実施された寺廟調査の内容から、上記のように寺廟調査を当時の台湾統治理念と親和的であったと述べる一方で、「調査執行者が公学校教師である限り、調査の内容は教育者の立場から宗教信仰を見ってしまう傾向を免れない。その調査結果は、総督府側が調査の目的の重点を迷信改善・陰謀団体の発覚など、社会治安に置いていたこととズレがあることは十分に考えられる」と位置づけてもいる⁵。

このような、各行政庁が実施した寺廟調査に対する2つの位置づけを理解するためにも、寺廟調査で何が調査され、何が報告されたのか、特にその端緒であった台南庁での寺廟調査の結果の全体像がいかなるものであったかを改めて問う必要がある。また、この2つの位置づけに関連して、「教育者の立場から宗教信仰を見ってしまう傾向」とはどのようなことか、その傾向と総督府の注目していた「社会治安」との「ズレ」とはいかなるものかを問う必要がある。

よって本稿では、台南庁で実施された寺廟調査を改めて分析し、調査結果の全体的な特徴とそこで提起された台湾の在来宗教への「眼差し」や、公学校が寺廟調査という宗教調査をすることの意味を明らかにしていきたい。

※資料の引用については、旧漢字は新漢字に改め、カタカナ表記をひらがな表記に改めた。
寺廟名については、極力記載されている表記に従った。

1. 大正4年宗教調査までの経過

本章では、大正4年宗教調査が実施されるまでの経過を確認する⁶。

1895（明治28）年に台湾が日本の領土になって以降、台湾の在来宗教に対して「一種の放任、温存の宗教政策」が展開された。その背景には、領台から続く抗日運動などに起因する治安の不安定さ、そこに赤字経営が加わり、台湾売却まで議論されるようになったことが挙げられる。

1898（明治31）年2月から児玉源太郎総督・後藤新平民政長官による統治が開始された。特に後藤は、台湾統治に関する経費削減が可能であるという見立てから、旧慣温存の方針を採用した。1901（明治34）年、後藤は臨時台湾旧慣調査会を設立、自ら会長を務め、台湾の習慣などの調査・研究を行なった。

領台以来、台湾は「内地同様」に運営すべきか、「植民地」として運営すべきかという議論がなされてきたが、1905（明治38）年の第21帝国議会での桂太郎首相の発言によって、台湾の地位は植民地とされた。台湾を植民地として運営するには、台湾の人々の「あらゆる面における「協力」」が必要であるため、台湾総督府は、産業労働力の供給に対応できる教育を提供すると同時に、人心の安定を維持するための旧慣温存の方針を採用した⁷。旧慣温存の方針については、後藤新平民政局長時代の「成功体験」があったこともあり、後藤以後もその方針を維持することになる。

そうした台湾の在来宗教に対する旧慣温存方針にゆらぎが生じたのが、1915（大正4）年の「西来庵事件⁸」の発生である。以下、西来庵事件の経過⁹を確認したい。

事件の中心人物であった余清芳（1879～1915）は、宗教的な世界観を用い、台湾にはすでに「神主」が出現しており、「大明慈悲国」を掲げて自ら大元帥となり、日本を打倒しようとした。余は、医師であり、方位などの良し悪しを占う「地理師」であった羅俊（1855～1915）と協力関係を結んだ。余は台湾南部における同志をまとめることを担当し、羅は中部と北部を担当した。以前余は台南の礁吧啐（タバニー）山中に抗日ゲリラとして潜伏していたが、その名望家であった江定（1866～1916）と知り合い、江を副将にした。

余は大規模な抗日行動を1915（大正4）年10月頃に起こす計画だったが、同年5月下旬に発覚し一斉検挙された。6月下旬に羅が逮捕されたが、余は逮捕を逃れて台南や嘉義などの山中へ逃走、7月に甲仙埔支庁を、8月に礁吧啐支庁を襲撃した。余の動きを受けて、総督府は軍隊を派遣、8月22日に余は逮捕された。残りの部隊とともに逃走していた江定であったが、1916（大正5）年4月16日に礁吧啐支庁に降参した。

余などが逮捕された後、台南ですぐに臨時法院が開設された。数十回の公判が行われ、匪徒刑罰令によって、余など866名に死刑判決が下された。余や羅・江など95名が処刑されたが、1915（大正4）年11月10日に挙行された大正天皇即位礼に伴う恩赦によって無期懲役に減刑された。

以上が、「日本領台当初の武装抗日が鎮圧された明治三十五年（一九〇二）以降の漢氏族系台湾人の最後で最大の反日蜂起¹⁰」といわれている西来庵事件の概略であるが、ここで余清芳や西来庵事件と宗教的世界観に接近したい。

余の「論告文」（檄文）を見てみると、道教や仏教に影響を受けた民間信仰の字句が散見

される。また余は肉食を排して「神符の授与」を受けた者は敵の銃弾に当たらないという主張を展開し、避弾呪術を同志に教授している¹¹。このように、西来庵事件は宗教的な世界観と関係しながら発生したことがわかる。西来庵事件のきっかけを宗教的な世界観のみに帰することはできないが、こうした出来事に対して、治安の維持を担う警察関係者は、台湾の在来宗教を抑えるべきであるという立場を示したという¹²。このような意識から、大正4年宗教調査が実施されたのである。

以上、大正4年宗教調査が実施される前までの台湾宗教に対する総督府の方針や、その方針がゆらぐきっかけとなった西来庵事件についてみてきた。では、大正4年宗教調査はどのように実施されたのか。次章では、大正4年宗教調査が行われた経緯と、その際に行なわれた各公学校による寺廟調査の方法について接近していく。

2. 大正4年宗教調査実施の経緯と方法

(1) 大正4年宗教調査実施の経緯

本章では、西来庵事件以後に行なわれた大正4年宗教調査実施の経緯と、その初期に実施された台南庁での寺廟調査の方法について接近する。

台南庁は西来庵齋堂が所在することもあり、1915（大正4）年8月3日、「台南秘第九四三号」をもって、管轄下にある各公学校に「区域内に於ける社寺廟宇に関する調査」を依頼した¹³。その後、全島各地方庁も宗教、特に台湾の在来宗教に対する調査を実施した。西来庵事件をうけて、総督府は「本島人の本島固有の宗教に対する宗教的信念」は「深厚」であるとする一方で、「其の迷信を利用して之に乗する」ことがあり、「統治上看過すへからさるもあるか故に之か実勢を調査し適當の措置を講ずるの必要」があるとする。こうした総督府の見方から、宗教調査が実施されるようになる¹⁴。

『台湾宗教調査報告書 第1巻』によると、大正4年宗教調査は1915（大正4）年10月¹⁵より開始されたが、「当時事余りに急遽にして予定の成績を取むること」が難しかったため、翌年4月より一年間の予定で、「各庁の公学校教員及警察官吏に依嘱して調査」を実施した。しかし、「事項の取捨記述の精粗等に就て統一せざる所」があり、「所期の目的に遠きもの」があったため、1917（大正6）年9月に「宗教調査に関する記載例」を印刷して之を各庁に配布し各庁に於ける宗教事務掛員に調査を依嘱した。1918（大正7）年に調査が一段落し、「台帳」や「調査書」が提出された。その後、社寺課課長だった丸井圭治郎¹⁶を中心に調査報告が編集され、1919（大正8）年3月に『台湾宗教調査報告書 第1巻』が刊行された¹⁷。

以上みてきたように、大正4年宗教調査は西来庵事件が勃発した時期に、西来庵齋堂が所在する台南庁で開始された。事件の対応的な側面が強い宗教調査であったことから、台湾人の初等教育を担っており、各地域とのつながりが強いとみなされた公学校による調査がまず行われた。先述したように、大正4年宗教調査の開始から「宗教調査に関する記載例」に基づく調査が開始されるまでの調査は、各地域の調査の精度にばらつきがあるという点において、消極的な評価がなされている。しかし、公学校という教育現場で大正4年宗教調査が開始されているわけであり、ここでの調査報告自体が否定されているわけではない。むしろ、公学校による寺廟調査の結果の全体的な特徴を位置づけることで、大正4年宗教調査における台湾の在来宗教に対する態度や眼差しをよりはっきりと位置づけることができるのではないだろうか。

さて、大正4年宗教調査の端緒は台南庁であったが、どのような項目で実際に調査されたのか。次節では、台南庁における寺廟調査について確認する。

(2) 台南庁における寺廟調査の概要と方法

前節でみたように、大正4年宗教調査は台南庁に所在する各地の公学校による寺廟調査から開始された。まずは、『寺廟調査書 台南庁』にみられる調査項目を確認する。

表1は、『寺廟調査書 台南庁』にみられる調査項目である。寺廟名から始まり、所在地や本尊、縁起や沿革、祭祀の方法など各寺廟の基礎情報が記されている。また、「人民帰向の状況」や「廟宇を中心とする団体」、特に帰依している住民の人数や範囲・資産・知識の程度など、寺廟をめぐる信仰の実態にも調査が及んでいることがわかる。

注目すべきは、「教育に及す影響」と「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」という教育面から3つの調査項目が挙げられていることである。公学校という教育現場に調査を依頼したことによって、台湾の在来宗教による教育への影響や、教育の面から考えられる台湾の在来宗教に対する措置や企画といった点が宗教調査の項目として挙げられているのである。

台南庁での寺廟調査が大正4年宗教調査の端緒となったこと、台南庁での寺廟調査が、台北庁や桃園庁・新竹庁・南投庁・嘉義庁などでその後実施された調査の項目の鋳型になったことをふまえると、大正4年宗教調査において公学校という教育現場が大きな役割を担っていたと位置づけることができる。この点をふまえると、表1中の下の3項目が大正4年宗教調査において特徴的な項目だといえる。

『寺廟調査書 台南庁』を見てみると、「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」が一項目となっていたり、「教育に及す影響」「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」の部分が、「学校としての利用」など表記に幅があったりしている。ただし、公学校としてどのように対応すべきかという点において、同種の内容が記されているといえる¹⁸。よって以下では、「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目として分析を進めることとしたい。

3. 台南庁における寺廟調査結果の特徴

(1) 寺廟調査結果の分類と全体的な特徴

本章では、大正4年宗教調査の最初期に実施された台南庁での寺廟調査の報告書を分析することで、大正4年宗教調査では、台湾の在来宗教に対してどのような態度をとったのか、どのように眼差し、どのような特徴を台湾の在来宗教から導き出したかについて説述する。まず本節では、台南庁で実施された寺廟調査結果の分類と全体的な特徴に接近する。

表1 台南庁での寺廟調査の調査項目

廟名
所在地
本尊
縁起沿革
人民帰向の状況
廟宇を中心とする団体
特に帰依せる住民
人数及範囲
資産
智識の程度
其他
祭祀の方法
本尊に附会せる言説
信仰の概要
教育上に及す影響
教育上学校して之に対する措置
教育上之が利用に関する企画

『寺廟調査書 台南庁』に報告され、掲載された寺廟数¹⁹は385件となる。全385件について、前章で確認した「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目が『寺廟調査書 台南庁』に記載されているか否かを確認した。「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載があるものを「パターンⅠ」、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載がないものを「パターンⅡ」、「教育上に及ぼす影響」についての記載がなく、「学校としての措置・企画」についての記載があるものを「パターンⅢ」、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方についての記載がないものを「パターンⅣ」、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方が項目立てされていないものを「項目立てなし」と分類した。全385件の寺廟名とそれぞれのパターンを一覧にしたものが表2である。その結果、「パターンⅠ」は113件、「パターンⅡ」は29件、「パターンⅢ」は18件、「パターンⅣ」は164件、「項目立てなし」は61件となった。

その上で、パターンⅠ～パターンⅣの4パターン及び項目立てなしそれぞれの割合を算出し、まとめたのが、図1である。

図1からまず指摘できるのは、「パターンⅣ」と「項目立てなし」を合わせると225件に上り、その割合は全体の約6割を占めることである。この2つのパターンは、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方について「ナシ」と回答したか、項目立てがなかったことを意味する。公学校という教育現場からみた場合、台湾の在来宗教との関連において問題を認識していないと推察される。

次に指摘できるのは、「パターンⅠ」が114件に上り、その割合は全体の3割を占めることである。「パターンⅠ」には、蔡が引用している大目降公学校が含まれるが、大目降公学校に所在する寺廟については表形式で記載されており、各寺廟それぞれに「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」の項目が記載されている。よって、大目降公学校全体について記載されている「附記」が「ある程度他校の意見をも包括、反映している²⁰」という蔡の位置づけについては、留保が必要である。

次節以降、それぞれのパターンの報告内容を見ていき、それぞれの特徴に接近する。

図1 記載パターン別割合

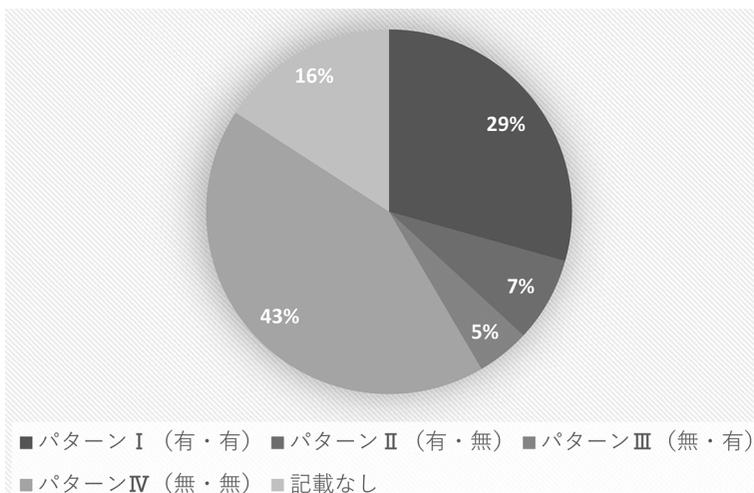


表2 『寺廟調査書 台南庁』記載の寺廟一覧

	寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		寺廟名	パターン	
台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校	双興境廟	Ⅳ	台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校	金華府	Ⅳ	苓雅藪公学校	安蘭宮	Ⅰ ※3	
	三官堂	Ⅳ		海安宮	Ⅳ		鼓山亭		
	五帝廟	Ⅳ		正心社	Ⅳ		意誠堂		
	福安宮	Ⅳ		普聖殿	Ⅳ		廣濟宮		
	聖公廟	Ⅳ		保興宮	Ⅳ		代天府		
	天公廟	Ⅱ		集福堂	Ⅳ		德豐殿		
	温陵廟	Ⅳ		天后宮	Ⅲ		鼓壽亭		
	馬公廟	Ⅱ		六姓府	Ⅳ		保安宮		
	臨水夫人廟	Ⅱ		保安宮	Ⅰ		三鳳亭		
	祝三多廟	Ⅳ		厲王宮	Ⅳ		万興宅		
	龍泉井	Ⅳ		藥王廟	Ⅳ		王希宮		
	辜婦媽廟	Ⅳ		代王府	Ⅳ		北極殿		Ⅰ
	報恩堂	Ⅳ		聚福宮	Ⅳ		文昌祠廟		Ⅰ
	擇賢堂	Ⅳ		金安宮	Ⅳ		広帥廟		Ⅳ
	沙陶宮	Ⅳ		土地公廟	Ⅳ	保安宮	Ⅳ		
	福德祠	Ⅳ		陰陽公廟	Ⅲ	護濟宮	Ⅳ		
	三界壇廟	Ⅳ		興濟宮	Ⅲ	龍泉巖	Ⅳ		
	朝恩宮	Ⅳ		開基玉皇宮	Ⅳ	文衡殿	Ⅰ		
	綸趕宮	Ⅲ		開基天后祖廟	Ⅳ	仁厚宮	Ⅳ		
	池千歲爺会	Ⅳ		縣城隍廟	Ⅳ	三元宮	Ⅳ		
	福德祠	Ⅳ		元和宮	Ⅳ	大道公廟	項目立てなし		
	福德祠	Ⅳ		三山國王廟	Ⅳ	三王廟	項目立てなし		
	福德祠	Ⅳ		辜婦媽廟	Ⅳ	公厝廟	項目立てなし		
	福德祠	Ⅳ		重建福隆宮	Ⅳ	子良廟 ※5	Ⅰ		
	岳帝廟	Ⅲ		三老爺宮	Ⅳ	永安宮	Ⅳ		
	龍山寺	Ⅳ		德善堂	Ⅳ	金山岩廟	項目立てなし		
	弥陀寺	Ⅳ		西華堂(食堂)	Ⅳ	福德爺廟	項目立てなし		
	大人廟	Ⅲ		慎徳堂	Ⅳ	意徳宮	Ⅳ		
	徳化堂	Ⅳ		福德祠	Ⅳ	普護宮	Ⅳ		
	大上帝	Ⅳ		福德祠(土地公廟)	Ⅳ	慈濟宮	項目立てなし		
	清水寺廟	Ⅲ		府城隍廟	Ⅳ	青龍宮	項目立てなし		
	文昌祠	Ⅳ		福德祠(土地公廟)	Ⅳ	北極殿	Ⅳ		
永華宮	Ⅳ	七娘廟	Ⅳ	觀音亭廟	Ⅳ				
福安宮	Ⅲ	廣慈庵	Ⅳ	媽祖宮廟	Ⅳ				
保西宮	Ⅲ	南星殿	Ⅳ	太子爺廟	Ⅳ				
良皇宮	Ⅲ	靈祐宮	Ⅳ	土地公	Ⅳ				
昆沙宮	Ⅲ	萬福庵	Ⅳ	靈濟殿	Ⅱ				
水仙宮	Ⅰ	開基武廟	Ⅳ	觀音亭	Ⅳ				
崇福堂	Ⅳ	大媽祖宮	Ⅳ	廣濟宮	Ⅰ				
檬林宮	Ⅳ	廣安宮	Ⅳ	妙壽宮	Ⅰ				
西福堂	Ⅳ	檬林宮(共善堂)	Ⅳ	西龍殿	Ⅳ				
普濟殿	Ⅲ ※2	南星殿	Ⅳ	城隍廟	Ⅳ				
景福祠	Ⅳ	関帝廟	Ⅰ	三靈殿	Ⅳ				
				文朱殿	Ⅳ				
				弘濟殿	Ⅲ				

【凡例】

- ※1: □は判読不能を表す。
- ※2: 「天后宮と同じ」と記載されている。
- ※3: 「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。
 なお、この二項目には複数の表記が見られるため、上記の表現に統一した。以下、同。
- ※4: 後掲の後営分校と下営分校は、蕨荳公学校の分校である。
- ※5: 子良廟には、他8カ所の廟について記載されている。
- ※6: 後掲の塩埕分校と永寧分校は、安平公学校の分校である。

	寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		寺廟名	パターン				
塩埕分校	龍山寺	I	小竹公学校	廣應廟	II ※10	埔姜頭公学校	禹帝宮	I ※16				
	北極殿	I		興濟宮					天后宮			
	天後宮	III		福德祠					王公廟			
	福德祠	I		鳳芸宮					明直宮			
	建安宮	III		□濟殿					福德祠			
保靈宮	III	清水寺		元帥廟								
永寧	灣裡庄灣裡	IV	蕭壠公学校	金唐殿	I		阿公店公学校		忠義宮	IV		
	喜樹	IV		慶安宮	項目立てなし				壽天宮		IV	
北門嶼公学校	南鯤鯓廟	I		應之宮	項目立てなし				福德祠		IV	
	田埕庄廟	I		天后宮	II				龍鳳宮		IV	
	北門嶼庄廟	IV		唐安宮	項目立てなし				代天府		IV	
	井仔脚庄廟	II		保興宮	項目立てなし				代天府		IV	
鳳山公学校	蚵寮庄廟	I		六甲公学校 ※12	文衡殿				項目立てなし		迂公祠	IV
	玉皇宮	I			福安宮				項目立てなし		壽天宮	IV
	天后宮	I			金興宮				項目立てなし		迂公祠	IV
	□□宮	項目立てなし			朝天宮				項目立てなし		武安宮	IV
	觀音寺	I	閩帝廟		閩帝廟				項目立てなし		文思宮	IV
	開漳聖王廟	IV			媽祖廟	III ※11		文思宮	IV			
	城隍廟	IV			六甲公学校 ※12	赤山廟		I ※13	閩帝廟		IV	
	曹同祠	I				媽祖廟					崑崙宮	IV
	同安廟	項目立てなし				大道公廟					上帝公廟	IV
	鎮安宮	項目立てなし	水漆廟						崑崙宮		IV	
	福德祠	項目立てなし	王廟			善化堂			IV			
	上帝祠	項目立てなし	媽祖廟		碧瑞堂	IV						
	福福祠	項目立てなし	元帥廟		國王廟	IV						
	佛祖廟	IV	内庄分校 ※14	内庄媽祖廟	I	三仙國王廟	IV					
	閩帝廟(赤山廟)	IV		石仔瀨泰安宮	I ※15	舍人公廟	IV					
	閩帝廟	IV		後窟大王公爺宮			弥壽宮	II				
	真武廟	IV		三崁元帥廟			大使公廟	IV				
	王爺廟	IV		蒙正庄王爺廟			上帝廟	IV				
	大直廟	項目立てなし	學甲公学校	南應公	項目立てなし	媽祖廟	II					
	武德廟	項目立てなし		慈濟宮	II	王公廟	IV					
	祖師廟	項目立てなし		廟名不明	II	觀音廟	IV					
	王爺廟	IV		集和公	II	靈照宮	IV					
	上帝廟	IV		寺廟名記載なし	II	福德爺廟	IV					
	打狗公学校	天后宮	I	清濟宮	II	東勢廟	IV					
臨水宮		III	王爺廟	IV	玄天上帝廟	IV						
打狗巖元亭寺		I	煥昌廟	II	玄天上帝廟	IV						
灣裡公学校	媽祖	項目立てなし	埔姜頭公学校	保生宮	I ※16	大目降公学校 ※17	開口廟	項目立てなし				
	閩帝	※8		慶安宮				天后宮	IV			
	觀音	※8		三老爺宮				廣濟宮	IV			
大樹脚	保安宮	I		二王廟				福緣宮	IV			
	鳳山寺	I ※9		保寧宮				聖女廟	IV			
	超峯寺				開靈宮		IV					
							崗仔林教會堂 ※18	II				

【凡例】

- ※1: □は判読不能を表す。
- ※7: スペースの都合上、永寧分校を「永寧」、大樹脚公学校は「大樹脚」、閩帝廟公学校は「閩帝廟」とそれぞれ表記した。
- ※8: 報告書には、「記すべきものなし」と記載されている。
- ※9: 前掲、保安宮と「大同なり」と記載されている。
- ※10,11: 「教育上に及ぼす影響」が最後にまとめて記載されている。
- ※12: 六甲公学校には宮佃分校があるが、宮佃分校に関する記述は見られない。
- ※13: 「廟宇に関し教育的所見」という形で、まとめて記載されている。
- ※14: 内庄分校は、六甲公学校の分校である。
- ※15: 「前者=内庄媽祖廟と同じ」と記載されている。
- ※16: 「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。
- ※17: 「附記」という形で、「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」が最初にまとめて記載されている。
- ※18: 同名・同住所の教会堂が2つ記載されている。

	寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		寺廟名	パターン
大目降公学校	保安宮	Ⅳ	舊城公学校	觀音廟	Ⅳ	車路墩公学校	開農宮	Ⅰ ※21
	福安宮	Ⅳ		大道公廟	Ⅳ		福德正宮	
	天主教會説教所	Ⅳ		関帝廟	項目立てなし		清靈殿	
	新昌宮	Ⅳ		元帥廟	Ⅳ		開農宮	
	祖師公廟	Ⅱ		王爺廟	Ⅳ		保安宮	
	太子廟	Ⅱ		大道公廟	Ⅳ		福德宮	
	保生大帝廟	Ⅳ		孔子廟	Ⅳ		法華寺	
	元帥廟	Ⅳ		佛祖廟	項目立てなし		竹溪寺	
	真人廟	Ⅳ		龍角寺			キリスト教布教所	
	王爺廟	Ⅳ		楠和宮			大社公学校	
	媽祖廟	Ⅳ	三仙国王廟	金□宮				
	耶蘇教會堂	Ⅱ	鳳宮	萬福宮				
	祖師公廟	Ⅳ	帝仙宮	王順廟				
	太子廟	Ⅳ	註生宮	祠堂				
	保安宮	Ⅳ	天上聖母廟	慈濟宮				
	王爺廟	Ⅳ	春天堂	中奥宮				
	五谷王廟	Ⅳ	仙公廟	三奥宮				
	三官廟	Ⅳ	保元宮廟	海山宮				
	牧馬耶蘇教會堂	Ⅱ	三奶廟	福安宮				
	永安宮	Ⅳ	祖師公廟	華山殿				
	福德廟	Ⅳ	上帝公廟	太子宫				
	太子廟	Ⅳ	威靈寺	北極殿				
	池安宮	Ⅳ	神農廟	順安宮				
福德廟	Ⅳ	元帥爺廟	普濟宮					
福德廟	Ⅳ	三仙国王廟	長寿宮					
清水宮	Ⅳ	福德正神廟	碧湖宮					
英國基督長老教會派礼拝堂	Ⅱ	福廟	觀音亭					
福德爺廟	Ⅳ	浄土宗教會場	聲靈宮					
礁吧咩・内彰化公学校	上帝廟	項目立てなし	楠梓坑公学校	保生大帝廟	項目立てなし	媽祖廟	Ⅰ ※22	
	上帝廟	Ⅰ ※19		福位正神廟		東安宮		
	上帝廟			代天府		王爺公廟		
	耶蘇教布教所			代天府		道隆堂		
	公厝			保壽宮		福善宮		
	磐古大王			天后宮		萬福宮		
	福德爺			太子爺廟		武當山		
	福德爺			耶蘇教会		光徳廟		
保全大王	保安宮廟			超峯寺				
舊城公学校	上帝廟	Ⅱ		車路墩公学校		王老爺廟		Ⅰ ※21
	媽祖廟	項目立てなし	清王宮廟					
	城隍廟	Ⅱ	慈濟宮廟					
	上帝廟	Ⅱ ※20	□和宮					
	福德祠	Ⅳ	朝元門宮					
			上帝爺上廟					

【凡例】

※1：□は判読不能を表す。

※19：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。

※20：前掲の「上帝廟に同じ」と記載されている。

※21：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。

※22：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」が最初にまとめて記載されている。

(2) 「パターンⅠ」にみられる特徴

本節では、「パターンⅠ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載があるものの報告内容を分析する。

「パターンⅠ」は全113件（全体の29%）である。2項目ともに記載があるが、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と、寺廟の調査結果の前や後に一括して記載されている場合がある。

「パターンⅠ」の特徴としてまず指摘できるのは、祭典の日前後における児童の欠席や早退を教育上の影響として挙げている点である。例えば、大祭日当日は親兄弟などが児童を伴って参拝することが慣例となっているため、「早退を乞ふもの欠席するもの続出」し、「教授し難き程」であったり²¹、「祭祀の前後欠席児童多²²」いであったりと報告されている。ここからは、公学校という教育現場特有の報告だといえる。

ここで留意すべきなのは、祭典前後の児童の欠席や早退などの増加が問題視されたからといって、祭典への不参加を求めているわけではないということである。前者の場合、「迷信の打破は刻下の急務」であるものの、北門嶼公学校としては「漸進主義をとり教育に全力を注ぎ正確なる判断高尚なる敬神の念」の「養成に務め」ているという。また祭典当日は「野外遠足」として寺廟に参拝するという措置も報告されている²³。

後者の場合、欠席する児童も多く、「貧食、夜深しをなすを以て衛生上有害」であるが、彼らにとっては「一年一回の慰安日」であるから、「有害」な部分を除く方法を講じて、「初当の信仰と慰安を存続」することも可能であるという見解を示している²⁴。

以上のような台湾の在来宗教に対する態度は、教育上有用なものであれば活用していくという措置をとっていくことにつながっていく。例えば、藤荳公学校の文衡廟では、関羽は三国時代の劉備の家来であり、「忠、義、礼、信、智のすぐれたる人」であるため、「学校教育上として此五徳にて教訓の資料となる²⁵」としている。このような報告からは、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が看取される。

もちろん、抑圧的でない措置・企画は、統治上・教育上の「不都合」がないという条件つきである。先に引用した部分には、「高尚なる敬神の念」の養成の必要について言及されており、「あるべき」敬神の念が指定されている。また、関羽から「五徳」を「教訓」にできると見なしているからこそ、このような措置・企画が報告されている。

統治上・教育上の「不都合」がないように、寺廟での活動に介入しようとする報告も見受けられる。例えば鳳山公学校、玉皇宮では、夜間に行なわれている「修身的講話」が「一般風紀上並に教育上」の影響があるため、「講話の内容に立入り」、「注意と指導を払ふ」必要があるとしている²⁶。『寺廟調査書 台南庁』から読み取れる台湾の在来宗教に対する眼差しは、統治上・教育上の「不都合」がないという限定のあるものであった。

以上みてきた報告は、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合である。そこでは祭典前後の児童の欠席や早退を問題視しつつも、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が報告されていた²⁷。一方で、一括して記載されている場合は報告の分量が多くなることもあり、「学校としての措置・企画」の部分が多様化する傾向²⁸が見られる。

例えば、六甲公学校の報告では、台湾の人々の「精神界を左右する源根のものは大部分彼等信仰する廟宇」であり、そこでは「迷信に等しき行為」を行なっているため、寺廟の存在は「社会風紀上有害無益」であるとされている。「学校としての措置・企画」については、「祭

典²⁹」の「或る部分を減じて」運動会や「庄民講話会」、「地方農産物展」を開催することを提案する。また、赤山廟の「住職を内地仏教学校の留学」させることを提案した上で、「要するに現在廟宇を内地式に改め」て「莊嚴」にすると「風紀上好影響」であると主張している³⁰。

蔡が引用していた大目降公学校では、「迷信を伴ふ」現状や祭典当日の「芝居³¹」の演目を挙げ、注意を向けている。その上で、寺廟を修繕する際は「外観を可及的内地式社寺に倣はせ」、「新に建築する廟宇に対しては全然内地式ならざれば許可」しないようにとし、外観を内地式にすることを提案している。

このように、一括して記載されている場合は、公学校という枠を超えた措置・企画まで提案されるようになる。また、教育現場の枠を超えた措置・企画になると、「内地式」という「同化」を志向する提案がなされることが看取される。もちろん、一括して記載している公学校の報告全てにみられることではないが、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と対比すると、各寺廟ではなく自らの公学校区全体というくくりになると教育現場の枠を超えていき、「内地式にすべき」という「同化」を志向する主張と結合する論理を獲得するというところでは指摘したい。

(3) 「パターンⅡ」「パターンⅢ」にみられる特徴

本節では、「パターンⅡ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載がないものと、「パターンⅢ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載がなく、「学校としての措置・企画」についての記載があるものの報告内容を分析する。

「パターンⅡ」は全29件（全体の7%）、「パターンⅢ」は全18件（全体の5%）と件数・割合ともに大きいとはいえない。しかし、台湾の在来宗教に対してどのような態度をとったか、どのように眼差したのかという本稿の関心からすると、上記2パターンから、ある特徴が見出すことができるのではないだろうかと考える。まずは、「パターンⅡ」の報告内容を見ていこう。

「パターンⅡ」の特徴としてまず指摘できるのは、「パターンⅠ」と同様、祭典の日前後における児童の欠席や早退を教育上の影響として挙げている点である。例えば、祭祀対象の「誕生日の前日に児童の欠席遅刻早引き等なきよう注意」したい³²、「祭日等にて出席不良³³」、「児童祭典の日欠席多し³⁴」、「大祭施行の際欠席児童激増し授業に差支え生ずる³⁵」、「祭日及参拝者多き為め授業を害すること多く殊に祭日当日は授業も成し能はざることもある³⁶」といった報告である。

また、「迷信」をもたらす点を影響として挙げていることも指摘できる。「迷信をもたらしむる嫌あり³⁷」「児童に病気を治すと言説を一層強よく思は」しめている³⁸、「迷信の結果病気に悪影響あり³⁹」といった報告である。

このように、「パターンⅡ」の場合、祭典日前後における児童の欠席・早退状況と「迷信」をもたらすことの2点が「教育上に及ぼす影響」として挙げられる。特に前者の児童の欠席状況の報告は、「パターンⅠ」と同様、教育現場だからこそ組上に載せられたと言えよう。ただし、その後の調査項目である「学校としての措置・企画」について「ナシ」としていることからわかるように、こうした影響があると認識しつつも、教育現場として対応策を講じている様子は見受けられない。実際、祭典日前後における児童の欠席状況について言及して

いても、「影響がない（少ない）」とする報告も看取される。

「パターンⅡ」の報告は、教育現場ならではの報告がされた一方で、教育現場として対応策を講じる様子は見受けられない。このような特徴を有する「パターンⅡ」の報告からは、台湾の在来宗教「からの」影響を認識しつつも、その影響が限定的であるとする公学校側の態度が推察される。

次に「パターンⅢ」の報告内容を見ていこう。

「パターンⅡ」同様、「パターンⅢ」も「迷信」の打破が話題となっている。例えば、「迷信を打破するに力」を注ぐべき⁴⁰、迷信が甚だしいので「訓諭を為すべ」きである⁴¹、「迷信邪説なることを訓戒」すべきである⁴²、祭神が治病の神であるため、神に祈って神籤を引いて方向性を決定することに対して「多少の注意を要す」る⁴³、「迷信打破を主」とする⁴⁴、「神を信するは各人の必ず生ずべき弱点に付淫祠を排し正当の神を信することを勸」める⁴⁵といったものである。また、「忠君愛国の精神を養成せしめん⁴⁶」という措置も報告されている。

「パターンⅢ」は「教育上に及ぼす影響」に「ナシ」と報告しているため、どのような問題意識からこのような「措置・企画」を提起しているかを具体的に読み取ることができないが、「迷信の打破」が報告の中心になっていることから、「パターンⅡ」と同種の問題意識を読み取ることができる。

「パターンⅡ」と「パターンⅢ」の特徴が確認できたところで、この2つのパターンを関連させてみると、何が見えてくるだろうか。それは、「迷信」に対する意識である。祭典日前後の児童の欠席・早退の状況を、「「迷信」への帰依・参加」と捉えれば、教育現場からなされる報告の中心は「迷信」に関することになっていくと推察される。

その一方で、対応策としては、「迷信の打破」を提起するのみにとどまっている。「迷信」が教育現場に影響を与えているため、「迷信」を打破するという、いささか同義反復的な報告が『寺廟調査書 台南庁』から析出される特徴の一つだとすると、そこから見えてくるのは、教育現場から見られる台湾の在来宗教の影響は指摘しつつも、台湾の在来宗教との関連で児童を「教化する／同化する」立場ではないとする公学校の態度だと言えるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、大正4年宗教調査の端緒といえる台南庁における寺廟調査の調査結果の分析を行なった。

『寺廟調査書 台南庁』に記載されていた全385件について、「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目のパターンを分析した結果、上記2項目どちらも記載されていない「パターンⅣ」と「項目立てなし」が約6割を占めることが明らかとなった。

このことを確認した上で、「パターンⅠ」「パターンⅡ」「パターンⅢ」それぞれの報告内容を分析することで、台南庁における寺廟調査の特徴を明らかにした。

「パターンⅠ」は、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と、寺廟の調査結果の前や後に一括して記載されている場合とがあった。寺廟ごとそれぞれ記載されている場合、祭典前後の児童の欠席や早退を問題視しつつも、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が報告されていたことを確認した。一方、一括して記載されている場合は、公学校という枠を超えた「措置・企画」まで提案されるようになり、「内地式」という「同化」を志向する

提案がなされることを確認した。このことを寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と対比すると、各寺廟ではなく自らの公学校全体というくくりになると教育現場の枠を超えていき、「内地式にすべき」という主張と結合する論理を獲得するということを指摘した。

「パターンⅡ」は、祭典の日前後における児童の欠席を影響として挙げている点、「迷信」をもたらず点を影響として挙げられていた。前者の児童の欠席状況の報告は、「パターンⅠ」同様、教育現場だからこそ俎上に載せられたと言えよう。ただし、その後の調査項目である「学校としての措置・企画」について「ナシ」としていることからわかるように、こうした影響があると認識しつつも、教育現場として対応策を講じている様子は見受けられないことを指摘した。このような特徴を有する「パターンⅡ」の報告からは、台湾の在来宗教「からの」影響を認識しつつも、その影響が限定的であるとする公学校側の態度が看取される。

「パターンⅡ」同様、「パターンⅢ」も「迷信」の打破が話題として挙げられていたが、この2つのパターンを関連させてみると、「迷信」に対する意識が析出できる。祭典日前後の児童の欠席状況を、「迷信」への帰依・参加」と捉えれば、教育現場からなされる報告の中心は「迷信」に関することになっていくと推察される。

蔡が取り上げた大目降公学校の報告は、「迷信」に言及している点、台湾の在来宗教に対する抑圧的でない眼差しや態度、「同化」を志向する提案という三点において、「ある程度他校の意見をも包括、反映している⁴⁷」といえる。ただし、「内地式にすべき」という「同化」を志向する提案は、公学校という教育現場と各寺廟との個別の関係を越えることではじめて可能となる主張であったことは改めて指摘しておきたい。

また、「調査執行者が公学校教師である限り、調査の内容は教育者の立場から宗教信仰を見てしまう傾向を免れない。その調査結果は、総督府側が調査の目的の重点を迷信改善・陰謀団体の発覚など、社会治安に置いていたこととズレがあることは十分に考えられる」という各行政庁が実施した寺廟調査に対する蔡の位置づけ⁴⁸についてであるが、「教育者の立場」から寺廟をみると、祭典の日前後の児童の欠席・早退状況という教育現場ならではの影響がまず指摘されていた。また、「迷信」の打破について報告されているという点では、「教育者の立場」でも、「社会治安」に対する影響を見出しているといえる。ただし、「迷信」が教育現場に影響を与えているため、「迷信」を打破する」という報告がされていたこと、「パターンⅠ」のように台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が提案されていることをふまえると、「教育者の立場」と「社会治安」に一定の距離がある。かかる意味において、公学校側と総督府側とで「ズレ」が生じていたとはいえないものの、あくまで教育現場の範囲をこえないものであった。

一方で、公学校による報告によって「迷信」に関して指摘されたことも事実である。公学校による寺廟調査がその後の台湾の在来宗教に対する眼差しにどのように関係していくか、また、他の行政庁の調査の特徴については、今後の課題としたい。

注

- 1 藤井健志によると、台湾の在来宗教は、仏教や道教、齋教、その他の民間信仰が混在したものである。これに加え、神名会・祖公会・祭祀公業をはじめ、親族や同業者などの様々な組織によって設立された祭祀集団が存在しており、台湾の在来宗教は非常に複雑で、日常生活に深くかかわっていることが特徴である [蔡1994：p.37,藤井2022：p.560]。

このような混在した台湾の在来宗教について、蔡錦堂は、儒学・道教・仏教の境界が明瞭ではなく、「道教を中心とする三教混合」、「神仏無差別、道儒同架」の状態だと述べている [蔡1994:p.36]。また、儒・道・仏の三教は民間信仰と融合・吸収されており、祀られることの多い神仏は、福德正神（土地公）・瘟神（王爺）・天上聖母（媽祖）・閩聖帝君（閩羽）・玄天上帝などである [蔡1994：p.37]。

本稿では、蔡や藤井の捉え方を踏襲し、台湾の在来宗教という用語を用いる。

- 2 ここでいう寺廟とは、注1で確認した台湾の「在来宗教の宗教組織」を一括してとらえたものを指す [藤井2022：p.560]。
- 3 蔡1994：pp.49-57。
- 4 蔡1994：pp.57-63。
- 5 蔡1994：p.57。
- 6 本章の記述は、[蔡1994] [藤井2022] を参照した。
- 7 蔡1994：pp.18-19。
- 8 この事件は、余清芳などが台南の西来庵という齋堂を利用し、宗教的な手段に訴えて信徒をまとめ、革命党を組織しようとした前半部＝「西来庵事件」と、噍吧咩（タバニー）という地域で、林野調査による土地収奪に抗議した農民による大規模な反乱が起こった後半部＝「噍吧咩事件」とに分かれる [蔡1994：p.49]。
本稿は、宗教的な手段に訴えて行動したという事件の性格をきっかけに、宗教調査が行われるようになったという点をふまえ、「西来庵事件」と表記する。
- 9 西来庵事件の経過については、[吳原著監修2007] [蔡1994] [周2013]などを参照した。
- 10 蔡1994：p.49。
- 11 蔡1994：pp.52-53。
- 12 この他の背景として、土地収奪に対する農民の不満や、農民の不満に易姓革命が結合したことが挙げられる [蔡1994：pp.51-54]。
- 13 『寺廟調査書 台南庁』：頁数なし。なお、『寺廟調査書 台南庁』は国立台湾図書館に所蔵されている。
- 14 [台湾総督府編1919：p.286] [蔡1994：pp.54-55]。
- 15 すでに指摘したように、大正4年宗教調査は台南庁で調査が行われた1915（大正4）年8月から開始されている。よって、『台湾宗教調査報告書 第1巻』に記載されているよりも前に調査は行われているといえる [蔡1994：p.81]。
- 16 『台湾宗教調査報告書 第1巻』に記載されている丸井圭治郎の肩書は、「台湾総督府編修官兼翻訳官」となっている。
- 17 『台湾宗教調査報告書 第1巻』が刊行されるまでの経緯は、[丸井編1919] [蔡1994：pp.54-55] を参照した。
- 18 表1は、台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校の書式をふまえて作成したものである。中には表形式で報告している公学校もあるため、「学校としての措置・企画」に複数の表現があると推察される。
- 19 『寺廟調査書 台南庁』の中には、キリスト教の教会と推察されるものも掲載されている。
- 20 蔡1994：p.57。
- 21 北門嶼公学校、南鯤鯓廟。『寺廟調査書 台南庁』にはページ数が記載されていないため、以下、「公学校名、寺廟名」の順に表記する。
- 22 鳳山公学校、観音寺。
- 23 北門嶼公学校、南鯤鯓廟。
- 24 鳳山公学校、観音寺。
- 25 蔴荳公学校、文衡廟。同公学校、文昌祀堂においても、信仰や敬礼などの「祭式」に「啓発、訓練の資すること」が多いとしている [蔴荳公学校、文昌祀堂]。

- 26 鳳山公学校、玉皇宮。
- 27 もちろん、「迷信の打破」について報告している公学校もある〔台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、保安宮〕。この他にも、同じ本尊なのに別々に祭祀が行われていることを指摘し、2つを合併すべきとしながらも、「至難のこと」であるという報告〔安平公学校、廣濟宮・妙壽宮〕や、寺廟を「校舎として使用」していることで、日々、「児童の心理に迷信的邪念」が入り込む余地があり、「迷信打破、邪説破棄等頗る困難の傾向」であるため、「的確なる敬神的思想を養成」という報告〔安平公学校塩埕分校、北極殿〕がある。
- 28 一括して記載されている場合でも、大社公学校のように、祭典の日の児童の欠席を影響として挙げてある報告もある〔大社公学校〕。
- 29 本文は「祭費」と記載されているが、文脈から「祭典」のことだと判断した。
- 30 六甲公学校「廟宇に関し教育的所見」。
- 31 車路壠公学校の報告でも、「祭日の際」の「演戯」について言及している〔車路壠公学校〕。
- 32 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、天公廟。
- 33 安平公学校、靈濟殿。
- 34 北門嶼公学校、井仔脚庄廟。
- 35 小竹公学校。
- 36 學甲公学校、慈濟宮。
- 37 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、馬公廟。
- 38 學甲公学校、慈濟宮。
- 39 舊城公学校、上帝廟。
- 40 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、福安宮・保西宮。
- 41 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、良皇宮・毘沙宮。
- 42 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、普濟宮・天后宮。
- 43 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、興濟宮。
- 44 打狗公学校、臨水宮。
- 45 打狗公学校、臨水宮。
- 46 安平公学校塩埕分校、建安宮。
- 47 蔡1994：p.57。
- 48 蔡1994：p.57。

<参考文献>

- 呉密察原著監修、遠流台湾館編著、横澤泰夫編訳2016『台湾史小事典 第三版』中国書店。
- 蔡錦堂1994『日本帝國主義下台湾の宗教政策』同成社。
- 周婉窈著、濱島敦俊監訳、石川豪・中西美貴・中村平訳2013『増補版 図説台湾の歴史』平凡社。
- 台湾総督府編1919『台湾総督府事務成績提要』（大正8年度）。
- 藤井健志2022「台湾における植民地統治と宗教政策」中野毅・平良直・栗津賢太・井上大介編『占領改革と宗教—連合国の対アジア政策と複数の戦後世界—』専修大学出版局：pp.559-590。
- 丸井圭治郎編1919『台湾宗教調査報告書 第一卷』台湾総督府。
- 『寺廟調査書 台南庁』。

スタッフ紹介

※氏名、現職、専門分野、担当研究事業、および2022年度の研究業績について紹介します。今年度新任のスタッフに関しては、研究紹介および2021年度以前の研究についても掲載します。また、掲載順は現職・五十音順に従うものとします。なお、発表・講演等をオンライン形式にて行った場合は、そのWeb会議サービスの媒体を問わず「オンライン開催」と表記しています。

平藤喜久子 所長・教授 神話学・宗教学

[単行本]

- ・『神話の歩き方』集英社、2022年7月。

[論文]

- ・「比較神話学から読む『遠野物語』」『現代思想』50巻8号、2022年6月、146-154頁。

[口頭発表]

- ・(講演)「神話で学ぶ神道文化」横浜市神社総代会連合会、於ロイヤルホールヨコハマ、2022年6月23日。
- ・(講演)「日向神話の歩き方」宮崎県民大学、於JA・AZMホール本館大研修室、2022年9月3日。
- ・(講演)「神話でたどる旅」敬神婦人大会、於明治記念館、2022年9月26日。
- ・(講演)「出雲と日向、日本神話のふる里を訪ねる」監査懇話会、於日比谷図書文化館B1コンベンショナル大ホール、2022年10月6日。
- ・“La réutilisation des supports votifs traditionnels dans la culture geek : images de cheval et fans d'animation“, Colloque Ex-voto : créations, subversion et transgression, Casa de Velázquez, en ligne, 2022.10.21.
- ・(講演)「神話と旅」山形県神社総代会役員会、山形国際交流プラザ、ビッグウイング二階大会議室。
- ・(講演)“The Representation of Shinto Gods: A Visual History”, in Japanese Religions Lectures, UC Santa Barbara, 2023.2.13.

[その他]

- ・(コラム)「海外の神道研究」伊藤聡・斎藤英喜編『アジア遊学281 神道の近代』勉誠社、2023年3月。
- ・(監修)『世界のドラゴン伝説』(学研まんが神話・伝説シリーズ)、学研、2022年8月。
- ・(監修)『12星座の物語～ギリシャ神話～』(学研まんが神話・伝説シリーズ)、学研、2022年8月。
- ・(監修)「知っておきたい古事記の神様」『家庭画報』2023年1月号。

星野靖二 教授 近代日本宗教史

[論文]

- ・「明治初期における世界の「諸宗教」像——黒田行元による著作の検討」『神道宗教』第267・268号、2022年10月、3-26頁。

[口頭発表]

- ・「宗教学成立以前の「世界の諸宗教」像についての一考察」日本宗教学会第81回学術大会、於オンライン、2022年9月10日。

[その他]

- ・(書評)「村松晋『近代日本のキリスト者』」『宗教研究』403(96-1)、2022年6月、246-252頁。
- ・(編集委員)キリスト教文化事典編集委員会編『キリスト教文化事典』丸善出版、2022年8月。

飯倉義之 教授 口承文学、民俗学

[論文]

- ・「桃太郎・鬼・ニセ科学——「ボクのおとうさんは、桃太郎というやつに殺されました。」から「鬼との対話」を導く授業に関しての、一抹の不安——」『子どもの文化』55巻1号、2022年12月、10-17頁。
- ・「[口から耳へ]の文芸の世界～民話と文学の関係について～」『温故叢誌』76号、2022年11月、32-41頁。

[口頭発表]

- ・(発表)「話しという「ことばの実践」の発見から〈口承〉研究へ」國學院大學伝承文化学会秋季オンラインフォーラム「語り／話し研究の〈これまで〉と〈これから〉」、オンライン開催、2022年12月10日。
- ・(発表)「変化する現在・拡張する現実と向き合う日本の民俗研究」日本民俗学会・中国民俗学会 日中民俗学学术交流ワークショップ、オンライン開催、2022年7月17日。
- ・(講演)「解説 妖怪たちの出生のヒミツ」調布市東部公民館市民講演会、於調布市東部公民館、2022年11月23日。
- ・(講演)「妖怪の歴史をたどる～古代から現代まで～」狭山市立博物館企画展関連特別講座、於狭山市立博物館、2022年11月23日。

[その他]

- ・(監修)『はじめてのオニずかん』いとうみちろう(イラスト)、スタジオタッククリエイティブ、2022年9月。
- ・(テレビ出演)「ダークサイドミステリー：心霊と恐怖の仕掛人 中岡俊哉～昭和オカルトブームの舞台裏～」NHK BSプレミアム、2022年5月19日。

遠藤潤 教授 宗教学、日本宗教史(近世・近代)

黒崎浩行 教授 宗教社会学、現代社会と地域神社

[論文]

- ・재난지역의 축제와 기원을 지원하는 학생 자원봉사자와 종교학자. 다카쿠라 히로키(高倉浩樹), 야마구치 무쓰미(山口睦)(eds.), 왜 현장재난인문학인가 - 재난 이후 지역문화와 피해자의 민속지. 김경인, 임미선(trans.), 도서출판 역락, 2023년 2월, 288-309. (「被災地の祭り・祈りを支援する学生ボランティアと宗教学者」(高倉浩樹・山口睦編『震災後の地域文化と被災者の民俗誌: フィールド災害人文学の構築』新泉社、2018年1月、197-211頁)の韓国語訳)

[その他]

- ・(分担執筆)「第9章 神社を取り巻く多様な問題」國學院大學神道文化学部編『プレステップ神道学〈第2版〉』弘文堂、2023年2月、108-117頁。

松本久史 教授 近世・近代の国学・神道史

エリック・シッケタンツ (SCHICKETANZ, Erik)

准教授 近代日本の宗教、近代中国の宗教、宗教と政治

吉永博彰 助教 中世・近世の神道史、神社有職故実

[論文]

- ・「中世伊豆国三嶋社にみた神仏関係—僧侶の活動と神宮寺の展開を手掛かりに—」『國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報』第15号、2022年9月、74-91頁。
- ・「伊豆三嶋信仰の様相—現状の把握とその成立背景—」『國學院大學博物館研究報告』第39輯、2023年2月、67-86頁。

川嶋麗華 助教 民俗学

【口頭発表】

- ・「近現代における火葬習俗の変遷—遺体処理にみる伝承性—」2022年度第2回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2022年6月30日。
- ・「物語られる死の処理：火葬習俗を中心として」大学院特定課題研究「森敦文学の可能性の探究」研究成果報告会、於國學院大學、2022年12月17日。

大場あや PD 研究員 宗教社会学

【論文】

- ・「冠婚葬祭における衣装・用具・施設を「共有」するということ—石川県旧能美郡の事例—」『一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団 冠婚葬祭総合研究所論文集』令和3年度、2022年5月、29-42頁。
- ・「人口移動と葬儀互助システムの形成—山形県最上町の契約講を事例に—」山田慎也・土居浩編『無縁社会の葬儀と墓：死者との過去・現在・未来』吉川弘文館、2022年8月、59-83頁。

【口頭発表】

- ・「冠婚葬祭の「共同化」と婦人会—石川県旧能美郡の事例を中心に—」『宗教と社会』学会第30回学術大会、於駒澤大学（オンライン開催）、2022年6月4日。
- ・“Co-Buying and Sharing: Practical Aspects of the New Life Movement in Japan,” The 4th Annual Meeting of the EASSSR, National Taiwan University (Online), 2022.8.13.
- ・「戦後日本における「葬制変容論」の再検討—類型化の試み—」日本宗教学会第81回学術大会、於愛知学院大学（オンライン開催）、2022年9月10日。
- ・「契約講研究の可能性—葬制研究における組織論的アプローチとして—」講研究会第121回例会、於立教大学池袋キャンパス、2022年11月26日。
- ・「葬儀・墓をめぐる国家政策と改革運動の展開—日中比較研究に向けて—」2022年度第6回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2022年11月30日。
- ・（講演）「戦後日本における葬儀の変容—行政と地域住民の相互作用に着目して—」埼玉天台仏教青年会研修会、於天台宗埼玉教区宗務所、2023年2月13日。
- ・「住宅改善論における儀礼と祭祀」「家内における死者祭祀・祭具の現在とその歴史的検討：変容するモノ・家族・社会」2022年度第4回研究会、於国立歴史民俗博物館、2023年2月19日。
- ・「新生活運動と冠婚葬祭—葬儀を「改善」するとは—」日本葬送文化学会2月定例会、オンライン開催、2023年2月22日。
- ・「間芝志保著『先祖祭祀と墓制の近代—創られた国民的習俗—』合評会：第1報告」大正大学宗教学会2022年度秋期大会、於大正大学、2023年2月23日。

【その他】

- ・（書評）ミハエル・シュタウディグル、マイケル・バーバー、ルーツ・アヤス、マー・グリエラ、ケイジ・ホシカワ、イリヤ・スルバル著／星川啓慈訳「シュツツと宗教現象学—宗教と日常生活世界とのかかわりの探究—」『宗教学年報』36輯、2023年3月、43-53頁。

木村悠之介 PD 研究員 近代日本宗教史・神道史

【単行本】

- ・（分担執筆）「第10講 宗教」山口輝臣・福家崇洋編『思想史講義【明治篇Ⅱ】』ちくま新書、2023年2月、187-204頁。
- ・（分担執筆）「再生する平田篤胤—一世紀転換期の「神道史」叙述における「事実」と「想像」をめぐる—」山下久夫・斎藤英喜編『平田篤胤 狂信から共振へ』法藏館、2023年2月、286-313頁。

【論文】

- ・(共著) 木村悠之介、萩原稔「大成教禊教『禊教新誌』『禊教会雑誌』『みそ、き』 解題・目次」『國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報』第15号、2022年9月、33-56頁。
- ・「明治後期における「復古神道」イメージの変化—吉見幸和から荷田春満へ—」公益信託松尾金藏記念奨学基金編『明日へ翔ぶ—人文社会学の新視点—』第6巻、風間書房、2023年3月、51-75頁。
- ・「神道学を建設する——井上哲次郎門下・遠藤隆吉と「生々主義」の近代」伊藤聡・斎藤英喜編『神道の近代 アクチュアリティを問う』勉誠出版、2023年3月、227-241頁。
- ・「新神道とは何であったか—メディア排宗教運動としての雑誌『日本主義』—」『國學院大學研究開発推進機構紀要』第15号、2023年3月、31-71頁。
- ・「出版に託された“一つの神道”という夢——会通社の社史が映す近代神道」『近代出版研究』第2号、2023年3月、241-259頁。

[口頭発表]

- ・「近代神道雑誌史・出版史の新たな展望」2022年度第4回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2022年8月25日。
- ・「日露戦争以後の久米邦武における神道・宗教観」日本宗教学会第81回学術大会、於愛知学院大学（オンライン開催）、2022年9月11日。
- ・「近代横浜の社寺参詣——二つの「鎮守」を中心に」神道宗教学会第76回学術大会、オンライン開催、2022年12月4日。
- ・「近代神道」の再定義におけるジェンダー視点」国際卓越大学院人文社会系研究科次世代育成プログラム 異分野共同演習ワークショップ、オンライン開催、2023年3月5日。

[その他]

- ・(史料紹介)「大日本協会『日本主義』『新天地』の基礎的事項と総目次」『人文×社会』第8号、2022年12月、257-378頁。
- ・(書評報告)「第3章「古代史から人類哲学へ——独自路線の模索」を中心に」歴史論研究会 菅原潤『梅原猛と仏教の思想』合評会、於東京大学、2023年3月21日。

高田彩 PD研究員 宗教社会学

[論文]

- ・「講」を迎える人びと」長谷部八郎監修・講研究会編集委員会編集『人のつながりの歴史・民俗・宗教—「講」の文化論—』八千代出版、2022年4月、170-185頁。

[口頭発表]

- ・「宗教集団の生存戦略としての観光化—武州御嶽山を事例に—」宗教と社会」学会第30回学術大会、於駒澤大学（オンライン開催）、2022年6月4日。
- ・「昭和戦後期の武州御嶽山—生存戦略としての観光化—」日本山岳修験学会第42回飯田学術大会、於飯田市鼎文化センター、2022年10月22日。

武井謙悟 PD研究員 宗教人類学、近代仏教

[口頭発表]

- ・「近代仏教の「儀礼」をいかに再現するか」第30回日本近代仏教史研究会研究大会、オンライン開催、2022年6月11日。
- ・「近代における仏前結婚式の再検討—浄土系の事例を中心として—」武蔵野大学仏教文化研究所2022年度第2回研究例会、オンライン開催、2022年10月7日。
- ・「開帳の近代—近世との連続／断絶」2022年度第5回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2022年10月27日。

[その他]

- ・(書評)「碧海寿広『科学化する仏教——瞑想と心身の近現代』」『近代仏教』29号、207-211頁、2022年5月。
- ・(発表要旨)「近代日本における合掌観の変遷」『宗教研究』96巻別冊、255-256頁、2023年3月(日本宗教学会第81回学術大会、オンライン開催、2022年9月11日)。

藤井修平 PD研究員 宗教学理論研究

[単行本]

- ・『科学で宗教が解明できるか：進化生物学・認知科学に基づく宗教理論の誕生』勁草書房、2023年1月。

[論文]

- ・(共著)高橋綾子、藤井修平「新型コロナウイルス禍のアマビエにみる妖怪の社会的機能」『心理学研究』93巻1号、2022年4月、58-64頁。
- ・「宗教認知科学における哲学的議論の考察」『宗教哲学研究』40号、2023年3月、29-43頁。

[口頭発表]

- ・(講演)「宗教的現象の心理学—人はなぜ不思議なものを信じ、行動するのか—」中部大学人文学部心理学科 心理学コロキウム、於中部大学、2022年6月10日。
- ・(公募シンポジウム)「掘り起こされていない研究分野を開拓する方法(現在進行中)」日本心理学会第86回学術大会、於日本大学(オンライン開催)、2022年9月8日。
- ・「ビッグ・ゴッド仮説の構造と展開」日本宗教学会第81回学術大会、於愛知学院大学(オンライン開催)、2022年9月10日。

[その他]

- ・「米国における中絶の権利撤回判決とキリスト教」『ラク便り』95号、2022年8月、45-48頁。
- ・(共訳)アラ・ノレンザヤン著、藤井修平、松島公望、荒川歩監訳『ビッグ・ゴッド：変容する宗教と協力・対立の心理学』誠信書房、2022年4月、担当範囲：第1章、第2章、第9章。
- ・(共訳)ジャスティン・パレット著、松島公望監訳、矢吹理恵、荒川歩編訳『なぜ子どもは神を信じるのか?：人間の宗教性の心理学的研究』教文館、2023年1月、担当範囲：第6章、第9章。
- ・(共訳)R.R. マレット、J.G. フレイザー、W. ロバートソン・スミス、R.H. コドリントン著、江川純一、山崎亮監修『マナ・タブー・供儀：英国初期人類学宗教論集』国書刊行会、2023年3月、担当範囲：『宗教への関』序文、序論、第1章、第4章、第5章、解題。

長見菜子 研究補助員 上代文学

[口頭発表]

- ・「『古事記』『軽太子物語』の諸問題—文章表現からみる寓意性—」2022年度第1回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2022年6月6日。
- ・「『古事記』『軽太子物語』の背景—伝承氏族と銅鏃の関係性について—」令和4年度古事記学会・風土記研究会合同大会、オンライン開催、2022年6月19日。

鳴海あかり 研究補助員 民俗学

[論文]

- ・「近現代における丑の刻参り——藁人形と釘をめぐる——」『世間話研究』29号、2023年3月、54-68頁。

[口頭発表]

- ・「いわゆる「丑の刻参り」はどこからきたのか?」異類の会、オンライン開催、2022年11月20日。
- ・「『丑の刻参りは見られたら効かない』は昔からの決まり?」異類の会、オンライン開催、2022年12月18日。
- ・「いわゆる「丑の刻参り」はどこからきたのか?」世間話研究会、オンライン開催、2023年2月12日。

- ・「丑の刻参りの形成・発展・変化」2022年度第8回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2023年3月27日。

牧田小有玲 研究補助員 宗教人類学

【研究紹介】

宗教人類学を専門としており、現代の神社神道社会におけるジェンダー規範が女性神職の主体を通じていかに再構築され続けているのかを明らかにしようとしている。これまでは、機関誌や新聞の言説分析から、神社神道社会内部において女性神職の置かれた社会的状況やジェンダー的な規範・言説のあり方に着目してきた。現在は、国内の複数神社での長期フィールドワークを実施しながら、日々の社頭や祭りなどの場面で、規範に向き合い交渉する女性神職の実践を検討し事例分析と民族誌的記述を試みている。ジェンダーからテーマを広げて、宗教的規範と性的マイノリティや家族主義との関係にも関心を持っている。

【論文】

- ・「神社神道で構築されるジェンダー規範についての一考察 ―女性神職に関する言説分析から」『宗教学論集』第42輯、2023年1月、31-61頁。

【口頭発表】

- ・「現代神社神道を生きる女性神職の姿：実践と語りに着目して」日本文化人類学会関東地区研究懇談会修士論文博士論文発表会、オンライン開催、2020年3月27日。
- ・(共同発表) 鈴木弥香子・牧田小有玲・益田喜和子・宮下大輝・横山紗亜耶「本質化された差異をめぐる理論と実践——エンパワメントと排除」カルチュラル・タイフーン2022、於成城大学、2022年9月18日。

【その他】

- ・(書評)「春日直樹・竹沢尚一郎編『文化人類学のエッセンス：世界をみる/変える』」『人間と社会の探究 慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』91号、2021年10月、67-71頁。
- ・(YouTube出演)「ウクライナ出身の女性神職、SNSに平和メッセージ～女性神職と巫女との違い～「宗教ニュースを読み解く」No.7」2022年3月18日。
- ・(書評)「鈴木正崇著『女人禁制の人類学：相撲・穢れ・ジェンダー』」『三田社会学』27号、2022年7月、88-90頁。
- ・「神社本庁の総長人事問題」『ラク便り』97号、2023年2月、31-34頁。

井上順孝 客員教授 宗教社会学、認知宗教学

【論文】

- ・「宗教社会学・宗教心理学から認知宗教学への接続」『ラク便り―日本と世界の宗教ニュースを読み解く』第95号、2022年9月30日、49-71頁。
- ・「カリスマは『神の賜物』か？」高野山大学編『宗教と科学の対話 宇宙の摂理への想い その4』企業開発センターKKCネクスト出版、58-79頁。

【口頭発表】

- ・「宗教社会学・宗教心理学から認知宗教学への接続」日本宗教学会第81回学術大会、於愛知学院大学（オンライン開催）、2022年9月10日。
- ・(コメント) シンポジウム「宗教とジェンダーの最前線」国際日本文化研究センター、オンライン開催、2022年12月24日。

【その他】

- ・(寄稿)「松本サリン事件28年 現代に問うものは(下) 避ける判断力養う教育を」『信濃毎日新聞』2022年6月27日。
- ・(講演)「宗教社会学」警察大学校、2022年5月18日、8月4日、11月10日、2023年1月25日、2月14日。

- ・(講演)「宗教と人権に関する最近の報道傾向—なくならないヘイト言動を見据えて—」曹洞宗宗務庁、2022年6月28日。
- ・(講演)「現代世界の宗教文化について—日本人には理解しづらい宗教文化の常識を学ぶ—」東京理科大学オープンカレッジ講座、2022年7月22日。
- ・(講演)「宗教学者から見たオウム真理教(アレフ・ひかりの輪)」公安調査委員会、2022年10月24日。
- ・(講演)「宗教と教育—グローバル化と情報化の時代—」共和リサーチセンター、2023年3月10日。
- ・(YouTube出演)「東南アジアのおでん人気に着目しハラール認証取得—ハラールとハラームの基礎知識—『宗教ニュースを読み解く』No.9」2022年4月4日。
- ・(YouTube出演)「戒律を守り北京パラリンピックの競技に欠場したイスラエル選手—ユダヤ教超正統派と安息日—『宗教ニュースを読み解く』No.10」2022年4月11日。
- ・(YouTube出演)「ロシアのウクライナ侵攻を憂慮するキリスト教指導者たち—オーソドクスと国家のつながり—『宗教ニュースを読み解く』No.11」2022年4月28日。
- ・(YouTube出演)「葬儀での僧侶への不満の多さを示す調査結果—弱まった檀家意識—『宗教ニュースを読み解く』No.12」2022年6月1日。
- ・(YouTube出演)「ネット布教の制限強化と「宗教の中国化」—現代中国における宗教状況—『宗教ニュースを読み解く』No.13」2022年6月10日。
- ・(YouTube出演)「日本聖公会で初めての女性主教—英国国教会と日本聖公会—『宗教ニュースを読み解く』No.14」2022年6月22日。
- ・(YouTube出演)「神仏〈酒合〉でコロナ退散—神仏習合の現在—『宗教ニュースを読み解く』No.15」2022年7月15日。
- ・(YouTube出演)「全国霊感商法対策弁護士連絡会が〈統一教会〉の高額献金問題で記者会見—カルト問題とは—『宗教ニュースを読み解く』No.16」2022年7月26日。
- ・(YouTube出演)「消費者庁「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催—「反セクト法」と信教の自由—『宗教ニュースを読み解く』No.17」2022年9月22日。
- ・(YouTube出演)「動画や講義でカルト団体の予防啓発に取り組む大阪大学—宗教リテラシーと宗教文化教育—『宗教ニュースを読み解く』No.18」2022年10月4日。
- ・(YouTube出演) RIRCチャンネル番外編「現代宗教との向かい合いからRIRCへ—井上順孝センター長に聞く—(第1回 宗教家の多かった東京大学宗教学研究室)」2022年10月24日。
- ・(YouTube出演) RIRCチャンネル番外編「現代宗教との向かい合いからRIRCへ—井上順孝センター長に聞く—(第2回 宗教社会学研究会から「宗教と社会」学会へ)」2022年11月17日。
- ・(YouTube出演) RIRCチャンネル番外編「現代宗教との向かい合いからRIRCへ—井上順孝センター長に聞く—(第3回 ハワイとカリフォルニアでの日系人宗教調査)」2022年12月21日。
- ・(YouTube出演) RIRCチャンネル番外編「現代宗教との向かい合いからRIRCへ—井上順孝センター長に聞く—(第4回『新宗教事典』と『神道事典』の編集)」2023年1月11日。
- ・(YouTube出演) RIRCチャンネル番外編「現代宗教との向かい合いからRIRCへ—井上順孝センター長に聞く—(第5回 宗教教育から宗教文化教育へ)」2023年1月20日。
- ・(YouTube出演) RIRCチャンネル番外編「現代宗教との向かい合いからRIRCへ—井上順孝センター長に聞く—(第6回 国際宗教研究所と宗教情報リサーチセンター)」2023年2月1日。
- ・(YouTube出演)「日本人僧侶が韓国で樹木葬の書籍刊行—世界に広がる樹木葬—『宗教ニュースを読み解く』No.19」2023年3月22日。
- ・(ブログ)「宗教文化の網の目(21)「『脳』のモザイク」説は宗教界のジェンダー論議にどう波及する?」「弘文堂スクエア」2022年4月13日。
- ・(ブログ)「宗教文化の網の目(22)「宗教文化の知識で『予測する心』の弱点を補うには」「弘文堂スクエア」2022年5月11日。

- ・(ブログ)「宗教文化の網の目 (23)「進化する情報ツールで宗教の激しい変容を追いかける」「弘文堂スクエア」2022年6月8日。
- ・(ブログ)「宗教文化の網の目 (24) 最終回「常に変わる環境へのサーチライトがつながりを照らす」「弘文堂スクエア」2022年7月13日。
- ・(ウェブ会議議長)「カルト問題。身近に感じますか?」「イー・ウーマン 働く人の円卓会議」、2022年9月2日～9日。

櫻井義秀 客員教授 比較宗教社会学

[単行本]

- ・『東アジア宗教のかたち—比較宗教社会学への招待—』法蔵館、2022年6月。
- ・『統一教会—一性・カネ・恨(ハン)から実像に迫る—』中央公論新社、2023年3月。

[口頭発表]

- ・“The second suppression of Ōmoto-kyō and its members’ belief and experience in 1935-45,” 4th Annual Meeting of East Asian Society for the Scientific Study of Religion, Online Meeting (National Taiwan University), 2022.8.13.

[その他]

- ・「時事評論 ネイションへの埋め込み 時代逆行の「大きな物語」」『中外日報』2022年5月13日付。
- ・「時事評論 生活を破壊し国益損なう宗教 なぜ保守政治家がシンパに」『中外日報』2022年8月26日付。
- ・「時事評論 旧統一教会問題 宗教研究者有志声明の意図」『中外日報』2022年11月30日付。
- ・「時事評論 AIが答えたカルト問題の解決 教育や宗教的教化には不向き」『中外日報』2023年3月29日付。
- ・「現代日本の宗教最前線106 「お経の意味を知りたい世代が増えている」『月刊住職』2022年24巻4号、140-143頁。
- ・「現代日本の宗教最前線107 「突然の新冷戦下に仏教は何ができる」『月刊住職』2022年24巻5号、146-149頁。
- ・「現代日本の宗教最前線108 「信ずるものに命を賭すことの何が問題か」『月刊住職』2022年24巻6月号、148-151頁。
- ・「現代日本の宗教最前線109 「持続する幸福感を若い人に持って欲しい」『月刊住職』2022年24巻7号、148-151頁。
- ・「現代日本の宗教最前線110 「地球環境に配慮できる人間になるために」『月刊住職』2022年24巻8号、140-143頁。
- ・[緊急特別編 現代日本の宗教最前線1]「安倍元首相への縦断の真の標的とされた統一教会と政界の何が問題か」『月刊住職』2022年24巻9号、32-39頁。
- ・[緊急特別編 現代日本の宗教最前線2]「多くの被害者をもたらす統一教会に日本の政治家が取り入った真相」『月刊住職』2022年24巻10号、30-37頁、39頁。
- ・[緊急特別編 現代日本の宗教最前線3]「解散請求を問うべき状況だったのになぜ所轄は何もしなかったのか」『月刊住職』2022年24巻11号、44-51頁。
- ・[緊急特別編 現代日本の宗教最前線4]「霊感商法を可能にした先祖が崇るとい言説になぜ日本人ははまる」『月刊住職』2022年24巻12号、48-55頁。
- ・[緊急特別編 現代日本の宗教最前線5]「なぜ女性たちが辛い布教活動や資金調達の前線に立たされたのか」『月刊住職』2023年25巻2号、44-51頁。
- ・[緊急特別編 現代日本の宗教最前線6]「人の信仰心に付け込んだ収奪を妨げるのは法律だけでなく人である」『月刊住職』2023年25巻3号、114-121頁。
- ・“The Unification Church splinters Japan,” East Asia Forum Economics: Politics and Public Policy in

East Asia and the Pacific, 2022.10.20. (<https://www.eastasiaforum.org/2022/10/20/the-unification-church-splinters-japan/>)

ナカイ・ケイト (NAKAI, Kate W) 客員教授 日本思想史

林 淳 客員教授 日本宗教史

ノルマン・ヘイヴンズ (HAVENS, Norman) 客員教授 日本宗教史、日本の民間信仰

山中 弘 客員教授 宗教社会学

天田 顕徳 共同研究員 宗教社会学・民俗学

一戸 渉 共同研究員 日本近世文学・学芸史

[論文]

- ・「圓珠庵寄託契沖著述稿本類等目録」『斯道文庫論集』57輯、2023年2月、477-500頁。
- ・「契沖自筆『厚顔抄』『古今余材抄』新出断簡について—附『〔住友周富十七回忌追悼歌集〕』翻印—」『斯道文庫論集』57輯、2023年2月、281-296頁。

[口頭発表]

- ・(講演)「『聆涛閣集古帖』と近世好古家の世界」第443回歴博講演会、於国立歴史民俗博物館、2023年3月12日。

[その他]

- ・(総説)「『論語疏』の紙片と香果遺珍」『三色旗』844号、2022年10月、10-16頁。
- ・(コラム)「好古摺物と吉田家」他資料解説『いにしえが、好きっ！—近世好古図録の文化誌—』国立歴史民俗博物館、2023年3月、132-133頁。
- ・(総説)「近世日本の蒐集文化と書物—慶應義塾図書館蔵「香果遺珍」を中心に—」安形麻里編『書物と社会の記憶』慶應義塾大学文学部、2023年3月、31-36頁。

今井 功一 共同研究員 歴史民俗資料学、富士信仰研究、教派神道研究

[論文]

- ・「実行教の神道改革と海外布教——柴田礼一の朝鮮巡教と従軍布教使北條三野夫の台湾開教」『國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報』第15号、2022年9月、57-73頁。
- ・「富士講系教派神道・実行教の富士登山」『山岳修験』第70号富士山大会特集、2023年2月、79-88頁。

[口頭発表]

- ・「柴田花守『教訓謡集』をめぐって」神道宗教学会第76回学術大会、於國學院大學（オンライン開催）、2022年12月4日。

今井 信治 共同研究員 宗教社会学

荻原 稔 共同研究員 教派神道

[論文]

- ・「井上正鐵の教えと“救い”」『シリーズ宗教と差別 第2巻 差別と宗教の日本史 救済の〈可能性〉を問う』法藏館、2022年9月、250-268頁。
- ・(共著) 木村悠之介、荻原稔「大成教禊教」『禊教新誌』『禊教会雑誌』『みそ、き』 解題・目次『國學院

大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報』第15号、2022年9月、33-56頁。

[口頭発表]

- ・「唯一問答書書継について」神道宗教学会第76回学術大会、オンライン開催、2022年12月4日。
- ・「井上正鐵の三宅島における活動とその影響」2022年度第7回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2023年2月21日。

[その他]

- ・(書評)「石原和著『「ぞめき」の時空間と如来教—近世後期の救済論的転回』」『宗教と社会』第28号、2022年6月、45-48頁。
- ・(研修講師)「いろいろな子ども・家族そして教員について—Special Needsへの対応の基本から」羽村市立羽村第二中学校校内研修会、於羽村第二中学校、2022年8月31日。
- ・(研修講師)「非常事態を??!!な想定内で考える」東京都立羽村特別支援学校PTA防災講習会、於羽村特別支援学校、2022年10月4日。
- ・(コメント)「小さなニーズをつなげて地域のニーズに一障害者家族会の連絡会の動きから—」玉川大学社会教育士会五日会12月例会、オンライン開催、2022年12月5日。
- ・(発表要旨)「遠島前後の井上正鐵書簡」『神道宗教』第269号、2023年1月、105-106頁。

小田真裕 共同研究員 日本近世史

[口頭発表]

- ・「「房総の牧」研究の現在地」千葉歴史学会第40回大会、オンライン開催、2022年5月15日、(※岩本和恵・上條静香・土屋雅人・宮坂新の各氏と連名)。
- ・「大原幽学門人研究の視点—新出史料および平田国学・報徳仕法研究の現状を踏まえて—」歴史学研究会 日本近世史部会 2023年度大会支援報告会、オンライン開催、2023年3月21日。

[その他]

- ・(書評) 木場貴俊著『怪異をつくる—日本近世怪異文化史—』『歴史評論』第872号、2022年12月、74-78頁。
- ・(書評と紹介) 工藤航平著『近世蔵書文化論—地域〈知〉の形成と社会—』『古文書研究』第94号、2022年12月、134-136頁。

小平美香 共同研究員 日本思想史

[口頭発表]

- ・「女性神職の伝統—歴史・文化・展望」北陸地区女子神職研修会、於グランディア芳泉(福井県)、2022年5月26日。
- ・「明治期にみる神職の慈善・救済—『女子道』を中心に」近現代日本における「皇室と福祉事業に関する研究会、於皇學館大学(オンライン開催)、2022年8月9日。

[その他]

- ・(コラム)「近代神社の「巫女」をめぐる」伊藤聡・斎藤英喜編『神道の近代—アクチュアリティを問う』勉誠出版、2023年3月、69-73頁。

小高絢子 共同研究員 宗教社会学

[口頭発表]

- ・「現代における寺院参詣者の宗教意識—質問紙調査における若年層の結果をもとにして—」『宗教と社会』学会第30回学術大会、オンライン開催、2022年6月4日。
- ・「ホープツーリズムと宗教文化表象—福島県浜通りの震災伝承施設—」日本宗教学会第81回学術大会、於愛知学院大学(オンライン開催)、2022年9月11日。
- ・「参詣を軸とする寺院興隆の可能性—宗教ツーリズムの視点から—」日蓮宗現代宗教研究所研究例会、

オンライン開催、2023年1月31日。

- ・「現代の仏教寺院における信仰の諸相—堀之内妙法寺の参詣者の語りから」2022年度第9回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2023年3月28日。

[その他]

- ・(YouTube出演)「神仏〈酒合〉でコロナ退散～神仏習合の現在～「宗教ニュースを読み解く」No.15」2022年7月15日。
- ・(発表要旨)「現代における寺院参詣者の宗教意識—質問紙調査における若年層の結果をもとにして—」『「宗教と社会」学会第30回学術大会」プログラム・要旨集』、12頁、2022年6月。
- ・(発表要旨)「ホープツーリズムと宗教文化表象」『宗教研究』96巻別冊、109-110頁、2023年3月。

ガイタニディス・ヤニス (GAITANIDIS, Ioannis)

共同研究員 日本学・宗教社会学・医療人類学

齋藤公太 共同研究員 日本思想史・宗教史

[単行本]

- ・(分担執筆)「平田国学とキリスト教」山下久夫・斎藤英喜編『平田篤胤 狂信から共振へ』法蔵館、2023年2月、260-285頁。

[論文]

- ・「『六代勝事記』と『神皇正統記』における承久の乱」『藝林』71巻1号、2022年4月、31-55頁。
- ・「『女帝』の言説史—神功皇后論と継嗣令第一条の解釈を中心に」『神戸大学文学部紀要』50号、2023年3月、119-143頁。

[口頭発表]

- ・「『国体』と『風景』—明治期日本の自己像と環境」政治思想学会第29回学術大会・シンポジウムⅡ「環境と自己像」、於明治大学駿河台キャンパス、2022年5月21日。
- ・“Rediscovery of *Jinnō Shōtōki* and Canon Formation in the Meiji Period” The Twnty-fourth Asian Studies Conference Japan、オンライン開催、2022年7月3日。
- ・「坂口安吾の日本文化論」日本思想史学会・2022年度大会、於同志社大学今出川校地新町キャンパス、2022年11月6日。
- ・「『女帝』の言説史—神功皇后論と継嗣令第一条の解釈を中心に」日本思想史研究会(京都)例会、オンライン開催、2023年2月24日。
- ・「近代天皇制と『神皇正統記』受容史」大阪歴史科学協議会3月例会、於関西学院大学梅田キャンパス、2023年3月11日。

[その他]

- ・(エッセイ)「移りゆく「日本人」のアイデンティティ」神戸大学人文学研究科編『人文学を解き放つ』神戸大学出版会、2023年3月、177-182頁。

芹口真結子 共同研究員 日本近世史

[単行本]

- ・(分担執筆)第1部第1章「おわりに—現実と「政策」のはざままで」、第1部「おわりに」有信真美菜・大江洋代・清水領・芹口真結子・高野友理香・寺本敬子・三枝暁子『アカデミズムとジェンダー—歴史学の現状と課題』績文堂出版、2022年5月、34-37頁、59-60頁。

[論文]

- ・「宗名論争と東本願寺—安永末～天明初年の動向を中心に」『佛教史學研究』64(1)、2022年12月、29-51頁。

[口頭発表]

- ・「宗名論争と東本願寺—浅草有志寺院・浅草御坊・本山の動向から—」名古屋歴史科学研究会 1月例会、オンライン開催、2022年1月30日。
- ・「地域社会における宗名論争の影響—京都の宅替手続きを素材に—」真宗史研究会、オンライン開催、2022年2月3日。
- ・「宗名論争と宗門改」2022年度日本宗教史懇話会サマーセミナー、同朋大学、2022年8月21日。
- ・「近世僧侶の法話の流通—講録という史料群—」仏教文学会、佛教大学、2022年12月3日。
- ・「宗名論争下における真宗教団—安永期を中心として—」2022（令和4）年度第1回基礎研究会、オンライン開催、2022年12月8日。
- ・「宗名論争における東西本願寺の連携と断絶—帰参・改派をめぐる—」中近世宗教史研究会、オンライン開催、2023年1月20日。
- ・「今後の近世宗教史研究」林淳教授退任記念シンポジウム「日本宗教研究の展望—林淳の宗教史学を問い直す—」愛知学院大学、2023年3月24日。

[その他]

- ・(コラム)「歴研と女性研究者(4)」『歴史学研究月報』746、2022年2月、2-4頁。
- ・(総説)「2021年の歴史学界—回顧と展望—(近世七 宗教)」『史学雑誌』131(5)、2022年5月、119-121頁。
- ・(コラム)「信心と経営—西本願寺の大パトロンとしての廣岡久右衛門」高槻泰郎編『豪商の金融史』慶應義塾大学出版会、2022年7月、146-151頁。
- ・(コラム)「伝える、書く、残す—江戸時代の書物の世界から—」『寸胴』68、2023年3月、1-3頁。

塚田穂高 共同研究員 宗教社会学、日本文化論

問芝志保 共同研究員 宗教社会学、日本近現代宗教史

[論文]

- ・「家墓と家墓批判の歴史社会学—カロートの普及をめぐる—」山田慎也・土居浩編『無縁社会の葬儀と墓—死者との過去・現在・未来』吉川弘文館、2022年7月、226-245頁。
- ・「戦後日本におけるカロート式家墓の普及とその多様化—霊園・石材事業者の資料をもとに」『民具マンスリー』55(4)、2022年7月、1-14頁。
- ・「明治期ジャパノロジストと祖先崇拜概念—研究前夜」『東北宗教学』18、2022年12月、1-26頁。
- ・「関東大震災と遺灰・納骨堂・墓」『東北宗教学』(特集号)、2023年3月、17-30頁。

[口頭発表]

- ・「自著解題」現代民俗学会第63回研究会「近代の先祖の話—問芝志保『先祖祭祀と墓制の近代—創られた国民的習俗』を読んで考える」、オンライン開催、2022年8月6日。
- ・「戦前の日本文化紹介書におけるReligionとAncestor Worship」日本宗教学会第81回学術大会、於愛知学院大学(オンライン開催)、2022年9月10日。
- ・「日本社会と葬送の変動—葬列から終活ブームまで」第45回浄土宗総合研究所公開シンポジウム「岐路に立つ、これからの「お葬式」—死者と共に生きてゆく」、於大本山増上寺光猷殿講堂、2023年2月13日。
- ・「著者リプライ」大正大学宗教学会2022年度秋期大会・合評会『近代仏教教団と戦争』・『先祖祭祀と墓制の近代』、於大正大学、2023年2月23日。
- ・(講演)「近現代東京と墓の変容—関東大震災からの100年を振り返る」日蓮宗東京都西部教化センター主催・東京都西部教師研修会、於常圓寺祖師堂、2023年2月28日。
- ・「先祖・墓・家族の変容とこれから—森岡清美の研究を手がかりに」庭野平和財団シンポジウム「家族と宗教」、オンライン開催、2023年3月27日。

[その他]

- ・(書評リプライ)「書評へのリプライ」『宗教と社会』第28号、2022年6月、85-86頁。

丹羽宣子 共同研究員 宗教社会学 ジェンダー論 社会調査論

[論文]

- ・「『日蓮宗前女性教師アンケート調査』企画の意図とその活用に向けて」『現代宗教研究』57号、2023年3月、122-137頁。

[口頭発表]

- ・「日蓮宗女性教師をめぐる課題—2002年度/2021年度調査の比較から」仏教とジェンダー研究会、於智山伝法院、2022年6月7日。
- ・(講演)「日蓮宗におけるジェンダーギャップの現状—『ジェンダー平等』がもたらす新しい教師の姿とは」日蓮宗中四国教区教化研究会議、於米子コンベンションセンターBIG SHIP、2022年6月20日。
- ・「仏教教団における『女性活躍』の批判的検討」浄土宗の平等思想とLGBTQ研究会、於浄土宗総研、2022年7月4日。
- ・「日蓮宗における女性教師像の変化と家族」庭野平和財団シンポジウム「家族と宗教」オンライン開催、2023年3月27日。

[その他]

- ・(コラム)「【宗教リテラシー向上委員会】〈もはや昭和ではない〉時代の宗教論」『キリスト新聞』2022年9月21日。
- ・「安倍晋三元首相の国葬をめぐる報道」『ラク便り』96号、2022年11月、39-42頁。
- ・(コラム)「女性僧侶の誕生と葛藤1 〈尼僧〉と〈女性僧侶〉」『仏教タイムス』2023年2月2日。
- ・(コラム)「女性僧侶の誕生と葛藤2 全日本仏教尼僧法団の歩みと活動」『仏教タイムス』2023年2月9日。
- ・(コラム)「女性僧侶の誕生と葛藤3 社会の変化と〈女性僧侶〉の登場」『仏教タイムス』2023年2月16日。
- ・(コラム)「女性僧侶の誕生と葛藤4 過渡期の成長痛」『仏教タイムス』2023年2月23日。
- ・(コラム)「女性僧侶の誕生と葛藤5 黄金の3割と脱トークニズム」『仏教タイムス』2023年3月2日。
- ・(コラム)「女性僧侶の誕生と葛藤6 〈男社会〉の困難の中で」『仏教タイムス』2023年3月9日。
- ・(コラム)「女性僧侶の誕生と葛藤7 〈女性ならではの〉危険性と可能性」『仏教タイムス』2023年3月16日。
- ・(出演)「宗教メディアサミット 中外日報×仏教タイムス×文化時報×キリスト新聞」2023年3月17日。
- ・(コラム)「女性僧侶の誕生と葛藤8 データで見る女性教師像の変化」『仏教タイムス』2023年3月23日。
- ・(報告書)『日蓮宗全女性教師アンケート報告書(令和3年度版)』日蓮宗現代宗教研究所、2023年3月。

野口生也 共同研究員 宗教人類学、ペンテコスタリズム研究

原田雄斗 共同研究員 日本近代史、日本宗教史

ジャン＝ミシェル・ビュテル (BUTEL, Jean-Michel) 共同研究員 日本民俗学

チャールズ・フレール (FREIRE, Carl)

共同研究員 近代の日本史(特に社会史・思想史)

牧野元紀 共同研究員 ベトナム近代カトリック布教史、太平洋海域交流史、アーカイブズ学
[口頭発表]

- ・(講演)「明治期の東北地方におけるカトリック再布教の試み—プロトランド神父とルマレシャル神父の事例から」「知の大冒険—東洋文庫 名品の煌めき—」展記念講演会、東北歴史博物館、2022年5月29日。
- ・(発表)「昭和女子大学のアーキビスト養成教育—現状と展望—」公開シンポジウム「アーカイブズ専門職問題の新潮流(第27回 史料保存利用問題シンポジウム)」、オンライン開催、2022年6月25日。

[その他]

- ・(コラム)「フラヌール第2回『インドシナ書誌』『季刊永青文庫』117号、2022年5月、38頁。
- ・(学会参加記)「日本アーカイブズ学会2021年度第1回研究集会「アーキビスト教育の新展開—大阪大学・島根大学における認証アーキビスト養成の取り組み—」参加記」『アーカイブズ学研究』36号、2022年6月、50-55頁。
- ・(シンポジウム報告、野口朋隆氏と共著)「昭和女子大学大学院アーキビスト養成プログラムの取り組みについて」『日本歴史学協会年報』38号、2023年3月。

三ツ松誠 共同研究員 日本思想史

[単行本]

- ・(分担執筆)「江戸時代の脊振山」神崎市教育委員会市史編纂室編『神崎市史 第2巻 原始・古代、中世、近世 編』神崎市、2022年4月、815-824頁。
- ・(分担執筆)「寅吉をめぐる冒険」山下久夫・斎藤英喜編『平田篤胤 狂信から共振へ』法蔵館、2023年2月、205-226頁。

[論文]

- ・「国学政治思想史研究の現在」『國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報』第15号、2022年9月、24-32頁。

[口頭発表]

- ・「和歌と真情—ポスト宣長期の国学者を事例に—」第38回日本ドイツ学会大会、オンライン開催、2022年6月25日。
- ・(講演)「漢字より古い文字?—神代文字論争と佐賀—」佐賀大学公開講座佐賀の歴史と文化、於佐賀大学本庄キャンパス、2022年7月3日。
- ・(講演)「『葉隠』の読まれ方あれこれ」歴史発見講座、於みやき町コミュニティーセンター、2022年8月19日。
- ・(講演)「大隈重信の学生時代—そのとき佐賀の教育事情—」佐賀大学・佐賀大学校友会第11回ホームカミングデー、於佐賀大学本庄キャンパス、2022年11月5日。
- ・「柴田礼一の実行教管長就任と教派神道界」日本思想史学会2022年度大会、於同志社大学今出川校地新町キャンパス、2022年11月6日。
- ・(講演)「小城の元武、水戸の光圀」令和4年度佐賀大学・小城市交流事業特別展「佐賀藩と小城藩—本家と分家の複雑な関係—」記念講演会、於小城市立歴史資料館、2022年12月10日。
- ・(講演)「歌人中島広足、佐賀まで花見に—『佐嘉日記』の旅—」私が教えたい佐賀の歴史と文化100分集中講義、於佐賀市立図書館、2023年1月28日。
- ・「コメント」2022年度第7回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2023年2月21日。

[その他]

- ・(書評)三ツ松誠「書評と紹介 天野真志著『幕末の学問・思想と政治運動 気吹舎の学事と周旋』」『日本歴史』第887号、2022年4月、98-100頁。
- ・(書評)三ツ松誠「大沼宜規著『考証の世紀』——十九世紀日本の国学考証派」『日本思想史学』第54号、2022年9月、175-179頁。

- ・(書評) 三ツ松誠「復古神道と日本書紀—『日本書紀一三〇〇年史を問う』を読んで—」『新しい歴史学のために』第301号、2022年12月、32-40頁。

宮澤安紀 共同研究員 宗教社会学

[口頭発表]

- ・「手元供養と遺骨のマテリアリティ」「家内における死者祭祀・祭具の現在とその歴史的検討：変容するモノ・家族・社会」2022年度第4回研究会、於国立歴史民俗博物館、2023年2月19日。
- ・「現代日本における遺骨への態度をめぐって—遺骨の両義性と手元供養品」、2022年度第9回日本文化研究所研究会、オンライン開催、2023年3月28日。

[その他]

- ・(受賞記念文)「「自然に優しい葬送」とは？——自然葬法をめぐる問い」『国際宗教研究所ニュースレター』第96号、(公財)国際宗教研究所、2022年6月、10-11頁。
- ・(報告書)「日本におけるオンラインメモリアルサイトの可能性について」『一般社団法人冠婚葬祭文化振興財団 冠婚葬祭総合研究所論文集』令和4年度、2023年5月、88-95頁。

村上晶 共同研究員 宗教社会学

[単行本]

- ・(分担執筆)「軀であり翼であり」『わたしの学術書—博士論文書籍化をめぐって』春風社、2022年4月、199-206頁。

[論文]

- ・「「かもしれない」領域を照らす民間信仰研究へ—Folk, Popular, VernacularそしてLived という視座をめぐって—」『駒澤大学佛教学部論集』2022年10月、244-268頁。

[口頭発表]

- ・“What Is “Lived Religion” Made of? Rethinking “Religion” in Contemporary Shamanism”日本宗教学会第81回学術大会 (パネルEsotericism, Occultism, and Spiritual Therapies during the Long Twentieth Century: Theoretical Implications)、於愛知学院大学 (オンライン開催)、2022年9月11日。

矢崎早枝子 共同研究員 宗教学

[論文]

- ・“The Islamic Manuscript Collection of A.S. Yahuda in Princeton University Library: A History of Acquisition,” Ali M. Ansari ed., *Fruit of Knowledge, Wheel of Learning: Essays in Honour of Carole Hillenbrand*, Gingko Library, 2022.4., pp.176-189.
- ・“Classes of Beings in Sufism,” Christian Lange and Alexander Knysh eds., *Handbook of Sufi Studies Vol. 2: Sufi Cosmology*, Brill, 2022.12. (E-Book), 2023.1. (Hardback), pp.68-88.

[口頭発表]

- ・“Power dressing in politics: The clothing of Kami (Shinto deities) from textbooks to manga in Japan,” Religion, Challenge and Change seminar series “Decolonising knowledge,” University of Glasgow (Online), 2022.4.20.
- ・“The Islamic manuscript collection of A.S. Yahuda in Princeton University Library: A history of acquisition,” British Association for Islamic Studies Conference, University of Edinburgh, 2022.6.7.
- ・(講演) “Disciplining or learning the self: A comparative analysis of self-transformation and ethical conduct in Sufism and Zen,” Theology and Religious Studies, University of Nottingham, 2022.10.12.
- ・(講演) “Kimono - sense and sustainability,” Theology and Religious Studies Community, University

of Glasgow, 2023.3.15.

[その他]

- ・(セミナー共催) “Religion, Challenge and Change Seminar Series,” University of Glasgow, 2022.4.20., 5.17., 6.29, 2023.1.25., 3.9.
- ・(イベント共催) “Experiencing Japanese tradition through food and the spirit of tea,” University of Glasgow, 2022.10.6.
- ・(ワークショップ共催) “Food consciousness and Japanese culinary practice workshop,” University of Glasgow, 2023.2.24.

ラーション・エーニルス (LARSSON, Ernils) 共同研究員 宗教学

[口頭発表]

- ・“Arguing the Naha Confucius Temple case: Confucianism as historical heritage or foreign encroachment in Okinawa,” European Association for the Study of Religion (EASR) in Vilnius, Lithuania, 2022.9.4-8.

出版物紹介

藤井修平『科学で宗教が解明できるか—進化生物学・認知科学に基づく宗教理論の誕生—』

(勁草書房、2023年1月)

内容紹介

本書は、進化生物学や認知科学の知見を用いた宗教理論である「科学的宗教理論」が21世紀に登場したことが、宗教研究の分野にいかなる展開をもたらすかという点について、その方法論、成立経緯、批判および思想的役割の分析を通して解明を試みたものである。

本書では科学的宗教理論に対し、既存の宗教研究との関連(第1章)、進化生物学と認知科学における背景と理論の展開(第2・3章)、それに対する方法論的議論と批判(第4章)、関連する宗教思想(第5・6章)という複数の視点からアプローチし、科学的宗教理論はどのような分野の知見を参照しているか、それは宗教をどのように捉えているか、既存の研究とはいかなる点が異なるか、その登場にはどんな社会的背景があるかといった問いに答えている。

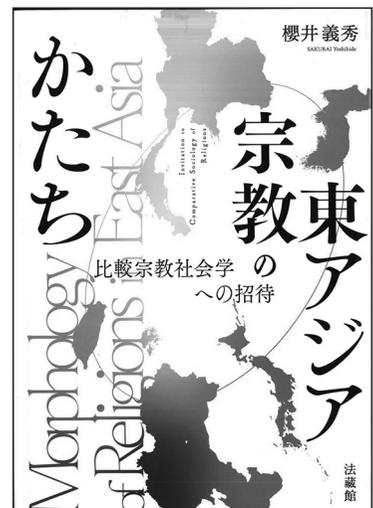


櫻井義秀『東アジア宗教のかたち—比較宗教社会学への招待—』

(法藏館、2022年6月)

内容紹介

本書は、宗教に「かたち」を見だし、近代化という共通の経験やそのプロセスの違いによる地域ごとの差異に着目して比較することで、より広い視点から東アジアの宗教文化を論じたものである。序章において、比較宗教社会学とは何か、また、その視点と手法が述べられ、本書の意図・立場が明らかにされる。2章以降では、タイ、中国、台湾、チベット、香港、韓国、日本における仏教をはじめとする伝統宗教や新宗教、民俗宗教が、政治体制との関係や近年の動向にも触れながら俯瞰される。長年にわたる現地調査での経験が惜しみなく盛り込まれ、著者の視点からみる宗教文化論が平易な語り口で展開される点が本書の特徴であろう。巻末には、付録として「アジアの宗教を読む20冊」が収録されている。



港千尋・平藤喜久子編『〈聖なるもの〉を撮る—宗教学者と写真家による共創と対話—』

(山川出版社、2023年8月)

内容紹介

本書は、祭り・祈り・聖地・教祖などの〈聖なるもの〉に取り組み、撮影してきた宗教学者と写真家総勢14名が、それぞれの立場からどのように〈聖なるもの〉と向き合っているかを論じた画期的な試みである。写真家が写真を撮ることと研究者が文章を書くことには重なりあうものがあると編者は述べる。

第一部・第二部では、様々な聖なる場所・人物への向き合い方が語られ、第三部では、柳田國男や岡本太郎など写真と積極的に関わった先人たちのまなざしを取り上げられる。スマホが普及し、誰もが簡単に撮影・発信できる現在、〈聖なるもの〉を撮り、それを見ること・見せることはどのような意味をもつのか。研究者が持ち寄った「失敗写真」を題材に写真家の技術を学ぶ対話を収録されている。



飯倉義之監修、いとうみちろう絵『はじめてのオニずかん』

(スタジオタッククリエイティブ、2022年9月)

内容紹介

本書は古今東西のオニを取り上げた、子供向けのずかんえほんである。子供でも読みやすい平易な文章に、迫力あるフルカラーのイラストが多数入っており眺めるだけでも楽しい。しかしただ楽しいだけに終わらず、説明を読んでもみるとその専門的な内容に驚く。まず冒頭の「オニって何だろう?」ではオニが歴史的にかなり広い意味で多彩な描かれ方をしていたこと、病気や自然災害など”おそろしいもの”をオニと呼んでいたことを説明する。以下、「大江山のオニ」「仏教・神界のオニ」「地獄のオニ」「日本各地に伝わるオニ」「物語のオニ」「外国のオニ」と、有名な説話や祭りに登場するものなど様々な出典をもつオニを多数取り上げる。コラムでは陰陽五行説など背景となる思想の解説まで盛り込む力の入れようだ。本書を読んだ子供たちが数十年後、妖怪の研究者となることもあるのかもしれない。



國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報 第 16 号

令和 5 年 9 月 30 日 発行

発 行 者 平藤喜久子

編集担当 吉永博影

川嶋麗華

印 刷 所 株式会社 丸井工文社

発 行 所 國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所

東京都渋谷区東 4 丁目 10 番 28 号

郵便番号 150-8440

電話 03-5466-0104 (研究開発推進機構事務課)

FAX 03-5466-9237

